



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
法務文書課

定期第 2 2 5 5 号 平成 2 1 年 6 月 2 4 日 発行

目 次

は県例規集登載

【告示】

番 号	表 題	担当課名
3 9 9	大規模小売店舗立地法の規定により意見が述べられた件	地域経済課
4 0 0	同	同
4 0 1	家畜伝染病が発生した件	ブランド戦略総局 畜産課
4 0 2	指定居宅サービス事業者を指定した件	長寿保険政策局 長寿社会課 介護保険指導室
4 0 3	指定居宅介護支援事業者を指定した件	同
4 0 4	指定介護予防サービス事業者を指定した件	同

【訓令】

番 号	表 題	担当課名
1 0	徳島県総合県民局企画員室設置規程	新行政体制整備課
1 1	徳島県事務決裁規程の一部を改正する訓令	同

【公告】

番 号	表 題	担当課名
	徳島県環境影響評価条例の規定に基づく公告	運輸政策総局 港湾空港企画課 空港地域整備室

徳島県告示第三百九十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により意見が述べられたので、同条第三項の規定により、意見の概要について次のとおり公告し、当該意見を縦覧に供する。

平成二十一年六月二十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームプラザナフコ鳴門店

鳴門市里浦町粟津字西開一六八番一ほか

二 法第八条第一項の意見の対象となつた届出に係る告示

平成二十一年徳島県告示第七十二号（大規模小売店舗立地法の規定による届出があつた件）

三 法第八条第一項の規定により鳴門市から聴取した意見の概要

店舗の立地による新たな渋滞発生も予測されるため、周辺の渋滞緩和について合理的な範囲で対策を講じること。

出入口周辺等の交通安全を確保する対策を講じること。

環境基本法及び鳴門市環境基本条例の基本理念にのっとり水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法、大気汚染防止法等の環境関連法令及び徳島県生活環境保全条例、鳴門市公害防止条例等の環境関連条例規則を遵守し、事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、廃棄物においては自己（事業者）の責任において適正に処理し、環境の保全上の支障を防止するための必要な措置を講ずること。

事業活動に係る苦情があつた場合、誠意を持ってこれに適正に対応すること。

四 意見の縦覧場所、期間及び時間

- 1 縦覧の場所 徳島県商工労働部地域経済課及び鳴門市経済部商工観光課
- 2 縦覧の期間 平成二十一年六月二十四日から平成二十一年七月二十四日まで
- 3 縦覧の時間 午前九時から午後五時まで

徳島県告示第四百号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により意見が述べられたので、同条第三項の規定により、意見の概要について次のとおり公告し、当該意見を縦覧に供する。

平成二十一年六月二十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
フレスポ阿波池田
- 二 三好市池田町サラダ一六一二番二ほか
- 二 法第八条第一項の意見の対象となつた届出に係る告示
平成二十一年徳島県告示第七十四号（大規模小売店舗立地法の規定による届出があつた件）
- 三 法第八条第一項の規定により三好市から聴取した意見の概要
特になし
- 四 意見の縦覧場所、期間及び時間
 - 1 縦覧の場所 徳島県商工労働部地域経済課及び三好市産業観光部商工政策課
 - 2 縦覧の期間 平成二十一年六月二十四日から平成二十一年七月二十四日まで
 - 3 縦覧の時間 午前九時から午後五時まで

徳島県告示第四百一号

次のとおり家畜伝染病が発生したので、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第四項の規定により公示する。

平成二十一年六月二十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患者及び疑似患者の区分	発生戸数及び頭数	発生の場所	発生年月日	転帰
ヨ―ネ病	牛	患者	一戸 一頭	阿波市市場町切幡古田二三八	平成二十一年六月十一日	殺処分

徳島県告示第四百二二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、指定居宅サービス事業者として次のとおり指定した。
平成二十一年六月二十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所		サービスの種類		指定年月日
名称	所在地	名称	所在地	種類		
株式会社ホームケア べんり堂	徳島市北矢三町一丁目一番 一五号	ホームケアべんり堂訪問 看護ステーション	徳島市北矢三町一丁目一番 一五号	居宅療養管理 指導		平成二十一年六月 一日
株式会社和	同 北常三島町二丁目四 八番地一	訪問看護ステーション青 空	同 北常三島町二丁目四 八番地一	同		同
有限会社メディウエ ル	吉野川市川島町桑村九六二 番地一五	ケアステーション風見鶏	吉野川市川島町桑村二三〇 一番地二	訪問介護		同
医療法人芳越会	美馬市脇町大字脇町三四〇 番地	訪問看護ステーションみ やの	美馬市脇町大字脇町一二七 〇番地	居宅療養管理 指導		同
有限会社ネット	阿南市羽ノ浦町中庄段上一 四番地八	宅老所こころ	徳島市雑賀町西開二四五 三	通所介護		同
株式会社花乃苑	徳島市北沖洲二丁目九番五 五号	花乃苑訪問介護センター	同 北沖洲二丁目九番五 五号	訪問介護		同
有限会社ブレタ	小松島市新居見町字東山下 一〇二番地四	花乃苑デイサービスセン ター	同	通所介護		同
合同会社タラマント	同 和田島町字塚ノ間 六番地の二	デイサービスにこにこ苑	小松島市金磯町字一番地一 九一	同		同
		デイサービス和	同 和田島町字塚ノ間 六番地の二	同		同

徳島県告示第四百三三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十六条第一項の規定により、指定居宅介護支援事業者として次のとおり指定した。
平成二十一年六月二十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定居宅介護支援事業者		指定居宅介護支援事業を行う事業所		サービスの種類	指定年月日
名称	所在地	名称	所在地		
株式会社花乃苑	徳島市北沖洲二丁目九番五号	花乃苑居宅介護支援センター	徳島市北沖洲二丁目九番五号	居宅介護支援	平成二十一年六月一日
医療法人橋本医院	鳴門市大津町吉永字四番越四七一番地六	居宅介護支援事業所橋本医院	鳴門市大津町吉永字四番越四七一番地六	同	同

徳島県告示第四百四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十二条第一項本文の規定により、指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定した。

平成二十一年六月二十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定介護予防サービス事業者		指定介護予防サービス事業を行う事業所		サービスの種類	指定年月日
名称	所在地	名称	所在地		
株式会社ホームケアベ んり堂	徳島市北矢三町一丁目一番一 五号	ホームケアべんり堂訪 問看護ステーション	徳島市北矢三町一丁目一番一 五号	介護予防居宅 療養管理指導	平成二十一年六月 一日
株式会社和	同 北常三島町二丁目四八 番地一	訪問看護ステーション 青空	同 北常三島町二丁目四八 番地一	同	同
有限会社メディウエル	吉野川市川島町桑村九六二番 地一五	ケアステーション風見 鶏	吉野川市川島町桑村二三〇一 番地二	介護予防訪問 介護	同
医療法人芳越会	美馬市脇町大字脇町三四〇番 地	訪問看護ステーション みやの	美馬市脇町大字脇町二二七〇 番地	介護予防居宅 療養管理指導	同
株式会社花乃苑	徳島市北沖洲二丁目九番五五 号	花乃苑訪問介護センタ ー	徳島市北沖洲二丁目九番五五 号	介護予防訪問 介護	同
有限会社プレタ	小松島市新居見町字東山下一 〇二番地四	デイサービスにこにこ 苑	小松島市金磯町字一番地一九 一	同	同
合同会社タラマント	同 和田島町字塚ノ間六 番地の二	デイサービス和	同 和田島町字塚ノ間六 番地の二	同	同
医療法人青樹会	徳島市丈六町行正二七番地の 一	すだちの園介護予防訪 問リハビリテーション センター	徳島市丈六町行正二七番地一	介護予防訪問 リハビリテー ション	同

徳島県訓令第十号

庁 中 一 般

徳島県総合県民局

徳島県東部県税局

徳島県東部保健福祉局

徳島県東部農林水産局

徳島県東部県土整備局

各 出 先 機 関

徳島県総合県民局企画員室設置規程を次のように定める。

平成二十一年三月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県総合県民局企画員室設置規程

(設置)

第一条 一の徳島県総合県民局(以下「総合県民局」という。)において、その所管区域内の地域における特定の重要課題であつて当該総合県民局の複数の部又は室にまたがるもの(以下「地域重要課題」という。)を、組織の枠を超えて柔軟かつ機動的に処理させるため、総合県民局企画員室(以下「企画員室」という。)を設置する。

(構成)

第二条 企画員室は、総括企画員、主任企画員及び企画員(以下「総括企画員等」という。)をもつて構成する。

2 総括企画員等は、企画員室の事務に係る総合県民局の部又は室の職員のうちから必要に応じて、当該総合県民局の長が随時指名する。

3 総括企画員は、企画員室を代表する。

4 総括企画員等は、総合県民局の部又は室の職を保持したまま企画員室において地域重要課題を処理するものとする。

(報告)

第三条 総括企画員は、企画員室が処理する地域重要課題の処理の状況を上司に対し随時報告するとともに、その結果を当該地域重要課題に係る地域を所管する総合県民局(以下「所管総合県民局」という。)の長に報告するものとする。

(関係部局等の長の責務)

第四条 企画員室の事務に係る総合県民局の部又は室の長は、企画員室の運営に積極的に協力しなければならない。

2 企画員室が処理する地域重要課題に係る本庁の部、総局、局、課若しくは室、所管総合県民局以外の総合県民局、東部各局又は出先機関の長は、企画員室の運営に積極的に協力するよう努めるものとする。

(雑則)

第五条 この規程に定めるもののほか、企画員室に関し必要な事項は、所管総合県民局の長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。

庁 中 一 般

徳島県総合県民局

徳島県東部県税局

徳島県東部保健福祉局

徳島県東部農林水産局

徳島県東部県土整備局

各 出 先 機 関

徳島県教育委員会事務局

徳島県人事委員会事務局

徳島県監査事務局

徳島県労働委員会事務局

徳島県収用委員会事務局

徳島県警察本部

徳島県議会事務局

徳島県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年三月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県事務決裁規程の一部を改正する訓令

徳島県事務決裁規程（昭和四十二年徳島県訓令第六十号）の一部を次のように改正する。

第二条第十号を次のように改める。

十 局長等 徳島県行政組織規則第十二条に規定する総局長及び局長（県民くらし安全局長及び政策企画総局長を除く。）をいう。

第二条第十一号中「総合政策局長及び高規格道路推進局長」を「県民くらし安全局長及び政策企画総局長」に改める。

第三条第三項第一号中「危機管理局」を「危機管理部」に改める。

第七条の二（見出しを含む。）中「局長」を「局長等」に改める。

第七条の三の見出し中「局長」を「局長等」に改め、同条中「局長」を「局長等」に改める。

第七条の四第一項中「危機管理局長」を「危機管理部長」に改め、同条中第五項を第六項とし、同条第四項中「知事が指定する高規格道路推進局次長」を「徳島県高速道路用地推進事務所長及び徳島県新直轄道路用地推進事務所長」に、「高規格道路推進局の所掌に係る事務の一部」を「四国横断自動車道阿南中村線に係る用地事務」に改め、「事項を」の下に「それぞれ」を加え、同項を同条第五項とし、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 県立総合大学校本部長は、第六条から前条までの規定にかかわらず、政策企画総局の所掌に係る事務の一部のうち、企画総務部長があらかじめ知事の承認を得て定める事項を専決するものとする。

第八条の三中「課内室長は」の下に「、その所掌に係る事務に関し」を加える。

第十四条第一項中「規定する課長」の下に「、総局長及び室長」を加え、「課長」を「課長等」に改める。

第十九条の表知事の事務部局の知事の項中「、危機管理局长」を削り、「主務部長等）主務部長又は危機管理局长をいう。以下同じ。）」を「主務部長」に、「、主務部長等」を「、主務部長」に改め、同表知事の事務部局の部長の項を次のように改める。

部長	部		
	副局長が置かれていない総局	副部長（部に二人以上の副部長が置かれているときは、部長が指定する副部長）	主務課長
	副局長が置かれていない総局又は局	主務総局長	副局長
	副局長が置かれていない総局又は局	主務局长等、県民くらし安全局长又は政策企画総局長	総局又は局に置かれた次長（総局又は局に二人以上の次長が置かれているときは、局长等、県民くらし安全局长又は政策企画総局長が指定する次長）

第十九条の表知事の事務部局の部長の項の次に次のように加える。

総局長（政策企画総局長を除く。）	副局長が置かれていない総局	副局長	主務課長
	副局長が置かれていない総局	次長（総局に二人以上の次長が置かれているときは、総局長が指定する次長）	主務課長

第十九条の表知事の事務部局の局長の項の項名を「局長（県民くらし安全局长を除く。）

）」に改め、同項中

課長補佐（局に二人以上の課長補佐が置かれているときは、局長が指定する課長補佐）

を

監

察監

課長補佐（局に二人以上の課長補佐が置かれているときは、局長が指定する課長補佐）

に改め、同表知事の事務部局の課長

の項中「課長補佐（課に二人以上の課長補佐が置かれているときは、課長が指定する課長

補佐）」を「副課長」に、

総合政策局及び高規格道路推進局

総合政策局長又は高規格道路推進局長が指定する次長

総合政策局長又は道路推進局長が指

課長補佐

高規格
定する

を

県民くらし安
全局及び政策
企画総局

県民くらし安全局長又は
政策企画総局長が指定す
る次長

副課長

に改め、同表知事の事務部局の課内室長の項を次のように改める。

課内室長

副室長

第十九条の表知事の事務部局の総合県民局の長の項中「局次長（総合県民局に二人以上の局次長が置かれているときは、総合県民局の長が指定する局次長）」を「副局長」に改め、同表議会議事事務局の総務課長の項中「総務課課長補佐」を「総務課副課長」に改め、同表教育委員会事務局の教育長の項中「教育次長」を「副教育長」に改め、同表教育委員会事務局の課長の項を次のように改める。

課長等		課	副課長	
	総局		副局長（総局に二人以上の副局長が置かれているときは、総局長が指定する副局長）	総局長が指定する部長
	室		室長補佐（室に二人以上の室長補佐が置かれているときは、室長が指定する室長補佐）	

第十九条の表人事委員会事務局の任用課長の項中「任用課課長補佐」を「任用課副課長」に改め、同表監査事務局の監査第一課長の項中「監査第一課課長補佐」を「監査第一課

副課長」に改め、同表労働委員会事務局の調整課長の項中「調整課長補佐」を「調整課副課長」に改め、同表警察本部の課長等の項中「（隊に二人以上の副隊長が置かれているときは、隊長が指定する副隊長）」を削り、同表警察本部の警察署長の項を次のように改める。

警察署長		副署長	
------	--	-----	--

別表第一各部の共通事項の項第二十六号を次のように改める。

二十六 審議監及び理事の職の職員に関する次のこと。

1 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）に関する次のこと。

(一) 第二十六条の二第一項の規定による修学部分休業の承認

(二) 第二十六条の三第一項の規定による高齢者部分休業の承認

(三) 第三十四条第二項の規定による職員が法令による証人、鑑定人等となり、職務

上の秘密に属する事項を発表する場合の許可

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百十号）第十九条第一項の規定による部分休業の承認及び同条第三項において準用する同法第五条第二項の規定による部分休業の承認の取消し

3 職員の修学部分休業に関する条例（平成十七年徳島県条例第十四号）第四条の規定による修学部分休業の承認の取消し

4 職員の高齢者部分休業に関する条例（平成十七年徳島県条例第十五号）に関する次のこと。

(一) 第五条の規定による高齢者部分休業の承認の取消し又は休業時間の短縮

(二) 第六条の規定による高齢者部分休業の休業時間の延長

5 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和四十年徳島県条例第二十号）に関する次のこと。

(一) 第五条の規定による週休日の振替又は四時間の勤務時間の割振りの変更

(二) 第九条第一項の規定による代休日の指定

(三) 第十六条の規定による病気休暇（結核性疾患による病気休暇を除く。）、特別休暇、介護休暇及び無給休暇の承認

6 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（昭和四十年徳島県人事委員会規則七 一）第五条の二第二項、第五条の三第二項及び第五条の五第二項の規定による通知

7 徳島県職員服務規程（昭和四十年徳島県訓令第四百九十八号）第十条第一項の規定による出張の命令、同条第二項の規定による出張日程の変更の指示及びその事後承認並びに同条第三項の規定による復命の受理及びその省略の承認

別表第一各部の共通事項の項中第二十九号から第三十四号までを削り、第二十八号を第二十九号とし、第二十七号を第二十八号とし、第二十六号の次に次の一号を加える。

二十七 地方公務員法第三十四条第二項の規定が準用される同法第三条第三項に規定する職員が法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表する場合の許可

別表第一各部の共通事項の項中第二十五号を第三十号とし、第三十六号から第四十一号までを五号ずつ繰り上げ、同表危機管理局に属する事項の項の項名中「危機管理局」を「危機管理部」に改め、同項に次の二号を加える。

二 災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第二条の規定による災害救助法施行令（昭和二十二年政令第百二十五号）第一条に規定する程度に災害が発生し、当該災害にかり、現に救助を必要とする者に対する救助の決定

三 徳島県消費者の利益の擁護及び増進のための基本政策に関する条例（平成十六年徳島県条例第五十七号）に関する次のこと。

- 1 第十条第一項の規定による消費者基本計画の策定
- 2 第三十五条第一項の規定による重要生活関連商品の指定及び同条第二項の規定による告示

別表第一企画総務部に属する事項の項第四号中9を削り、10を9とし、11から14までを1ずつ繰り上げ、同表県民環境部に属する事項の項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第七号までを一号ずつ繰り上げ、同項第八号中「第八条第一項」を「第二十条の三第一項」に改め、同号を同項第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八 徳島県地球温暖化対策推進条例（平成二十年徳島県条例第四十四号）第七条第一項の規定による地球温暖化対策推進計画の策定

別表第一県民環境部に属する事項の項第二十二号中3を削り、4を3とし、同表保健福祉部に属する事項の項を削る。

別表第三一般的事項の表部長の欄第二十五号を次のように改める。

二十五 徳島県統計調査条例（平成二十一年徳島県条例第十七号）第四条第一項の規定による県基幹統計調査の実施及び同条第二項の規定による県統計調査の実施に係る告示

別表第三一般的事項の表課長の欄第二十九号を次のように改める。

二十九 徳島県統計調査条例に関する次のこと。

- 1 第五条第一項の規定による報告要求
- 2 第六条第一項の規定による調査区の設定
- 3 第十条の規定による調査票情報の提供

別表第三一般的事項の表課長の欄第三十四号中「徳島県土木事務所の長及び徳島県徳島小松島港開発事務所長」を「総合県民局長及び徳島県東部県土整備局長」に改め、同表服務関係事項の表部長の欄第一号中「（所属の局長、次長、副理事、参事、所長及び本庁課長等）課長、室長、上席政策調査員、政策調査員、企画監、県政広報監、工事検査監及び部又は局に置かれる主幹をいう。」（以下この欄において「局長等」という。）に係る事項に限る。）を削り、同号の1中「局長等の職」を「自ら及び所属の総局長、局長、副部長、副局長、次長、所長、室長その他の部、総局（政策企画総局を除く。）又は局（県民くらし安全局を除く。）に置かれる職（以下この欄において「総局長等の職」という。）」に改め、同号の2中「局長等」を「自ら及び所属の総局長等」に改め、同号の3中「所属職員」を「自ら及び所属職員並びに過去に当該所属の長又は所属職員であった者」に改め、「許可」の下に「（所掌事務に係る職務上の秘密に係るものに限る。）」を加え、同欄第二号から第四号までの規定中「局長等」を「自ら及び所属の総局長等」に改め、

同欄第五号の1中「局長等」を「自ら及び所属の総局長等」に、「半日勤務時間」を「四時間の勤務時間」に改め、同号の2中「局長等」を「自ら及び所属の総局長等」に改め、同号の3中「局長等」を「自ら及び所属の総局長等」に改め、「(徳島県職員服務規程第十五条第二項又は第十六条の規定により人事課長の同意を要するものに係る承認にあつては、当該同意を受けたものに限る。)」を削り、同欄第六号及び第八号中「局長等」を「自ら及び所属の総局長等」に改め、同欄第九号中「課長級の職以下の職の職員に係るもの」を「自ら及び所属職員」に改め、同表課長の欄第一号の1及び2並びに第二号から第四号までの規定中「規定による」の下に「自ら及び」を加え、同欄第五号の1中「規定による」の下に「自ら及び」を加え、「半日勤務時間」を「四時間の勤務時間」に改め、同号の2及び3中「規定による」の下に「自ら及び」を加え、「(徳島県職員服務規程第十五条第二項又は第十六条の規定により人事課長の同意を要するものに係る承認にあつては、当該同意を受けたものに限る。)」を削り、同欄第六号中「通知(」の下に「自ら及び」を加え、同欄第八号の1及び2中「規定による」の下に「自ら及び」を加え、同号の3中「承認(」の下に「自ら及び」を加え、同表財務関係事項その一の表部長の欄第七号中「一件十平方メートル以上」の下に「かつ使用許可期間が一月を超える使用許可」を加え、同欄第八号の4及び5中「規定による」の下に「評価額が一件千円以上の」を加え、同号の10及び11中「一件十平方メートル以上」の下に「かつ使用許可期間が一月を超える使用許可」を加え、同号の12中「の行政財産」を「かつ使用許可期間が一月を超える行政財産」に改め、同表課長の欄第五号の1中「一件十平方メートル未満」の下に「又は使用許可期間が一月以内である使用許可」を加え、同欄第六号中22を24とし、11から21までを2ずつ繰り下げ、同号の10中「の行政財産」を「又は使用許可期間が一月以内である行政財産」に改め、同10を同号の12とし、同号の9中「一件十平方メートル未満」の下に「又は使用許可期間が一月以内である使用許可」を加え、同9を同号の11とし、同号の8中「一件十平方メートル未満」の下に「又は使用許可期間が一月以内である使用許可」を加え、同8を同号の10とし、同号中7を9とし、6の次に次のように加える。

7 第二十五条第一項の規定による評価額が一件千円未満の普通財産の行政財産への編入

8 第二十六条の規定による評価額が一件千円未満の行政財産の用途変更又は用途廃止

別表第四危機管理政策課の頂部長の欄中第六号を第八号とし、第三号から第五号までを二号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の二号を加える。

三 災害救助法に関する次のこと。

- 1 第二十三条の規定による救助の実施
- 2 第二十四条第一項の規定による救助関係業務の従事命令
- 3 第二十五条の規定による救助関係業務の協力要請
- 4 第二十六条第一項の規定による物資の保管命令又は物資の収用
- 5 第二十七条第一項の規定による施設等への当該職員による立入検査、同条第二項の規定による同条第一項の規定による物資を保管させた者からの報告の徴収又は当該職員による立入検査及び同条第三項の規定による立入りの通知

6 第二十八条の規定による電気通信設備の優先利用等の決定

7 第三十二条の規定による日本赤十字社への救助等の委託

四 災害救助法施行令第二十三条第一項の規定による市町村長が行うこととする事務の内容及び期間の通知

別表第四危機管理政策課の項課長の欄第五号中「危機管理局」を「危機管理部」に改め、同号を同項第六号とし、同項中第四号を第五号とし、第二号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 災害救助法施行令第十四条第二項第三号の規定による扶助金の支給基礎額の決定別表第四県民くらし安全課の項を削り、同表消防保安課の項の次に次のように加える。

<p>県民くらし安全 全局</p>	<p>一 徳島県消費者の利益の擁護及び増進のための基本政策に関する条例に関する次のこと。</p> <ol style="list-style-type: none">1 第十五条の規定による調査の実施2 第十六条第一項の規定による情報提供3 第二十七条の規定による指導又は勧告（同条第一号に係るものに限る。）4 第三十条第一項の規定による徳島県消費生活審議会に対するあつせん又は調停の要求5 第三十一条の規定による訴訟資金の貸付け <p>二 徳島県消費者の利益の擁護及び増進のための基本政策に関する条例施行規則（平成十七年徳島県規則第五十四号）に関する次のこと。</p> <ol style="list-style-type: none">1 第十九条第一項の規定による貸付けの決定の取消し及び同条第二項の規定による貸付金の返還命令2 第二十五条の規定による報告の徴取等3 消費生活モニターの委嘱4 消費生活価格情報の調査対象品目の指定5 消費生活協同組合法に関する次
<p>一 徳島県食の安全安心推進条例（平成十七年徳島県条例第百十五号）に関する次のこと。</p> <ol style="list-style-type: none">1 第十五条第一項の規定による当該職員による立入検査等2 第十六条第一項の規定による勧告及び同条第二項の規定による勧告に従わない旨の公表 <p>二 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）に関する次のこと。</p> <ol style="list-style-type: none">1 第十九条の十四第一項及び第二項の規定による製造業者等に対する指示2 第二十条第二項の規定による報告の徴収又は立入検査3 第二十一条第二項の規定による調査等の実施三 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行令（昭和二十六年政令第百九十一号） 和二十六年政令第百九十一号） 第十一条第三項、第四項及び第六項の規定による農林水産大臣への報告四 不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百二十四号）に関する次のこと。<ol style="list-style-type: none">1 第七条の規定による景品類の制限又は禁止等に違反する行為	<p>一 徳島県消費者の利益の擁護及び増進のための基本政策に関する条例に関する次のこと。</p> <ol style="list-style-type: none">1 第十五条の規定による調査の実施2 第十六条第一項の規定による情報提供3 第二十七条の規定による指導又は勧告（同条第一号に係るものに限る。）4 第三十条第一項の規定による徳島県消費生活審議会に対するあつせん又は調停の要求5 第三十一条の規定による訴訟資金の貸付け <p>二 徳島県消費者の利益の擁護及び増進のための基本政策に関する条例施行規則（平成十七年徳島県規則第五十四号）に関する次のこと。</p> <ol style="list-style-type: none">1 第十九条第一項の規定による貸付けの決定の取消し及び同条第二項の規定による貸付金の返還命令2 第二十五条の規定による報告の徴取等3 消費生活モニターの委嘱4 消費生活価格情報の調査対象品目の指定5 消費生活協同組合法に関する次

- 2 第八條第一項の規定による事業者が知事の指示に従わないとき等における公正取引委員会への措置要求
- 3 第九條第一項の規定による知事の指示又は公正取引委員会への措置請求を行うため必要があると認めるときの報告の徴収及び立入検査等
- 五 徳島県消費者の利益の擁護及び増進のための基本政策に関する条例に関する次のこと。
 - 1 第十一條第二項の規定による試験、検査又は調査並びに同條第三項の規定による徳島県消費生活審議会の意見の聴取及び指導又は勧告
 - 2 第十六條第二項の規定による情報提供
 - 3 第二十七條の規定による指導又は勧告（同條第一号に係るものを除く。）
 - 4 第二十八條第一項の規定による苦情等の処理
 - 5 第三十二條第二項の規定による貸付金の返還の免除又は猶予
 - 6 第三十四條の規定による事業者への協力要請
 - 7 第三十七條の規定による重要生活関連商品に関する資料の提出の要求又は調査
 - 8 第三十八條の規定による指導又は勧告
 - 9 第四十九條第二項の規定による調査及び措置
 - 10 第五十條第一項の規定による立入調査等
 - 11 第五十一條の規定による国等への措置要請等

- のこと。
 - 1 第十條第三項ただし書の規定による他の事業を行うことの承認
 - 2 第十二條第四項第二号及び第三号の規定による組合の員外利用の許可並びに同條第六項の規定による物品の供給事業を行う組合に対する措置命令
 - 3 第四十條第四項（第四十七條第六項において準用する場合を含む。）の規定による組合の定款の変更の認可並びに第四十條第五項及び第六項（これらの規定を第四十七條第六項において準用する場合を含む。）の規定による組合の規約の設定、変更又は廃止の認可
 - 4 第五十條の九第一項ただし書の規定による価格変動準備金の積立てをしないことの認可及び同條第二項ただし書の規定による価格変動準備金の取崩しの認可
 - 5 第五十三條の十七第二項（第五十三條の十九第二項において準用する場合を含む。）の規定による議決権の保有の承認
 - 6 第九十三條の規定による組合の業務又は会計の状況に関する報告の徴収
 - 7 第九十三條の二の規定による組合員その他組合の一般状況等に関する報告の徴収
 - 8 第九十三條の三第一項の規定による組合に対する報告又は資料の提出の要求及び同條第二項の規定による参考となるべき報告又は資料の提出の要求
 - 9 第九十四條の規定による組合

- 12 第五十二条の規定による公表
- 六 消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）に関する次のこと。
 - 1 第十二条の二第三項の規定において準用する保険業法（平成七年法律第五号）第三百六条及び第三百七条第一項の規定による業務改善命令及び共済契約の募集停止命令
 - 2 第五十条の十三の規定による共済計理人の解任命令
 - 3 第五十二条の四第三項の規定による契約条件の変更の申出の承認
 - 4 第五十二条の五の規定による業務の停止命令その他必要な措置命令
 - 5 第五十二条の十第一項の規定による共済調査人の選任及び同条第三項の規定による共済調査人の解任
 - 6 第五十三条の十三の規定による契約条件の変更の承認
 - 7 第五十八条（第六十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定による組合の設立の認可
 - 8 第六十二条第二項の規定による組合の解散の認可
 - 9 第六十九条の規定による組合の合併の認可
 - 10 第九十四条の二第二項の規定による改善計画の提出要求等又は業務の停止若しくは財産の供託の命令、財産の処分の禁止若しくは制限その他必要な命令、同条第四項の規定による認可の取消し及び同条第五項の規定による業務の停止若しくは役員
- の業務又は会計状況の検査
- 10 第九十四条の二第一項の規定による定款等に定めた事項の変更の命令又は業務執行の方法の変更の命令
- 六 家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）に関する次のこと。
 - 1 第四条第一項の規定による販売業者に対する指示及び同条第二項の規定による公表
 - 2 第十条第二項の規定による調査の実施
 - 3 第十九条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査
- 七 消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）に関する次のこと。
 - 1 第四十条第一項の規定による報告の徴収
 - 2 第四十一条第一項の規定による職員による立入検査
 - 3 第四十二条第一項の規定による特定製品の提出命令
- 八 特定商取引に関する法律に関する次のこと。
 - 1 第六条の二の規定による販売業者等に対する資料の提出要求
 - 2 第十二条の二の規定による販売業者等に対する資料の提出要求
 - 3 第二十一条の二の規定による販売業者等に対する資料の提出要求
 - 4 第三十四条の二の規定による連鎖販売取引の統括者等に対する資料の提出要求
 - 5 第三十六条の二の規定による連鎖販売取引の統括者等に対する資料の提出要求

-
- 11 解任の命令又は認可の取消し
第九十五条第一項の規定による組合の法令等の違反に対する措置命令、同条第二項の規定による役員了解命令又は事業の全部若しくは一部の停止命令及び同条第三項の規定による組合の解散命令
 - 12 第九十六条第一項の規定による組合の議決又は選挙若しくは当選の取消し
 - 七 特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）に関する次のこと。
 - 1 第七条の規定による販売業者等に対する必要な措置をとるべきことの指示
 - 2 第八条第一項の規定による訪問販売に関する業務の停止命令
 - 3 第十四条の規定による販売業者等に対する必要な措置をとるべきことの指示
 - 4 第十五条第一項の規定による通信販売に関する業務の停止命令
 - 5 第二十二条の規定による販売業者等に対する必要な措置をとるべきことの指示
 - 6 第二十三条第一項の規定による電話勧誘販売に関する業務の停止命令
 - 7 第三十八条の規定による連鎖販売取引の統括者、勧誘者又は連鎖販売業を行う者に対する必要な措置をとるべきことの指示
 - 8 第三十九条第一項の規定による連鎖販売取引の停止命令
 - 9 第四十六条の規定による役員提供事業者又は販売業者に対する必要な措置をとるべきこと
 - 6 第四十四条の二の規定による役員提供事業者等に対する資料の提出要求
 - 7 第五十四条の二の規定による業務提供誘引販売業を行う者に対する資料の提出要求
 - 8 第六十条第一項の規定による申出の受理
 - 9 第六十六条第一項の規定による販売業者等からの報告の徴収又は職員による立入検査
 - 九 ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律第十七条第一項の規定による報告の要求又は立入検査
-

<p>指示</p> <p>10 第四十七条第一項の規定による特定継続的役務提供に関する業務の停止命令</p> <p>11 第五十六条の規定による業務提供誘引販売業を行う者に対する必要な措置をとるべきことの指示</p> <p>12 第五十七条第一項の規定による業務提供誘引販売取引の停止命令</p> <p>13 第六十条第二項の規定による措置の実施</p> <p>八 ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律（平成四年法律第五十三号）に関する次のこと。</p> <p>1 第十条の規定による会員制事業者又は会員契約代行者に対する必要な措置をとるべき旨の指示</p> <p>2 第十一条第一項の規定による会員制事業者又は会員契約代行者に対する業務の全部又は一部の停止命令及び同条第二項の規定による公表</p>	
--	--

別表第四総合政策局の項の項名を「政策企画総局」に改め、同表総務課の項を次のように改める。

<p>総務課</p> <p>一 行政書士法（昭和二十六年法律第四号）に関する次のこと。</p> <p>1 第四条第一項の規定による指定試験機関への試験事務の委任</p> <p>2 第四条の十五第一項の規定による試験事務の委任の撤回</p> <p>二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に関する次のこと。</p> <p>1 第四条（第八十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による私立学校等の設置</p>	<p>一 宗教法人法（昭和二十六年法律第二百一十六号）に関する次のこと。</p> <p>1 第十四条第一項の規定による規則の認証</p> <p>2 第二十八条第一項の規定による規則の変更の認証</p> <p>3 第三十九条第一項の規定による合併の認証</p> <p>4 第四十六条第一項の規定による任意解散の認証</p>
---	--

廃止等の認可

2 第十三条（第八十二条の十一
第一項及び第八十三条第二項に
おいて準用する場合を含む。）
の規定による私立学校等の閉鎖
命令

3 第八十二条の八第一項の規定
による私立の専修学校の設置廃
止等の認可

4 第八十四条第一項の規定によ
る専修学校又は各種学校の設置
認可申請の勧告及び同条第二項
の規定による教育の中止命令

三 私立学校法（昭和二十四年法律
第二百七十号）に関する次のこと
。

1 第六条（第六十四条第一項に
おいて準用する場合を含む。）
の規定による教育の調査等に関

する必要な報告書の提出の要求
2 第十七条の規定による私立学
校審議会の議事の手続その他運
営に関する必要な事項の承認

3 第二十六条第二項（第六十四
条第五項において準用する場合
を含む。）の規定による収益事
業の種類の設定及びその公告

4 第三十一条第一項（第六十四
条第五項及び第七項において準
用する場合を含む。）の規定に
よる寄附行為の認可

5 第三十二条第一項（第六十四
条第五項において準用する場合
を含む。）の規定による寄附行
為の補充

6 第四十条の三（第六十四条第
五項において準用する場合を含
む。）の規定による仮理事の選
任

7 第四十条の四（第六十四条第

5 第四十九条第二項の規定によ
る清算人の選任の請求

6 第七十九条第一項の規定によ
る事業の停止命令

7 第八十条第一項の規定による
認証の取消し

8 第八十一条第一項の規定によ
る解散の請求

9 第八十二条ただし書の規定に
よる随伴者の数の制限

二 行政書士法に関する次のこと。

1 第三条第二項の規定による行
政書士試験の実施

2 第四条の八第二項の規定によ
る意見の申出

3 第四条の九第二項の規定によ
る意見の申出

4 第四条の十一第二項の規定に
よる指定試験機関への指示

5 第四条の十二第二項の規定に
よる報告の徴収又は当該職員に
よる立入検査

6 第四条の十三第三項の規定に
よる総務大臣への意見の申出

7 第四条の十六第一項の規定に
よる試験の実施

8 第十三条の二十二第一項の規
定による当該職員による立入検
査

9 第十四条の規定による行政書
士の業務の禁止等の処分

10 第十四条の二の規定による行
政書士法人の解散等の処分

11 第十四条の五の規定による懲
戒処分公告

12 第十六条の二の規定による行
政書士会の会則の認可

13 第十八条の六の規定による行
政書士会からの報告の徴収及び
業務についての勧告

	<p>五項において準用する場合を含む。）の規定による特別代理人の選任</p> <p>8 第四十五条（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による寄附行為の変更の認可</p> <p>9 第五十条第二項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による学校法人等の解散の認可及び認定</p> <p>10 第五十二条第二項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による学校法人等の合併の認可</p> <p>11 第六十一条（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による収益事業の停止命令</p> <p>12 第六十二条（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による学校法人等に対する解散命令</p> <p>13 第六十四条第六項の規定による組織変更の認可</p> <p>四 私立学校法施行令（昭和二十五年政令第三十一号）第二条第二項の規定による文部科学大臣への具申</p> <p>五 私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第十二条の規定による学校法人に対する措置</p>	<p>三 行政書士法施行細則（昭和二十六年徳島県規則第二十一号）第二条の規定による行政書士試験の合格者の決定</p> <p>四 私立学校法施行規則（昭和二十五年文部省令第十二号）第二条第四項、第四条第一項、第五条第一項、第六条第一項及び第九条第六項の規定による添付書類の決定</p> <p>五 私立学校振興助成法第十四条第三項ただし書の規定による公認会計士又は監査法人の監査報告書の添付の免除</p> <p>六 地方行政財政調査の実施及び資料の収集</p> <p>七 各種検査、調査、監督、監視、徴収、指導等を行うため法令の規定に基づき置かれる職に充てる職員（企画総務部に所属する職員に限る。）の指定（行政考査員及び特別考査員に係るものを除く。）</p>
--	---	---

別表第四総務課の次に次のように加える。

<p>法務文 書課</p>		<p>一 郵便法（昭和二十二年法律第六十五号）に関する次のこと。</p> <p>1 第二十二条第二項の規定による第三種郵便物の承認の求め</p> <p>2 第二十六条の規定による定期</p>
-------------------	--	---

	<p>刊行物の題号、掲載事項の種類 又は発行人の変更の承認の求め</p> <p>3 第三十四条の規定によるあて 名の変更又は取戻しの請求</p> <p>4 第三十八条第一項ただし書の 規定による郵便差出箱の設置の 承認の求め</p> <p>一一 徳島県報の発行</p>

別表第四人事課の項部長の欄第一号中「課長補佐及びこれに」を「副課長、課長補佐その他これらに」に改め、同項課長の欄第十五号から第十七号までを削り、第十八号を第十五号とし、第十九号を第十六号とし、同欄第二十号中「処理」の下に「（総務事務管理課長の専決に係るものを除く。）」を加え、同号を同欄第十七号とし、同欄第二十一号を第十八号とし、第二十二号を第十九号とし、第二十三号を第二十号とし、第二十四号を削り、第二十五号を第二十一号とし、第二十六号から第二十九号までを四号ずつ繰り上げ、同表新行政体制整備課の項部長の欄中第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 地方自治法第百八十条の二の規定による事務を委員会等へ委任し、又は執行機関の事務を補助する職員等をして補助執行させる場合の協議

別表第四財政課の項部長の欄第五号中「地方道路譲与税法」を「地方揮発油譲与税法」に、「地方道路譲与税の」を「地方揮発油譲与税の」に改め、同表税務課の項の次に次のように加える。

総務事務管理課	
	<p>一 知事の任免に係る者に関する次のこと（１から４までの規定の例によることとされる技能労務職員の手当に係る事務及び２の規定に準じて取り扱われる臨時的任用職員の通勤手当に係る事務を含む。）。</p> <p>1 給料等の支給に関する規則に関する次のこと。</p> <p>(一) 第七条第一項の規定による扶養親族の確認及び認定</p> <p>(二) 第八条の規定による証拠書類の提出要求</p> <p>2 通勤手当の支給に関する規則（昭和三十三年徳島県人事委員会規則六 一七）に関する次のこと。</p>

別表第四県民との協働課の項中「徳島県南部総合県民局」を「一の徳島県総合県民局」に改め、同表統計調査課の項を次のように改める。

		<ul style="list-style-type: none"> (一) 第四条の規定による事実の確認及び通勤手当の額の決定又は改定 (二) 第五条の規定による支給範囲の特例に係る認定 (三) 第十九条の規定による事後の確認 <p>3 住居手当に関する規則（昭和四十九年徳島県人事委員会規則六八七）に関する次のこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> (一) 第七条の規定による事実の確認及び住居手当の月額の決定又は改定 (二) 第八条の規定による家賃の額に相当する額の算定 (三) 第十条の規定による事後の確認 <p>4 単身赴任手当に関する規則（平成二年徳島県人事委員会規則六一二三）に関する次のこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> (一) 第八条の規定による事実の確認及び単身赴任手当の月額の決定又は改定 (二) 第十条の規定による事後の確認等 二 児童手当に関する事務の処理（計算及び支払いに関するもの及び他の者に補助執行させ、又は委任したものを除く。）
<p>統計調査課</p>	<ul style="list-style-type: none"> 一 統計法施行令（平成二十年政令第三百三十四号）第四条第一項の規定による基幹統計調査の結果の公表 二 徳島県統計調査条例第三条第一項の規定による知事以外の執行機 	<ul style="list-style-type: none"> 一 統計法施行令第四条第一項の規定による基幹統計調査に関する事務（基幹統計調査の結果の公表を除く。）の処理 二 国の委託統計調査の実施に伴う事務の処理

関に対する意見及び同条第二項の規定による県基幹統計調査の指定に係る告示

三 県政資料の収集

別表第四市町村課の項部長の欄第七号及び第八号を次のように改める。

七 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）第七条第一項（第二十四条において準用する場合を含む。）の規定による財政健全化団体の長等に対する勧告並びに第七条第三項（第二十四条において準用する場合を含む。）の規定による勧告内容の公表及び総務大臣への報告

八 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成十九年政令第三百九十七号）第二十四条第一項の規定による市町村である財政再生団体の総務大臣への報告又は協議に係る副申

別表第四市町村課の項部長の欄第十三号中「第七条第二項」を「第八条第二項」に改め、同項課長の欄第五号及び第六号を次のように改める。

五 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に関する次のこと。

1 第三条第三項（第二十二條第三項において準用する場合を含む。）の規定による市町村の健全化判断比率等の報告及び第三条第四項（第二十二條第三項において準用する場合を含む。）の規定による公表

2 第五条第一項（第二十四條において準用する場合を含む。）の規定による市町村が財政健全化計画等を策定した旨の報告及び第五条第四項（第二十四條において準用する場合を含む。）の規定による公表

3 第六条第一項（第二十四條において準用する場合を含む。）の規定による市町村の財政健全化計画等の実施状況の報告及び第六条第二項（第二十四條において準用する場合を含む。）の規定による公表

4 第二十七條第一項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による市町村の財政の早期健全化等が完了した旨の報告及び同条第二項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による公表

六 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令に関する次のこと。

1 第二十二條第一項の規定により知事が行うこととされる地方公共団体の財政の健全化に関する法律第十条第六項の規定による市町村の財政再生計画の変更に係る同意及び第二十二條第二項の規定による協議結果の報告

2 第二十四條第二項の規定による市町村の総務大臣への報告等に係る進達

別表第四市町村課の項部長の欄第八号中「地方道路譲与税法」を「地方揮発油譲与税法」に改め、同号の1（二）及び2中「地方道路譲与税」を「地方揮発油譲与税」に改め、同表地方分権推進課の項部長の欄に次の一号を加える。

四 地方自治法第二百五十二條の十七の二第二項（同法第二百九十一條の二第三項において準用する場合を含む。）の規定による市町村の長との協議（総合県民局の所管区域の区域内の市町村に係るものを除く。）
別表第四環境首都課の項を次のように改める。

環境首
都課

- 一 地球温暖化対策の推進に関する法律に関する次のこと。
 - 1 第二十条の三第八項の規定による実行計画の公表及び同条第十項の規定による実行計画に基づく措置の実施の状況の公表
 - 2 第二十四条第一項の規定による都道府県センターの指定、同条第三項の規定による改善命令及び同条第四項の規定による都道府県センターの指定の取消し
 - 二 徳島県地球温暖化対策推進条例に関する次のこと。
 - 1 第七条第五項の規定による地球温暖化対策推計画の公表
 - 2 第十二条の規定による指針の策定
 - 3 第二十一条の規定による地球温暖化対策計画書の公表
 - 4 第四十七条第一項の規定による公表及び同条第二項の規定による表彰
 - 5 第五十条の規定による勧告
 - 6 第五十一条第一項の規定による勧告に従わない場合の公表
 - 三 徳島県地球温暖化対策推進条例施行規則（平成二十一年徳島県規則第一号）第十三条第一号の規定による森林の保全及び整備に関する制度が適当であることの認定
 - 四 徳島県環境基本条例に関する次のこと。
 - 1 第八条の規定による環境の状況等に係る報告書の作成及び公表
 - 2 第十条第三項の規定による徳島県環境審議会の意見の聴取及び同条第四項の規定による環境基本計画の公表
- 五 徳島県生活環境保全条例第一百七
- 一 地球温暖化対策の推進に関する法律第二十三条第一項の規定による地球温暖化防止活動推進員の委嘱
 - 二 地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則（平成十一年総理府令第三十一号）第四条第三項の規定による都道府県センターに対する報告又は資料の提出の要求
 - 三 徳島県地球温暖化対策推進条例に関する次のこと。
 - 1 第四十八条の規定による指導及び助言
 - 2 第四十九条第一項及び第二項の規定による報告又は資料の提出の要求

条第一項の規定による環境物品等の調達の推進を図るための方針の作成

別表第四環境首都課の項の次に次のように加える。

自然環境課

一 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）に関する次のこと。

1 第四条第一項の規定による鳥獣保護事業計画の策定、同条第三項（第七条第七項、第十二条第六項、第十四条第四項、第二十八条第九項及び第二十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定による徳島県環境審議会の意見の聴取並びに第四条第四項（第七条第七項において準用する場合を含む。）の規定による公表及び環境大臣への報告

2 第七条第一項の規定による特定鳥獣保護管理計画の策定、同条第五項の規定による環境大臣との協議及び同条第六項の規定による関係地方公共団体との協議

3 第十二条第二項の規定による対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止又は制限及び同条第四項（第十四条第四項、第二十八条第九項及び第十項並びに第二十九条第四項及び第五項において準用する場合を含む。）の規定による環境大臣への届出

4 第十四条第一項の規定による特定鳥獣に係る休猟区において捕獲等を行うことができる区域の指定、同条第二項の規定による特定鳥獣に係る狩猟期間の延

一 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に関する次のこと。

1 第七条第四項（第十二条第六項及び第十四条第四項において準用する場合を含む。）の規定による公聴会の開催及び利害関係人の意見の聴取（公聴会の案件の区域が一の徳島県総合県民局又は徳島県東部農林水産局（以下この号において「総合県民局等」という。）の所管区域を超える場合に限る。）

2 第九条第一項の規定による鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可（県内居住者のうち知事が別に定めるもの及び県外居住者（以下この号及び次号において「県外居住者等」という。）に係るものに限る。）、同条第八項の規定による従事者証の交付（県外居住者等に係るものに限る。）、同条第九項の規定による許可証又は従事者証の再交付（県外居住者等に係るものに限る。）、同条第十一項の規定による許可証又は従事者証の返納の受理（県外居住者等に係るものに限る。）並びに同条第十三項の規定による捕獲等又は採取等の結果の報告の受理（県外居住者等に係るものに限る。）

3 第十条第一項の規定による違反者に対する措置命令（県外居

- 長及び同条第三項の規定による環境大臣が行う特定鳥獣に係る捕獲等の禁止又は制限の解除
 - 5 第十五条第一項の規定による指定猟法及び指定猟法禁止区域の指定
 - 6 第二十八条第一項の規定による鳥獣保護区の指定、同条第七項の規定による存続期間の更新及び同条第八項の規定による指定の解除
 - 7 第二十九条第一項の規定による特別保護地区の指定、同条第三項の規定による指定の解除及び同条第七項の規定による特別保護地区内の行為の許可
 - 8 第三十条第一項の規定による行為の実施方法についての指示、同条第二項の規定による違反者に対する行為の中止等の命令並びに同条第三項の規定による原状回復等の実施及び公告
 - 9 第三十二条第一項の規定による損失の補償
 - 10 第三十四条第一項の規定による休猟区の指定
 - 11 第三十五条第一項の規定による特定猟具使用禁止区域又は特定猟具使用制限区域の指定
 - 12 第四十一条の規定による狩猟免許試験の実施（試験内容及び日時）の決定に限る。）
 - 13 第五十九条の規定による狩猟を行うことができる者の数の制限
 - 14 第六十八条第一項の規定による猟区の認可
 - 15 第七十一条第一項の規定による猟区管理規程の変更又は猟区の廃止の許可
- 住者等に係るものに限る。）及び同条第二項（第十五条第十一項において準用する場合を含む。）の規定による許可の取消し（県外居住者等に係るものに限る。）
 - 4 第十五条第二項（第二十八条第九項及び第十項並びに第二十九条第四項及び第五項において準用する場合を含む。）の規定による公示、第十五条第四項の規定による指定猟法による捕獲等の許可（県外居住者等に係るものに限る。）、同条第七項の規定による指定猟法許可証の再交付（県外居住者等に係るものに限る。）、同条第九項の規定による指定猟法許可証の返納の受理（県外居住者等に係るものに限る。）、同条第十項の規定による違反者に対する措置命令（県外居住者等に係るものに限る。）及び同条第十三項（第二十八条第九項及び第二十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定による標識の設置
 - 5 第二十四条第一項の規定による販売禁止鳥獣等の販売の許可、同条第六項の規定による販売許可証の再交付、同条第八項の規定による販売許可証の返納の受理、同条第九項の規定による違反者に対する措置命令及び同条第十項の規定による販売の許可の取消し
 - 6 第二十八条第二項（同条第九項及び第二十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定による鳥獣保護区に関する指針の策定（鳥獣保護区の区域が

- 16 第七十二条第一項の規定による猟区の認可の取消し
- 17 第七十二条第一項の規定による国の設定する猟区の事務の受託、同条第二項において準用する同条第一項の規定による県の設定する猟区の事務の受託者に係る徳島県環境審議会の意見の聴取及び指定並びに同条第四項の規定による事務に要する費用に充てる金額の徴収
- 18 第七十六条の規定による検察庁の検事正との協議及び指名
- 二 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号）第十四条の規定による環境大臣への届出
- 三 徳島県希少野生生物の保護及び継承に関する条例（平成十八年徳島県条例第十八号）に関する次のこと。
 - 1 第七条第一項の規定による希少野生生物保護基本方針の策定
 - 2 第九条第一項の規定による指定希少野生生物の指定及び同条第八項の規定による指定希少野生生物の指定の解除
 - 3 第十条第二項の規定による提案に係る指定希少野生生物の指定、同条第三項の規定による提案に係る指定希少野生生物の指定の解除及び同条第四項の規定による提案者に対する通知
 - 4 第二十条第一項の規定による希少野生生物保護区の指定及び同条第九項の規定による希少野生生物保護区の指定の解除
 - 5 第二十二條第一項の規定による立入制限地区の指定、同条第二項の規定による所有者等の同一の総合県民局等の所管区域を超える場合に限る。）
 - 一 第二十八條第三項（第二十九條第四項において準用する場合を含む。）の規定による関係地方公共団体の意見の聴取（鳥獣保護区の区域が一の総合県民局等の所管区域を超える場合に限る。）
 - 一 第二十八條第四項（第二十九條第四項において準用する場合を含む。）の規定による公告及び指針の案の縦覧、第二十八條第五項（第二十九條第四項において準用する場合を含む。）の規定による住民及び利害関係人からの意見書の受理（鳥獣保護区の区域が一の総合県民局等の所管区域を超える場合に限る。）
 - 一 第二十八條第六項（第二十九條第四項において準用する場合を含む。）の規定による公聴会の開催（鳥獣保護区の区域が一の総合県民局等の所管区域を超える場合に限る。）並びに第二十八條第十一項の規定による鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設
 - 7 第二十八條の二第一項の規定による保全事業の実施、同条第三項の規定による環境大臣との協議及び保全事業の実施、同条第四項の規定による地方公共団体に対する同意（鳥獣保護区の区域が一の総合県民局等の所管区域を超える場合に限る。）及び同条第五項の規定による環境大臣との協議
 - 8 第三十一條第一項の規定による実地調査に必要な職員の立入り（鳥獣保護区の区域が一の総合

意の取得及び同条第三項の規定による立入制限地区の指定の解除

6 第二十三条第一項の規定による緩衝地区の指定及び同条第二項の規定による緩衝地区の指定の解除

7 第二十七条第二項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による提案に係る希少野生生物保護区等の指定、同条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による提案に係る希少野生生物保護区等の指定の解除及び同条第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による提案者に対する通知

8 第三十四条第一項の規定による回復事業計画の策定

9 第三十五条第二項の規定による提案に係る回復事業計画の策定及び同条第三項の規定による提案者に対する通知

四 徳島県自然環境保全条例に関する次のこと。

1 第十四条の規定による必要な措置を講ずる旨の指導及び勧告

2 第十五条の規定による自然環境保全協定の締結

3 第十六条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による徳島県環境審議会の見解の聴取

4 第二十五条第二項前段（同条第八項、第二十六条第四項及び第三十四条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定による関係市町村長等の意見の聴取

合県民局等の所管区域を超える場合に限り。）並びに同条第二項の規定による土地の所有者又は占有者に対する通知及び意見を述べる機会の付与（鳥獣保護区の区域が一の総合県民局等の所管区域を超える場合に限り。）

9 第三十四条第三項（第三十五条第十二項において準用する場合を含む。）の規定による公示及び第三十四条第五項（第三十五条第十二項において準用する場合を含む。）の規定による標識の設置

10 第三十五条第六項の規定による承認対象捕獲等をしようとする者の数の決定

11 第五十五条第一項の規定による狩猟者登録（県外居住者に係るものに限る。）

12 第五十八条（第六十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定による狩猟者登録の拒否（県外居住者に係るものに限る。）

13 第六十条の規定による狩猟者登録証及び狩猟者記章の交付（県外居住者に係るものに限る。）

14 第六十一条第一項の規定による狩猟者登録の変更の登録（県外居住者に係るものに限る。）並びに同条第五項の規定による狩猟者登録証又は狩猟者記章の再交付（県外居住者に係るものに限る。）

- 5 第二十六条第一項の規定による保全計画の決定
- 6 第二十八条第一項の規定による特別地区の指定、同条第三項の規定による木竹の伐採の方法等の指定並びに同条第四項本文の規定による行為の許可及び同項第七号の規定による湖沼等の指定
- 7 第二十九条第一項の規定による野生動物植物保護地区の指定及び同条第三項第六号の規定による野生動物植物の捕獲等の許可
- 8 第三十条第二項の規定による届出に係る行為の禁止命令等
- 9 第三十一条第一項の規定による行為の中止命令等
- 10 第三十三条第一項の規定による職員に対する命令及び同条第二項の規定による土地所有者等に対する通知
- 11 第三十四条の四第一項の規定による勧告又は助言及び同条第二項の規定による意見の陳述
- 五 自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）に関する次のこと。
 - 1 第九条第二項の規定による国立公園の公園事業の一部を執行することの決定
 - 2 第十条第二項の規定による国立公園の公園事業の一部を県以外の公共団体が執行することの同意並びに同条第三項の規定による国立公園の公園事業の一部を国及び公共団体以外の者が執行することの認可
 - 3 第十三条第一項の規定による国立公園の特別地域の指定、同条第二項において準用する第五条
- 15 第六十三条の規定による狩猟者登録の抹消（県外居住者に係るものに限る。）
- 16 第六十四条の規定による狩猟者登録の取消し又は効力の停止（県外居住者に係るものに限る。）
- 17 第六十五条の規定による狩猟者登録証又は狩猟者記章の返納の受理（県外居住者に係るものに限る。）
- 18 第六十六条の規定による狩猟の結果の報告の受理（県外居住者に係るものに限る。）
- 19 第六十七条第一項の規定による管轄都道府県知事への通知及び同条第二項の規定による登録都道府県知事への通知
- 20 第七十条第一項（第七十一条第三項及び第七十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定による公示及び第七十条第二項の規定による標識の設置
- 21 第七十四条第一項の規定による猟区内における狩猟等の承認
- 22 第七十五条第一項の規定による報告の徴収（第二十四条第一項及び第二十九条第七項の規定による許可を受けた者並びに猟区設定者に対するものを除いては、県外居住者等に係るものに限る。）（第七十五条第二項の規定による立入検査等の実施及び同条第三項の規定による立入検査
- 23 第七十九条第二項の規定による市町村への指示
- 二 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則に関する次のこと。

条第三項の規定による指定、指定の解除又は区域の変更の公示、第十三条第三項の規定による国立公園又は国定公園の特別地域内における行為の許可及び同条第五項の規定による環境大臣への協議

4 第十四条第一項の規定による国定公園の特別保護地区の指定、同条第二項において準用する第五条第三項の規定による指定、指定の解除又は区域の変更の公示、同条第三項の規定による国定公園の特別保護地区内における行為の許可及び同条第五項の規定による環境大臣への協議

5 第十五条第一項の規定による国定公園の利用調整地区の指定及び同条第二項において準用する第五条第三項の規定による指定、指定の解除又は区域の変更の公示

6 第十六条第一項の規定による国定公園の利用調整地区の区域内への立入りの認定、同条第四項の規定による立入認定証の交付及び同条第五項の規定による立入認定証の再交付

7 第十七条第一項の規定による指定認定機関の指定及び同条第五項（第二十一条第四項において準用する場合を含む。）の規定による公示

8 第十九条第一項の規定による認定関係事務実施規程の認可、同条第二項の規定による事業計画及び収支予算の認可並びに同条第四項の規定による認定関係事務の休止又は廃止の許可

9 第二十一条第一項の規定によ

1 第七条第十一項の規定による許可証の住所等の変更の届出の受理（県外居住者等に係るものに限る。）、同条第十二項の規定による従事者証の住所等の変更の届出の受理（県外居住者等に係るものに限る。）、同条第十三項の規定による許可証の亡失の届出の受理（県外居住者等に係るものに限る。）、及び同条第十四項の規定による従事者証の亡失の届出の受理（県外居住者等に係るものに限る。）、

2 第十五条第六項の規定による指定猟法許可証の住所等の変更の届出の受理（県外居住者等に係るものに限る。）、及び同条第七項の規定による指定猟法許可証の亡失の届出の受理（県外居住者等に係るものに限る。）、

3 第二十四条第五項の規定による販売許可証の住所等の変更の届出の受理及び同条第六項の規定による販売許可証の亡失の届出の受理

4 第五十一条第二項（第五十九条第二項において準用する場合を含む。）、の規定による狩猟免許試験又は適性試験の期日等の公示

5 第五十七条の規定による狩猟免許試験の受験を禁止した旨の環境大臣への通知

6 第六十二条第一項の規定による違反行為の管轄都道府県知事への通知及び同条第二項の規定による狩猟免許を取り消した旨の環境大臣への通知

7 第六十五条第十項の規定による狩猟者登録証又は狩猟者記章

る指定認定機関に対する監督命令並びに同条第二項及び第三項の規定による指定の取消し

10 第二十二條第一項の規定による指定認定機関に対する報告の徴収又は立入検査若しくは質問

11 第二十四條第一項の規定による国定公園の海中公園地区の指定、同条第二項において準用する第五条第三項の規定による指定、指定の解除又は区域の変更の公示、第二十四條第三項の規定による国定公園の海中公園地区内における行為の許可及び同条第五項の規定による環境大臣への協議

12 第二十六條第二項の規定による国立公園又は国定公園の普通地域内における行為の禁止若しくは制限又は措置命令

13 第二十七條第一項の規定による中止命令又は原状回復命令若しくはこれに代わる措置命令及び同条第二項の規定による原状回復等の実施及び公告

14 第二十九條第一項の規定による国定公園の集団施設地区の指定及び同条第二項において準用する第五条第三項の規定による指定、指定の解除又は区域の変更の公示

15 第三十一條第一項の規定による風景地保護協定の締結、同条第四項（第三十五條において準用する場合を含む。）の規定による環境大臣への協議又は同意及び第三十一條第五項（第三十五條において準用する場合を含む。）の規定による風景地保護協定の認可

の亡失の届出の受理（県外居住者に係るものに限る。）並びに同条第十二項の規定による放鳥獣猟区に係る狩猟者登録証及び狩猟者記章の返納の受理（県外居住者に係るものに限る。）

8 第六十八條の規定による鳥獣保護区等の区域等の図面の交付（県外居住者に係るものに限る。）

9 第七十六條第一項の規定による猟区の成績報告書の受理及び同条第二項の規定による猟区の維持管理に関する事務の委託の報告の受理

三 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成十五年徳島県規則第四号）第五条の規定による公聴会の公示及び議長の指名

四 徳島県希少野生生物の保護及び継承に関する条例に関する次のこと。

1 第七条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による徳島県環境審議会の意見聴取及び同条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による希少野生生物保護基本方針の公表

2 第九条第二項（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定による徳島県環境審議会の意見聴取及び同条第三項（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定による指定案等の告示

3 第十三條第三号（第二十一條第八項及び第二十四條第七項において準用する場合を含む。）

- 16 第三十二条第一項（第三十五条において準用する場合を含む。）の規定による風景地保護協定の公告等
 - 17 第三十四条（第三十五条において準用する場合を含む。）の規定による風景地保護協定の公告等
 - 18 第三十七条第一項の規定による公園管理団体の指定並びに同条第二項及び第四項の規定による公示
 - 19 第四十条の規定による公園管理団体に対する措置命令
 - 20 第四十一条第一項の規定による指定の取消し及び同条第二項の規定による公示
 - 21 第四十六条の規定による受益者負担の決定
 - 22 第四十七条の規定による原因者負担の決定
 - 23 第五十五条第二項の規定による国定公園の特別地域等の指定又は拡張に関する関係行政機関の長への協議
 - 24 第五十六条第二項の規定による環境大臣への協議
 - 六 自然公園法施行令（昭和三十二年政令第二百九十八号）に関する次のこと。
 - 1 第七条の規定による国立公園事業の休止又は廃止の決定
 - 2 第八条第一項の規定による国立公園事業者の地位の承継
 - 3 第十六条において準用する第六条第一項の規定による国立公園事業の施設等の変更の決定
 - 4 第十七条において準用する第六条第一項の規定による国定公園事業の執行の承認事項の変更
- の規定による告示
 - 4 第十五条第一項（第二十一条第八項及び第二十四条第七項において準用する場合を含む。）の規定による捕獲等の許可等（捕獲等をする区域等が一の徳島県総合県民局又は徳島県東部農林水産局（以下この号において「総合県民局等」という。）の所管区域を超える申請者に係るものに限る。）
 - 5 第十六条第一項（第二十一条第八項及び第二十四条第七項において準用する場合を含む。）の規定による違反者に対する措置命令（一の総合県民局等の所管区域を超える区域に係る捕獲等の許可等を受けた者（以下この号において「広域捕獲者等」という。）に係るものに限る。）及び第十六条第二項（第二十一条第八項及び第二十四条第七項において準用する場合を含む。）の規定による違反者に対する許可の取消し（広域捕獲者等に係るものに限る。）
 - 6 第十七条第一項（第二十一条第八項及び第二十四条第七項において準用する場合を含む。）の規定による報告の徴収又は職員による立入検査等（広域捕獲者等に係るものに限る。）
 - 7 第二十条第二項（第二十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定による指針の策定（希少野生生物保護区等の区域が一の総合県民局等の所管区域を超える場合に限る。）、第二十条第三項（同条第十項及び第二十三条第三項において準用

の承認

5 第十七条において準用する第七条の規定による国定公園事業の休止又は廃止の承認

6 第十七条において準用する第八条第一項の規定による国定公園事業者の地位の承継の承認

7 第十七条において準用する第十三条の規定による国定公園事業に係る施設又はその管理若しくは経営方法の改善命令

8 第十七条において準用する第十四条第二項の規定による国定公園事業の執行の認可の取消し

9 第十七条において準用する第十五条の規定による原状回復命令又はこれに代わる措置命令

七 徳島県立自然公園条例に関する次のこと。

1 第六条第一項の規定による関係市町村長等の意見の聴取

2 第七条第一項の規定による公園計画及び公園事業の決定

3 第八条第一項の規定による公園計画及び公園事業の廃止又は変更並びに関係市町村長等の意見の聴取

4 第九条第二項の規定による市町村が公園事業の一部を執行することの同意並びに同条第三項の規定による県及び市町村以外の者が公園事業の一部を執行することの認可

5 第十三条第一項の規定による特別地域の指定、同条第二項において準用する第五条第二項の規定による指定、指定の解除又は区域の変更の公示及び第十三条第三項の規定による特別地域内における行為の許可

する場合を含む。)の規定による徳島県環境審議会及び関係市町村の意見聴取並びに第二十条第四項(第二十三条第三項において準用する場合を含む。)の規定による告示及び指定案の縦覧

8 第二十一条第一項の規定による希少野生生物保護区の区域内における行為の許可(希少野生生物保護区の区域が一の総合県民局等の所管区域を超える場合に限り。)及び同条第六項第三号の規定による木竹の伐採に係る方法等の指定(希少野生生物保護区の区域が一の総合県民局等の所管区域を超える場合に限り。)

9 第二十二条第四項第三号の規定による許可(立入制限地区の区域が一の総合県民局等の所管区域を超える場合に限り。)

10 第二十四条第二項の規定による届出に係る行為の禁止若しくは制限又は必要な措置命令(緩衝地区の区域が一の総合県民局等の所管区域を超える場合に限り。)、同条第三項の規定による行為規制に係る期間の設定(緩衝地区の区域が一の総合県民局等の所管区域を超える場合に限り。)及び同条第五項の規定による通知(緩衝地区の区域が一の総合県民局等の所管区域を超える場合に限り。)

11 第二十五条第一項の規定による希少野生生物保護区等の区域内における行為者に対する実施方法の指示(希少野生生物保護区等の区域が一の総合県民局等

- 6 第十四条第一項の規定による利用調整地区の指定及び同条第二項において準用する第五条第二項の規定による指定、指定の解除又は区域の変更の公示
- 7 第十五条第一項の規定による利用調整地区の区域内への立入りの認定、同条第四項の規定による立入認定証の交付及び同条第五項の規定による立入認定証の再交付
- 8 第十六条第一項の規定による指定認定機関の指定及び同条第五項（第二十条第四項において準用する場合を含む。）の規定による公示
- 9 第十八条第一項の規定による認定関係事務実施規程の認可、同条第二項の規定による事業計画及び収支予算の認可並びに同条第四項の規定による認定関係事務の休止又は廃止の許可
- 10 第二十条第一項の規定による指定認定機関に対する監督命令並びに同条第二項及び第三項の規定による指定の取消し
- 11 第二十一条第一項の規定による指定認定機関に対する報告の徴収又は立入検査若しくは質問
- 12 第二十三条第二項の規定による普通地域内における行為の禁止若しくは制限又は措置命令
- 13 第二十四条第一項の規定による中止命令又は原状回復命令若しくはこれに代わる措置命令及び同条第二項の規定による原状回復等の実施及び公告
- 14 第二十七条第一項の規定による風景地保護協定の締結、同条第四項（第三十一条において準
- の所管区域を超える場合に限る。）及び同条第二項の規定による違反者に対する違反行為の中止、原状回復又は必要な措置の命令（希少野生生物保護区等の区域が一の総合県民局等の所管区域を超える場合に限る。）
- 12 第二十六条第一項の規定による希少野生生物保護区等の区域内における行為者に対する報告の徴収（希少野生生物保護区等の区域が一の総合県民局等の所管区域を超える場合に限る。）及び同条第二項の規定による職員による立入検査等（希少野生生物保護区の区域が一の総合県民局等の所管区域を超える場合に限る。）
- 13 第二十八条第一項の規定による希少野生生物保護区等の指定のための実地調査に係る職員の立入り（希少野生生物保護区等の区域が一の総合県民局等の所管区域を超える場合に限る。）
- 14 第三十四条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による徳島県環境審議会の意見聴取及び同条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による回復事業計画の概要の告示及びその閲覧
- 15 第三十六条第二項の規定による回復事業の確認及び同条第三項の規定による回復事業の認定
- 16 第三十八条第二項の規定による回復事業の確認又は認定の取消し及び同条第三項の規定による回復事業の認定の取消し
- 17 第四十六条の規定による希少

用する場合を含む。）の規定による同意及び第二十七条第五項（第三十一条において準用する場合を含む。）の規定による風景地保護協定の認可

15 第二十八条第一項（第三十一条において準用する場合を含む。）の規定による風景地保護協定の公告等

16 第三十条（第三十一条において準用する場合を含む。）の規定による風景地保護協定の公告等

17 第三十二条第一項の規定による公園管理団体の指定並びに同条第二項及び第四項の規定による公示

18 第三十六条の規定による公園管理団体に対する措置命令

19 第三十七条第一項の規定による指定の取消し及び同条第二項の規定による公示

八 徳島県立自然公園条例施行規則（昭和三十三年徳島県規則第五十九号）に関する次のこと。

1 第六条第一項（第十五条において準用する場合を含む。）の規定による公園事業の執行の認可事項の変更の承認等

2 第七条（第十五条において準用する場合を含む。）の規定による公園事業の休止又は廃止の承認

3 第八条第一項（第十五条において準用する場合を含む。）の規定による公園事業者の地位の承継の承認

4 第十二条の規定による公園事業に係る施設又はその管理若しくは経営方法の改善命令

野生生物保護巡視員等の認定
18 第四十八条第二項の規定による国又は地方公共団体との協定
五 徳島県自然環境保全条例に関する次のこと。

1 第十六条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による自然環境保全基本方針の公表

2 第二十五条第三項（同条第八項、第二十六条第四項及び第三十四条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定による自然環境保全地域を指定しうとする旨の公告、指定案の縦覧等、第二十五条第五項（同条第八項及び第二十六条第四項において準用する場合を含む。）の規定による公聴会の開催及び第二十五条第六項（同条第八項、第二十八条第二項、第二十九条第二項及び第三十四条の二三項において準用する場合を含む。）の規定による自然環境保全地域の指定等の公示

3 第二十六条第三項の規定による保全計画の概要の公示

4 第三十条第三項前段の規定による期間の延長、同項後段の規定による期間を延長する旨及びその理由の通知並びに同条第五項の規定による期間の短縮

5 第三十二条第一項の規定による報告の聴取及び検査等

六 自然公園法に関する次のこと。

1 第七条第六項（第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定による国定公園に関する公園計画及び公園事業の決定又は廃止若しくは変更の公示

- 5 第十三条第二項の規定による公園事業の執行の認可の取消し
- 6 第十四条の規定による原状回復命令又はこれに代わる措置命令

九 環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）に関する次のこと。

- 1 第四条第二項（第二十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による意見及びその理由の陳述
- 2 第十条第一項の規定による方法書についての意見の陳述及び同条第二項（第二十条第二項において準用する場合を含む。）の規定による市町村長の意見の聴取
- 3 第二十条第一項の規定による準備書についての意見の陳述

十 徳島県環境影響評価条例（平成十二年徳島県条例第二十六号）に関する次のこと。

- 1 第四条第一項の規定による技術指針の策定、同条第三項の規定による技術指針の改定及び同条第四項の規定による徳島県環境影響評価審査会の意見の聴取
- 2 第五条第二項（第二十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による市町村長の意見及びその理由の聴取、同条第三項の規定による第二種事業についての判定並びに同条第十項の規定による徳島県環境影響評価審査会の意見の聴取
- 3 第十一条第一項の規定による方法書についての意見の陳述、同条第二項（第二十条第二項において準用する場合を含む。）の規定による市町村長の意見の

- 2 第二十六条第一項の規定による普通地域内における行為の届出の受理及び同条第四項の規定による普通地域内における行為の禁止等の期間を延長する旨の通知
- 3 第二十八条第一項の規定による報告の徴収及び同条第二項の規定による当該職員による立入検査又は調査
- 4 第五十条第一項の規定による当該職員による実地調査のための立入り、標識設置、測量又は障害物の伐採若しくは除去及び同条第二項の規定による土地所有者等に対する通知

七 自然公園法施行令に関する次のこと。

- 1 第十七条において準用する第四条第二項の規定による国定公園の施設の供用開始の期日の延期の決定
- 2 第十七条において準用する第十二条第一項の規定による国定公園事業の執行に関する報告命令又は当該職員による施設への立入検査若しくは質問

八 徳島県立自然公園条例に関する次のこと。

- 1 第五条第二項（第六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による県立自然公園の指定等の公示
- 2 第七条第二項（第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による公園計画及び公園事業の概要又はその廃止若しくは変更の公示
- 3 第二十三条第一項の規定による普通地域内における行為の届

聴取及び第十一条第三項（第二十条第二項において準用する場合を含む。）の規定による徳島県環境影響評価審査会の意見の聴取

4 第二十条第一項の規定による準備書についての意見の陳述

5 第二十一条第一項の規定による公聴会の開催

6 第二十四条第一項の規定による評価書についての意見の陳述、同条第二項の規定による市町村長の意見の聴取及び同条第三項の規定による徳島県環境影響評価審査会の意見の聴取

7 第三十二条の規定による環境影響評価その他の手続の再実施の要請

8 第三十五条の規定による環境の保全についての配慮の要請

9 第四十四条第一項の規定による必要な措置の要請、同条第二項（第七十条第二項において準用する場合を含む。）の規定による市町村長の意見の聴取及び同条第三項（第七十条第二項において準用する場合を含む。）の規定による徳島県環境影響評価審査会の意見の聴取

10 第四十八条第一項の規定による手続の併合の要請

11 第六十条第一項の規定による市町村長の意見及びその理由の聴取

12 第六十二条第一項及び第二項の規定による徳島県環境影響評価審査会の意見の聴取並びに同条第三項の規定による公聴会の開催

13 第七十条第一項の規定による

出の受理、同条第四項の規定による普通地域内における行為の禁止等の期間を延長する旨の通知及び同条第六項の規定による期間の短縮

4 第二十五条第一項の規定による報告の徴収及び同条第二項の規定による当該職員による立入検査又は調査

5 第三十九条第一項の規定による実地調査のための立入り、標識の設置、測量又は障害物の伐採若しくは除去及び同条第二項の規定による土地所有者等に対する通知

九 徳島県立自然公園条例施行規則に関する次のこと。

1 第四条第三項（第六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による施設の供用開始期日の延期等の承認

2 第十一条第一項の規定による公園事業の執行に関する報告命令又は当該職員による施設への立入検査若しくは質問

十 徳島県立佐那河内いきものふれあいの里の設置及び管理に関する条例（平成四年徳島県条例第十九号）に関する次のこと。

1 第四条第二号の規定による補修等の指定

2 第五条ただし書の規定による利用できる日及び時間の変更の承認

3 第八条第二項の規定による使用料の全部又は一部の免除

4 第九条ただし書の規定による賠償責任の全部又は一部の免除

十一 徳島県立佐那河内いきものふれあいの里管理規則（平成四年徳

必要な措置の要請

14 第七十四条の規定による書類の指定

十一 徳島県生活環境保全条例に関する次のこと。

- 1 第六十条第二項の規定による土壌基準に適合しない土砂等の埋立て等の停止等の命令及び同条第三項の規定による浸透水が水質基準に適合しないときの土砂等の埋立て等の停止等の命令
- 2 第六十一条第二項の規定による崩落等の防止のための措置命令
- 3 第七十六条第一項の規定による許可の取消し及び許可に係る特定事業の停止命令
- 4 第七十七条第一項の規定による土砂等の撤去等の措置命令及び同条第二項の規定による災害の発生を防止するために必要な措置命令

島県規則第四十九号)に関する次のこと。

- 1 第四条の規定による利用者心得等の制定
- 2 第六条の規定による使用料の徴収の特例の決定
- 3 第七条の規定による使用料の還付

十二 徳島県生活環境保全条例に関する次のこと。

- 1 第六十二条第一項の規定による特定事業の許可
- 2 第六十四条(第六十七条第三項において準用する場合を含む)の規定による関係市町村の長の意見の聴取
- 3 第六十七条第一項の規定による特定事業の変更許可
- 4 第六十九条第一号の規定による土壌基準に適合していることの事前承認及び同条第四号の規定による土壌の汚染のおそれがないことの認定
- 5 第七十二条第一項の規定による水質検査を行うことができないことの認定及び同条第二項の規定による水質検査を行うことができないこと又は土壌検査を行う必要があることとの認定
- 6 第七十四条第三項の規定による完了の届出に対する通知及び同条第四項の規定による廃止又は休止の届出に対する通知

十三 徳島県生活環境保全条例施行規則(平成十七年徳島県規則第三十号)第四十七条第二項(第四十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定による試料の採取に立ち会う職員及びその期日の指定

別表第四環境管理課の項を次のように改める。

環境管理課	一 大気汚染防止法に関する次のこと。	一 大気汚染防止法に関する次のこと。
<p>1 第三条第五項の規定による環境大臣に対する意見の陳述</p> <p>2 第五条の二第五項の規定による環境大臣に対する申出及び同条第六項の規定による環境大臣に対する意見の陳述</p> <p>3 第五条の三第二項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による徳島県環境審議会及び関係市町村長の意見の聴取</p> <p>4 第九条の規定によるばい煙発生施設の構造等に関する計画の変更命令及びばい煙発生施設の設置に関する計画の廃止命令</p> <p>5 第九条の二の規定による指定ばい煙の処理の方法の改善等の命令</p> <p>6 第十四条第一項の規定によるばい煙排出者に対する改善命令等及び同条第三項の規定による指定ばい煙の処理の方法の改善等の命令</p> <p>7 第十五条第一項の規定による燃料使用基準に従うべきことの勧告、同条第二項の規定による燃料使用基準に従うべきことの命令、同条第三項の規定による燃料使用基準の設定及び同条第四項の規定による環境大臣に対する意見の陳述</p> <p>8 第十五条の二第一項の規定による燃料使用基準に従うべきこととの勧告、同条第二項の規定による燃料使用基準に従うべきこと</p>	<p>1 第四条第三項の規定による環境大臣への通知</p> <p>2 第五条の二第七項の規定による公示</p> <p>3 第五条の三第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による環境大臣との協議及び同条第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による公告</p> <p>4 第十条第二項（第十七条の二第一項及び第十八条の十三第一項において準用する場合を含む。）の規定による制限期間の短縮</p> <p>5 第十五条第五項（第十五条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定による公示</p> <p>6 第二十条の規定による自動車排出ガスの濃度の測定</p> <p>7 第二十六条第一項の規定による報告の徴収及び職員による立入検査</p> <p>8 第二十八条第二項の規定による資料の送付その他の協力の要求等</p> <p>9 附則第十一項の規定による報告の徴収</p> <p>二 大気汚染防止法施行規則（昭和四十六年 厚生省 令第一号）第九條、第九條の三及び第十條の三の規定による受理書の交付</p> <p>三 ダイオキシソ類対策特別措置法に関する次のこと。</p>	

との命令、同条第三項の規定による燃料使用基準の設定並びに同条第四項の規定による区域の区分及び当該区域ごとの燃料使用基準の設定

9 第十七条第三項の規定によるばい煙発生施設又は特定施設の設置者に対する措置命令

10 第十七条の七の規定による揮発性有機化合物排出施設の構造等に関する計画の変更命令及び揮発性有機化合物排出施設の設置に関する計画の廃止命令

11 第十七条の十の規定による揮発性有機化合物排出者に対する改善等の命令

12 第十八条の四の規定による基準に従うべきことの命令及び一般粉じん発生施設の使用の一時停止の命令

13 第十八条の八の規定による特定粉じん発生施設の構造等に関する計画の変更命令及び特定粉じん発生施設の設置に関する計画の廃止命令

14 第十八条の十一の規定による特定粉じん排出者に対する改善命令等

15 第十八条の十六の規定による特定粉じん排出等作業の方法に関する計画の変更命令

16 第十八条の十八の規定による特定粉じん排出等作業の作業基準に従うべきことの命令及び特定粉じん排出等作業の一時停止の命令

17 第二十一条第一項の規定による公安委員会に対する措置の要請及び同条第三項の規定による道路管理者等に対する意見の陳

1 第八条第五項の規定による環境大臣への通知

2 第十条第八項の規定による公示

3 第十一条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）

（の規定による環境大臣との協議及び同条第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による公告

4 第十七条第二項の規定による制限期間の短縮

5 第二十六条第二項の規定による環境大臣への報告

6 第二十九条第四項（第三十条第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告、環境大臣への報告及び関係市町村長への通知

7 第三十一条第六項（第三十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告及び関係市町村長への通知

8 第三十四条第一項の規定による報告の徴収及び職員による立入検査

9 第三十六条第二項の規定による資料の送付その他の協力要求等

10 第四十五条第三項の規定による立入検査及び測定

四 ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成十一年総理府令第六十七号）第五条の規定による受理書の交付

五 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に関する次のこと。

1 第二条第七項の規定による電子計算機の指定

述

- 18 第二十三条第二項の規定による必要な措置をとるべきことの命令及び公安委員会に対する措置の要請
 - 19 第二十四条の規定による大気の汚染の状況の公表
 - 20 第二十七条第四項の規定による行政機関の長に対する措置の要請及び同条第六項の規定による行政機関の長との協議
 - 21 附則第十項の規定による勧告
 - 二 ダイオキシソ類対策特別措置法に関する次のこと。
 - 1 第十条第五項の規定による環境大臣に対する申出及び同条第七項の規定による環境大臣に対する意見の陳述
 - 2 第十一条第二項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による徳島県環境審議会及び関係市町村長並びに指定地域の住民の意見の聴取
 - 3 第十五条の規定による特定施設の構造等に関する計画の変更命令及び特定施設の設置に関する計画の廃止命令
 - 4 第十六条の規定による発生ガスの処理の方法の改善等の命令
 - 5 第二十二条第一項の規定による排出者に対する改善命令等及び同条第三項の規定による発生ガスの処理の方法の改善等の命令
 - 6 第二十三条第三項の規定による特定施設の設置者に対する措置命令及び同条第四項の規定による環境大臣への報告
 - 7 第二十七条第三項の規定による調査測定の結果の公表
- 2 第五条第三項の規定による第一種指定化学物質の排出量及び移動量の主務大臣に対する進達並びに当該届出に係る事項に関する意見の付加
 - 3 第七条第五項の規定による主務大臣に対する説明の要求
 - 六 公害紛争処理法に関する次のこと。
 - 1 第十八条第一項の規定による公害審査委員候補者名簿の作成
 - 2 第二十五条の規定による事件の移送
 - 3 第二十七条第五項の規定による関係書類の送付
 - 4 第三十八条第一項の規定による中央委員会への引継ぎ
 - 5 第四十三条の規定による協力の要求
 - 6 第四十九条の二の規定による苦情の処理状況についての報告の要求
 - 七 公害紛争処理法施行令に関する次のこと。
 - 1 第七条の規定による相手方に対する通知
 - 2 第九条第一項、第三項及び第四項の規定による当事者に対する通知
 - 3 第十二条第三項の規定による当事者に対する通知
 - 4 第十二条の二の規定による公害等調整委員会に対する通知及び返付
 - 5 第十三条の規定による指名の通知
 - 6 第十四条第二項の規定による指名の通知
 - 7 第十五条の三の規定による記録の閲覧の許可

- 8 第二十八条第四項の規定による測定の結果の公表
 - 9 第二十九条第三項（第三十条第二項において準用する場合を含む。）の規定による徳島県環境審議会及び関係市町村長の意見の聴取
 - 10 第三十一条第三項（第三十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定による関係市町村長及び対策地域の住民の意見の聴取並びに同条第四項（第三十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定による環境大臣との協議
 - 11 第三十五条第三項の規定による行政機関の長に対する措置の要請及び同条第五項の規定による命令をしようとするときの行政機関の長に対する事前の協議の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号）に関する次のこと。
 - 1 第八条第五項の規定による集計の結果の公表
 - 2 第十三条の規定による行政機関の長に対する資料の提供の要求及び意見の陳述
 - 四 公害紛争処理法（昭和四十五年法律第八号）に関する次のこと。
 - 1 第二十二条の規定による連合審査会の委員の指名
 - 2 第二十八条第二項の規定によるあつせん委員の指名
 - 3 第三十一条第二項の規定による調停委員の指名
 - 4 第三十九条第二項の規定による仲裁委員の指名
- 八 公害紛争処理法施行規則（昭和四十七年総理府令第四十七号）に関する次のこと。
 - 1 第一条第一項の規定による希望者への閲覧
 - 2 第三条の規定による文書及び物件その他当該事件の関係文書及び物件の送付並びに当事者に対する通知
 - 3 第七条第二項の規定による記録の閲覧者への指示
 - 九 徳島県公害紛争処理条例（昭和四十五年徳島県条例第五十四号）第五条第一項の規定による手数料の減免又は納付の猶予
 - 十 水質汚濁防止法に関する次のこと。
 - 1 第三条第五項の規定による環境大臣等に対する通知
 - 2 第四条の三第五項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による総量削減計画の公告
 - 3 第四条の五第四項の規定による公示
 - 4 第十四条の七第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による関係府県知事に対する通知並びに同条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による公表及び生活排水推進市町村に対する通知
 - 5 第二十四条第二項の規定による資料の送付その他の協力の要求等及び同条第三項の規定による河川管理者等からの意見の聴取
 - 十一 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第十一条第

- 5 第四十三条の二第一項の規定による義務履行の勧告及び他の関係審査会等との協議
- 五 公害紛争処理法施行令（昭和四十五年政令第二百五十三号）第十四条第一項の規定による仲裁委員の指名
- 六 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第四十七条第二項の規定による国土交通大臣に対する意見の陳述
- 七 水質汚濁防止法に関する次のこと。
 - 1 第四条の二第三項及び第四項の規定による環境大臣に対する意見の陳述
 - 2 第四条の三第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による市町村長の意見の聴取及び環境大臣との協議
 - 3 第十三条第一項の規定による排水を排出する者に対する改善命令等及び同条第三項の規定による汚水又は廃液の処理の方法の改善等の命令
 - 4 第十三条の二第一項の規定による改善命令等
 - 5 第十三条の三の規定による指導、助言及び勧告
 - 6 第十四条の二第三項の規定による応急措置を講ずべきことの命令
 - 7 第十四条の三第一項及び第二項の規定による地下水の水質の浄化のための措置をとることの命令
 - 8 第十四条の七第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による関係市町村長の意見の聴取
- 一項の規定による報告の徴収及び職員による立入検査
- 十二 瀬戸内海環境保全特別措置法に関する次のこと。
 - 1 第四条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による府県計画の関係市町村に対する送付及び公表
 - 2 第五条第四項（第八条第三項において準用する場合を含む。）の規定による許可申請の概要の告示及び書面の縦覧並びに同条第五項（第八条第三項において準用する場合を含む。）の規定による関係府県知事等に対する通知及び意見の聴取
 - 3 第十二条の四第四項の規定による公表
 - 4 第十二条の六の規定による報告の徴収
- 十三 土壤汚染対策法に関する次のこと。
 - 1 第三条第二項の規定による有害物質使用特定施設の使用が廃止された旨等の通知
 - 2 第二十九条第一項の規定による報告の徴収又は立入検査
 - 十四 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第一条第二項ただし書の規定による報告期限の延長
 - 十五 騒音規制法第三条第三項の規定による地域の指定等の公示
 - 十六 悪臭防止法第六条の規定による規制地域の指定等の公示
 - 十七 振動規制法第三条第三項の規定による地域の指定等の公示
 - 十八 徳島県生活環境保全条例に関する次のこと。
 - 1 第十二条第二項の規定による

- 9 第十四条の八第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による生活排水対策推進市町村に対する助言及び勧告
- 10 第十六条第一項の規定による測定計画の作成
- 11 第十六条の二の規定による地下水の水質の測定の協力の要求
- 12 第十七条の規定による公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況の公表
- 13 第十八条の規定による一般への周知等
- 14 第二十三条第四項の規定による行政機関の長に対する措置の要請
- 八 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和四十六年法律第百七号）第十条の規定による公害防止統括者等の解任命令
- 九 瀬戸内海環境保全特別措置法に関する次のこと。
 - 1 第三条第二項の規定による環境大臣に対する意見の陳述
 - 2 第四条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による環境大臣との協議
 - 3 第五条第一項の規定による特定施設の設置の許可
 - 4 第八条第一項本文の規定による特定施設の構造等の変更の許可
 - 5 第十一条の規定による特定施設の除却その他違反の是正に係る措置命令
 - 6 第十二条の四第三項の規定による環境大臣に対する報告
 - 7 第十二条の五の規定による指導、助言及び勧告

- 制限期間の短縮
- 2 第二十四条第三項の規定による告示
- 3 第百十九条第五号の規定による特に必要なとの認定
- 4 別表第十一第一号の下欄一の1ただし書の規定による採取点の指定
- 十九 徳島県生活環境保全条例施行規則第七条の規定による受理書の交付

-
- 8 第二十条第二項の規定による
環境大臣に対する報告
 - 十 土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）に関する次のこと。
 - 1 第三条第一項ただし書の規定による人の健康被害が生ずるおそれがない旨の確認及び同条第三項の規定による汚染状況の調査報告又は是正の命令
 - 2 第四条第一項の規定による汚染状況の調査報告の命令並びに同条第二項（第七条第三項において準用する場合を含む。）の規定による調査の実施及び公告
 - 3 第五条第一項の規定による区域の指定、同条第二項の規定による公示及び同条第四項の規定による指定の解除
 - 4 第七条第一項及び第二項の規定による汚染の除去等の措置命令
 - 5 第九条第四項の規定による施行方法に関する計画の変更命令
 - 6 第三十条の規定による施設管理者との協議
 - 7 第三十一条第二項の規定による関係行政機関の長等に対する協力の要請及び意見の陳述
 - 十一 騒音規制法第三条第二項の規定による関係市町村長の意見の聴取
 - 十二 悪臭防止法第五条の規定による市町村長の意見の聴取
 - 十三 振動規制法第三条第二項の規定による関係市町村長の意見の聴取
 - 十四 徳島県生活環境保全条例に関する次のこと。
 - 1 第五条第二項（第二十七条第
-

二項において準用する場合を含む。）の規定による徳島県環境審議会及び関係市町村長の意見の聴取

2 第六条第三項（第二十一条第二項、第二十五条第三項、第三十六条第三項及び第三十八条第三項において準用する場合を含む。）の規定による徳島県環境審議会の意見の聴取

3 第七条（第二十三条第一項、第三十四条及び第四十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による新設等の協議及び当該協議があつた場合の措置の指示（著しく人の健康又は生活環境を阻害する排水を排出する工場等の新設等に係るものであつて徳島市の区域に係るものを除く。）

4 第十一条の規定によるばい煙発生施設の構造等に関する計画の変更命令及びばい煙発生施設の設置に関する計画の廃止命令

5 第十六条第一項の規定によるばい煙排出者に対する改善命令等

6 第十八条第三項の規定によるばい煙排出者に対する事故時の措置命令

7 第二十二条の規定による基準に従うべきことの命令及び粉じん発生施設の使用の一時停止の命令

8 第二十四条第二項の規定による関係市町村長の意見の聴取

9 第四十五条第一項の規定による排水を排出する者に対する改善命令等（徳島市の区域に係るものを除く。）

	<p>10 第四十七条第二項の規定による汚水等排出工場等の設置者に対する事故時の措置命令</p> <p>11 第五十一条第二項の規定による特定有害物質等取扱事業所敷地内の土壌又は地下水の汚染発見時の届出内容の公表及び市町村長への通知</p> <p>12 第五十五条第一項及び第二項の規定による地下水の水質浄化のための措置命令</p> <p>13 第五十六条第二項の規定による特定有害物質等の取扱事業所の設置者に対する事故時の措置命令</p> <p>14 第八十一条第三項の規定による関係市町村の長の意見の聴取及び同条第四項の規定による告示</p> <p>15 第九十条第一項の規定による取水基準等の遵守等の措置勧告、同条第二項の規定による地下水採取量の削減等の勧告、同条第三項の規定による届出等の勧告及び同条第四項の規定による勧告に従うべきことの命令</p> <p>16 第九十二条の規定による緊急時の要請</p> <p>17 第九十三条第一項の規定による指定化学物質適正管理指針の策定及び同条第二項の規定による公表</p>	
--	--	--

別表第四保健福祉政策課の項を次のように改める。

<p>保健福祉政策課</p>		<p>一 地域保健法施行令（昭和二十三年政令第七十七号）に関する次のこと。</p> <p>1 第三条の規定による保健所又は支所の設置、廃止等の報告</p>
----------------	--	---

	<p>2 第十条の規定による事業成績の報告</p> <p>二 各種検査、調査、監督、監視、徴収、指導等を行うため法令の規定に基づき置かれる職に充てる職員（保健福祉部に所属する職員に限る。）の指定</p>

別表第四保健福祉政策課の項の次に次のように加える。

地域福祉課	<p>一 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に関する次のこと。</p> <p>1 第三十一条第一項の規定による社会福祉法人の設立の認可（市町村社会福祉協議会に係るものを除く。）及び同条第四項（第四十三条第二項、第四十六条第四項及び第四十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定による厚生労働大臣が所轄庁である社会福祉法人の設立の認可の申請に係る調査及び副申</p> <p>2 第四十三条第一項の規定による社会福祉法人の定款の変更の認可（市町村社会福祉協議会に係るものを除く。）</p> <p>3 第四十六条第二項の規定による社会福祉法人の解散の認可等（市町村社会福祉協議会に係るものを除く。）</p> <p>4 第四十九条第二項の規定による社会福祉法人の合併の認可（市町村社会福祉協議会に係るものを除く。）</p> <p>5 第五十六条第一項の規定による社会福祉法人からの報告の徴収又は当該職員による検査（市町村社会福祉協議会に係るものを除く。）、同条第二項の規定</p>
	<p>一 社会福祉法に関する次のこと。</p> <p>1 第六十二条第二項の規定による社会福祉施設の許可事項の変更の許可</p> <p>2 第六十七条第二項の規定による施設を必要としない第一種社会福祉事業の許可</p> <p>3 第七十条の規定による社会福祉事業を経営する者からの報告の徴収又は当該職員による施設等の検査その他事業経営の状況の調査（市町村社会福祉協議会に係るものを除く。）</p> <p>二 社会福祉法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十八号）第十五条第一項の規定による寄附金の募集従事証の交付</p> <p>三 社会福祉法人の助成に関する条例（昭和五十一年徳島県条例第八号）第二条第五号の規定による申請書に添付すべき書類の決定</p> <p>四 民生委員法に関する次のこと。</p> <p>1 第十八条の規定による民生委員の指導訓練の実施</p> <p>2 第二十条第一項の規定による民生委員協議会を組織する区域の決定</p> <p>五 救済援助物資の配分決定</p> <p>六 徳島県介護福祉士等修学資金貸与条例（平成五年徳島県条例第十</p>

- による措置命令、同条第三項の規定による業務停止命令又は役員解職勧告及び同条第四項の規定による解散命令
- 6 第六十二条第二項の規定による社会福祉施設の設置の許可
 - 7 第七十一条の規定による社会福祉施設に対する改善命令
 - 8 第七十二条の規定による社会福祉施設の経営の制限、停止命令又は許可の取消し
 - 9 第七十三条第一項の規定による寄附金の募集の許可
 - 10 第二百一十一条の規定による共同募金会に対する解散命令
 - 二 民生委員法（昭和二十三年法律第九十八号）に関する次のこと。
 - 1 第四条の規定による民生委員の定数の決定
 - 2 第五条第一項の規定による民生委員の推薦
 - 3 第十一条第一項の規定による民生委員の解嘱の具申
 - 三 社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和三十六年法律第五十五号）第二十三条第一項の規定による当該職員による立入検査
 - 四 徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例（平成十九年徳島県条例第十四号）に関する次のこと。
 - 1 第二十七条の規定による勧告
 - 2 第二十八条の規定による公表
 - 3 第三十四条の規定による表彰
 - 五 生活保護法（昭和二十五年法律第一百四十四号）に関する次のこと。
 - 1 第二十三条第一項の規定による事務の監査

- 九号）に関する次のこと。
- 1 第五条第一項の規定による修学資金の貸与契約の解除、同条第二項の規定による修学資金の貸与の休止及び同条第三項の規定による修学資金の貸与の保留
 - 2 第六条の規定による修学資金の返還の債務の免除
 - 3 第八条の規定による修学資金の返還の債務の全部又は一部の免除
 - 4 第九条の規定による修学資金の返還の債務の履行の猶予
 - 七 徳島県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則（平成五年徳島県規則第三十九号）に関する次のこと。
 - 1 第二条の規定による修学資金貸与申請書の提出期日の決定
 - 2 第四条第二項ただし書の規定による修学資金の交付方法の特例の決定
 - 3 第七条ただし書の規定による指定業務に従事した期間の計算の特例の決定
 - 4 第八条第一号ヨの規定による業務の指定
 - 5 第十一条第二項の規定による返還方法の変更の承認
 - 八 徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例に関する次のこと。
 - 1 第二十一条第二項の規定による適合証の交付、同条第三項の規定による公表及び同条第四項の規定による適合証の返還命令
 - 2 第二十二条第一項の規定による事前協議及び同条第二項の規定による協議の内容の変更に係る協議（建築物に係るものを除

- 2 第四十一条第二項の規定による社会福祉法人又は日本赤十字社の保護施設の設置の認可及び同条第五項の規定による名称等の変更の認可
 - 3 第四十二条の規定による社会福祉法人又は日本赤十字社の保護施設の休止又は廃止の認可
 - 4 第四十四条第一項の規定による保護施設の管理者からの報告の徴収又は当該職員による立入検査
 - 5 第四十五条第一項及び第二項の規定による改善命令等
 - 6 第四十九条（第五十五条において準用する場合を含む。）の規定による医療機関等の指定
 - 7 第五十一条第二項（第五十四条の二第四項及び第五十五条において準用する場合を含む。）の規定による指定医療機関等の取消し
 - 8 第五十三条第一項（第五十四条の二第四項及び第五十五条において準用する場合を含む。）の規定による診療報酬の額の決定
 - 9 第五十四条第一項（第五十四条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定による指定医療機関等からの報告の徴収又は当該職員による立入検査
 - 10 第五十四条の二第一項の規定による介護機関の指定
 - 六 施術料金等についての施術者組合との協定の締結
- く。）
 - 3 第二十三条の規定による指導又は助言（建築物に係るものを除く。）
 - 4 第二十五条の規定による完了検査（建築物に係るものを除く。）
 - 5 第二十六条第一項の規定による報告の徴収及び立入調査（建築物に係るものを除く。）
 - 6 第二十九条第二項の規定による報告の徴収及び同条第三項の規定による指導又は助言
 - 7 第三十条第二項の規定による報告の徴収及び同条第三項の規定による指導又は助言
 - 8 第三十五条第一項ただし書の規定による報告の徴収及び同条第二項の規定による要請（建築物に係るものを除く。）
 - 九 徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例施行規則（平成十九年徳島県規則第五十四号）に関する次のこと。
 - 1 第五条第四号の規定による認定（建築物に係るものを除く。）
 - 2 第十四条第三号の規定による公共的団体の認定
 - 十 引揚者給付金等支給法（昭和三十三年法律第九号）第三条の規定による引揚者給付金又は遺族給付金を受ける権利の認定
 - 十一 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和三十八年法律第六十一号）第三条第六項の規定による特別給付金を受ける権利の裁定
 - 十二 戦没者等の遺族に対する特別

-
-
- 甲 慰金支給法（昭和四十年法律第百号）第四条の規定による特別甲 慰金を受ける権利の裁定
 - 十三 戦傷病者等の妻に対する特別 給付金支給法（昭和四十一年法律 第百九号）第三条第二項の規定に よる特別給付金を受ける権利の裁 定
 - 十四 戦没者の父母等に対する特別 給付金支給法（昭和四十二年法律 第五十七号）第四条の規定による 特別給付金を受ける権利の裁定
 - 十五 未帰還者留守家族等援護法（ 昭和二十八年法律第百六十一号） に関する次のこと。
 - 1 第十六条第一項の規定による 葬祭料の支給の決定
 - 2 第十七条第一項の規定による 遺骨引取経費の支給の決定
 - 十六 未帰還者に関する特別措置法 （昭和三十四年法律第七号）に関 する次のこと。
 - 1 第二条第一項の規定による戦 時死亡宣告の請求
 - 2 第三条第一項の規定による甲 慰料の支給の決定
 - 十七 戦傷病者特別援護法（昭和三 十八年法律第百六十八号）に関す る次のこと。
 - 1 第四条の規定による戦傷病者 手帳の交付
 - 2 第五条の規定による戦傷病者 手帳の記載事項の訂正
 - 3 第六条第二項の規定による戦 傷病者手帳の返還命令
 - 4 第十条の規定による療養の給 付の決定
 - 5 第十五条第一項（第二十条第 三項において準用する場合を含 む。）の規定による診療報酬の

額の決定

- 6 第十六条第一項（第二十条第三項において準用する場合を含む。）の規定による指定医療機関からの報告の徴収又は当該職員による実地の検査
 - 7 第十七条第一項及び第三項（第二十条第五項において準用する場合を含む。）の規定による療養の支給の決定及び療養を行った者等からの報告の徴収若しくは書類等の提示の命令又は当該職員による質問
 - 8 第十八条第一項の規定による療養手当の支給の決定
 - 9 第十九条第一項の規定による葬祭費の支給の決定及び同条第二項の規定による葬祭に要した費用に相当する金額の支給の決定
 - 10 第二十条第一項の規定による更生医療の給付の決定及び同条第四項の規定による更生医療に要する費用の支給の決定
 - 11 第二十一条第四項の規定による補装具の購入又は修理に要する費用の支給の決定
 - 12 第二十四条第一項の規定による戦傷病者等からの報告の徴収及び同条第二項の規定による戦傷病者等に対する受診の命令
 - 18 引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律（昭和四十二年法律第百十四号）に関する次のこと。
 - 1 第三条第二項の規定による特別交付金を受ける権利の認定
 - 2 第十四条第一項の規定による特別交付金の返還命令
- 十九 未帰還者の死亡公報の発行

-
-
- 二十 戦没者の遺族等に対する遺骨又は遺留品の伝達
 - 二十一 戦没者、旧軍人、旧軍属等の叙位叙勲の伝達
 - 二十二 戦没者等の妻に対する特別給付金国庫債券、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金国庫債券、戦没者の父母等に対する特別給付金国庫債券、戦傷病者等の妻に対する特別給付金国庫債券及び引揚者特別交付金国庫債券の担保貸付けに係る内申
 - 二十三 生活保護法に関する次のこと。
 - 1 第四十六条第三項の規定による管理規程の変更命令
 - 2 第四十八条第三項の規定による指導の制限又は禁止
 - 3 第五十五条の二の規定による告示
 - 二十四 医療扶助による給付の要否の協議に対する技術的助言
 - 二十五 生活保護施設事務費又は委託事務費の決定
 - 二十六 生活保護施設事務費のうち人件費その他の事務費の相互流用についての承認
 - 二十七 生活保護費国庫負担金の交付の決定
 - 二十八 徳島県行旅病人、行旅死亡人及びその同伴者の救護及び取扱いに関する規則（昭和三十六年徳島県規則第十九号）第三条ただし書の規定による繰替費用の種目又は限度額の承認
 - 二十九 徳島県厚生寮の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年徳島県条例第二十八号）に関する次のこと。
 - 1 第四条の規定による入居の許

		<p>可</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 第七条ただし書の規定による用途変更等の認定 3 第八条の規定による入居の許可の取消し 三十 徳島県立総合福祉センターの設置及び管理に関する条例（昭和五十八年徳島県条例第三十二号）に関する次のこと。 <ol style="list-style-type: none"> 1 第四条第二号の規定による補修等の指定 2 第五条第二項の規定による臨時に休館すること等の承認 3 第六条第二項の規定による供用時間を臨時に変更することの承認 4 第十一条第二項の規定による利用料金の額の承認 5 第十二条ただし書の規定による賠償責任の全部又は一部の免除 三十一 徳島県立総合福祉センター管理規則（昭和五十八年徳島県規則第七十号）に関する次のこと。 <ol style="list-style-type: none"> 1 第二条第二項の規定による社会福祉関係者の承認 2 第二条の規定による利用者心得等の承認
--	--	---

別表第四長寿社会課の項を削り、同表こども未来課の項部長の欄第二号中8を13とし、5から7までを5ずつ繰り下げ、同号の4中「第三十三条の七第二項」を「第三十三条の八第二項」に改め、同4の次に次のように加える。

- 5 第三十三条の十五第二項の規定による措置の内容等の報告
- 6 第三十三条の十六の規定による被措置児童等虐待の状況等の公表
- 7 第三十四条の四第一項の規定による報告の徴収又は当該職員による関係者に対する質問若しくは立入検査
- 8 第三十四条の五の規定による事業の制限又は停止の命令
- 9 第三十四条の十三第一項の規定による基準を維持するための必要な報告の徴収又は当該職員による関係者に対する質問若しくは立入検査、同条第三項の規定による一時預かり事業についての必要な措置命令及び同条第四項の規定による事業の制限

又は停止の命令

別表第四障害福祉課の項部長の欄第二号中6を8とし、5を7とし、4を6とし、3の次に次のように加える。

- 4 第三十三条の十五第二項の規定による措置の内容等の報告
 - 5 第三十三条の十六の規定による被措置児童等虐待の状況等の公表
- 別表第四医療政策課の項を次のように改める。

医療政策課		
	<p>一 死体解剖保存法（昭和二十四年法律第二百四号）第十九条第一項の規定による死体の保存の許可</p> <p>二 死体解剖保存法施行令（昭和二十八年政令第三百八十一号）第二十条の規定による認定の取消しの申出</p> <p>三 医療法に関する次のこと。</p> <ol style="list-style-type: none">1 第四条第一項の規定による地域医療支援病院の名称使用の承認2 第二十八条の規定による病院の管理者の変更命令3 第二十九条第一項の規定による病院の開設許可の取消し又は閉鎖命令、同条第二項の規定による病院の開設許可の取消し及び同条第三項の規定による地域医療支援病院の名称使用の承認の取消し4 第三十条の七の規定による病院の開設又は病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更に関する勧告5 第三十五条第一項の規定による診療若しくは研究のための利用又は必要な条件の整備の命令及び同条第二項の規定による運営に関する必要な指示6 第四十四条第一項の規定による医療法人の設立の認可7 第四十四条第三項の規定による医療法人の名称等の定め	<p>一 死体解剖保存法施行令第五条第二項の規定による住所変更の通知</p> <p>二 歯科技工士法施行規則（昭和三十年厚生省令第二十三号）第六条の規定による歯科技工士試験の場所等の公告</p> <p>三 保健師助産師看護師法に関する次のこと。</p> <ol style="list-style-type: none">1 第八条の規定による准看護師の免許2 第十五条の二第四項の規定による准看護師再教育研修の修了の登録四 保健師助産師看護師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十六号）に関する次のこと。<ol style="list-style-type: none">1 第三条第三項の規定による准看護師籍の訂正2 第四条第二項及び第五条第一項の規定による准看護師籍の登録の抹消3 第九条の規定による行政処分に関する通知4 第二十条において準用する第十五条第二項の規定による准看護師養成所に係る必要な指示5 第二十条において準用する第十六条及び第十七条の規定による准看護師養成所の指定の取消し五 徳島県医師修学資金等貸与条例に関する次のこと。<ol style="list-style-type: none">1 第二条の二第一号の規定によ

- 8 第四十六条の二第一項ただし書の規定による医療法人の理事の減員の認可
 - 9 第四十六条の三第一項ただし書の規定による医療法人の医師又は歯科医師でない理事長の選出の認可
 - 10 第四十六条の四第五項の規定による仮理事の選任及び同条第六項の規定による特別代理人の選任
 - 11 第四十七条第一項ただし書の規定による管理者の一部を理事に加えないことの認可
 - 12 第五十条第一項の規定による医療法人の定款又は寄附行為の変更の認可
 - 13 第五十五条第三項の規定による医療法人の解散の認可
 - 14 第五十六条第二項及び第三項の規定による医療法人の財産の処分に関する認可
 - 15 第五十六条の十二第四項の規定による裁判所に対する意見の陳述
 - 16 第五十七条第四項の規定による医療法人の合併の認可
 - 17 第六十三条第一項の規定による医療法人の業務若しくは会計の状況に関する報告の徴収又は当該職員による立入検査
 - 18 第六十四条第一項の規定による医療法人の業務又は会計の改善命令及び同条第二項の規定による医療法人の業務の停止命令又は役員解任勧告
 - 19 第六十四条の二の規定による特別医療法人の収益業務の停止命令
 - 20 第六十五条及び第六十六条の
- る専門医研修医療機関の認定
 - 2 第五条第一項の規定による貸与契約の解除、同条第二項の規定による休止、同条第三項の規定による保留、同条第四項の規定による貸与契約の解除及び同条第五項の規定による休止
 - 3 第六条第一項の規定による返還の債務の免除、同条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による業務に従事することができない期間の認定及び同条第三項の規定による返還の債務の免除
 - 4 第七条第一項ただし書及び同条第二項ただし書の規定による返還の期限の決定
 - 5 第八条の規定による返還の債務の全部又は一部の免除
 - 6 第九条の規定による返還の債務の履行の猶予
 - 六 徳島県医師修学資金等貸与条例施行規則に関する次のこと。
 - 1 第二条第一項及び第三項の規定による医師修学資金貸与申請書等の提出期日の決定
 - 2 第五条第二項の規定による入学金及び授業料の貸与時期の決定、同項ただし書の規定による生活費の貸与方法の特例の決定並びに同条第四項ただし書の規定による専門医研修資金の貸与方法の特例の決定
 - 七 徳島県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例（昭和三十七年徳島県条例第四十六号）に関する次のこと。
 - 1 第二条第一号口の規定による外国の大学院の修士課程の認定及び同条第四号の規定による要

規定による医療法人の設立の認可の取消し

四 救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第二条の規定による救急病院等の認定及び告示

五 歯科技工士法（昭和三十年法律第百六十八号）第八条第二項の規定による免許の取消し等に係る厚生労働大臣への具申

六 歯科技工士法の一部を改正する法律（昭和五十七年法律第一号）附則第二条の規定に基づく歯科技工士試験の実施

七 診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第九条第二項の規定による厚生労働大臣への具申

八 臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第八条第二項の規定による厚生労働大臣への具申

九 理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第四百三十七号）第七条第二項の規定による理学療法士又は作業療法士の免許の取消し又は名称の使用の停止処分に関する具申

十 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）に関する次のこと。

1 第十四条第二項の規定による准看護師の免許の取消し等の処分及び同条第三項の規定による再免許

2 第十五条の二第二項の規定による准看護師再教育研修の命令

3 第十八条の規定による准看護師試験の施行

4 第二十二条第二号の規定によ

件の設定

2 第三条の規定による修学資金の貸与方法の特例の決定

3 第六条第一項の規定による貸与契約の解除、同条第二項の規定による休止及び同条第三項の規定による保留

4 第七条の規定による返還の債務の免除

5 第九条の規定による返還の債務の全部又は一部の免除

6 第十条の規定による返還の債務の履行の猶予

八 徳島県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例施行規則（昭和三十七年徳島県規則第八十号）に関する次のこと。

1 第二条の規定による修学資金貸与申請書の提出期日の決定

2 第十条第二項の規定による返還方法及び返還額の変更の承認

	<p>る准看護師養成所の指定及び同条第四号の規定による受験資格の認定</p> <p>十一 保健師助産師看護師法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十四号）第十九条の規定による准看護師試験の告示</p> <p>十二 徳島県医師修学資金等貸与条例（平成十八年徳島県条例第二十四号）第六条第一項第一号の規定による臨床研修に従事する病院の指定</p> <p>十三 徳島県医師修学資金等貸与条例施行規則（平成十八年徳島県規則第三十三号）第四条第三号の規定による公的医療機関等の指定</p>	
--	--	--

別表第四健康増進課の項の次に次のように加える。

<p>長寿社会課</p>	<p>一 社会福祉法に関する次のこと。</p> <p>1 第三十一条第一項の規定による社会福祉法人の設立の認可並びに同条第四項（第四十三条第二項、第四十六条第四項及び第四十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定による厚生労働大臣が所轄庁である社会福祉法人の設立の認可の申請に係る調査及び副申</p> <p>2 第四十三条第一項の規定による社会福祉法人の定款の変更の認可及び同条第四項の規定による厚生労働大臣が所轄庁である社会福祉法人の定款の変更の届出に係る副申</p> <p>3 第四十六条第二項の規定による社会福祉法人の解散の認可等</p> <p>4 第四十九条第二項の規定による社会福祉法人の合併の認可</p> <p>5 第五十六条第一項の規定によ</p>	<p>一 社会福祉法に関する次のこと。</p> <p>1 第六十二条第二項の規定による社会福祉施設の許可事項の変更の許可</p> <p>2 第七十条の規定による社会福祉事業を経営する者からの報告の徴収又は当該職員による施設等の検査その他事業経営の状況の調査</p> <p>二 社会福祉法施行規則第十五条第一項の規定による寄附金の募集従事証の交付</p> <p>三 社会福祉法人の助成に関する条例第二条第五号の規定による申請書に添付すべき書類の決定</p> <p>四 老人福祉法に関する次のこと。</p> <p>1 第十五条第四項の規定による養護老人ホーム等の設置の認可</p> <p>2 第十六条第三項の規定による養護老人ホーム等の廃止、休止若しくは入所定員の減少の時期</p>
--------------	--	---

<p>介護 保険 指導 室</p>	<p>る社会福祉法人からの報告の徴収又は当該職員による検査、同条第二項の規定による社会福祉法人に対する措置命令、同条第三項の規定による社会福祉法人に対する業務停止命令又は役員への解職勧告及び同条第四項の規定による社会福祉法人に対する解散命令</p> <p>6 第六十二条第二項の規定による社会福祉施設の設置の許可</p> <p>7 第七十一条の規定による社会福祉施設に対する改善命令</p> <p>8 第七十二条の規定による社会福祉施設の経営の制限、停止命令又は許可若しくは許可の取消し</p> <p>9 第七十三条第一項の規定による寄附金の募集の許可</p> <p>二 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）に関する次のこと。</p> <p>1 第十八条の二第一項の規定による改善命令及び同条第二項の規定による事業の制限又は停止の命令</p> <p>2 第十九条第一項の規定による施設の設定若しくは運営の改善若しくはその事業の停止若しくは廃止の命令又は認可の取消し</p> <p>3 第二十九条第八項の規定による有料老人ホームの設置者に対する改善命令</p>
<p>六 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）に関する次のこと。</p> <p>1 第八十条の規定による指定訪問看護事業者等に対する指定老人訪問看護に関する指導</p>	<p>又は入所定員の増加についての認可</p> <p>3 第十八条第一項及び第二項の規定による報告の徴収又は当該職員による関係者に対する質問若しくは立入検査</p> <p>4 第二十九条第六項の規定による有料老人ホームの設置者等からの報告の徴収又は当該職員による関係者に対する質問若しくは立入検査</p> <p>五 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第六十九条の二第一項の規定による介護支援専門員実務研修受講試験の実施</p>

- 2 第七十七条第一項の規定による指定居宅サービス事業者の指定の取消し又は指定の効力の停止
 - 3 第八十三条の二第一項の規定による指定居宅介護支援事業者に対する勧告、同条第二項の規定による公表及び同条第三項の規定による命令
 - 4 第八十四条第一項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定の取消し又は指定の効力の停止
 - 5 第九十一条の二第一項の規定による指定介護老人福祉施設の開設者に対する勧告、同条第二項の規定による公表及び同条第三項の規定による命令
 - 6 第九十二条第一項の規定による指定介護老人福祉施設の指定の取消し又は指定の効力の停止
 - 7 第一百一条の規定による介護老人保健施設の使用制限等
 - 8 第一百二条第一項の規定による介護老人保健施設の管理者の変更命令
 - 9 第一百三条第一項の規定による介護老人保健施設の開設者に対する勧告、同条第二項の規定による公表及び同条第三項の規定による命令
 - 10 第一百四条第一項の規定による介護老人保健施設の許可の取消し又は許可の効力の停止
 - 11 第一百三条の二第一項の規定による指定介護療養型医療施設の開設者に対する勧告、同条第二項の規定による公表及び同条第三項の規定による命令
 - 12 第一百四条第一項の規定による指定訪問看護事業者等に対する報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示の命令、指定訪問看護事業者等に対する出頭要求又は当該職員による質問若しくは指定訪問看護事業者の事業所についての帳簿書類等の検査及び同条第三項の規定による通知
- 七 介護保険法に関する次のこと。
 - 1 第二十四条第一項の規定による居宅サービス等を行った者等に対する報告若しくは居宅サービス等の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提示の命令又は当該職員による質問及び同条第二項の規定による介護給付等を受けた被保険者等に対する報告の命令又は当該職員による質問
 - 2 第四十一条第一項の規定による指定居宅サービス事業者の指定
 - 3 第四十六条第一項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定
 - 4 第四十八条第一項第一号の規定による指定介護老人福祉施設の指定及び同項第三号の規定による指定介護療養型医療施設の指定
 - 5 第五十三条第一項の規定による指定介護予防サービス事業者の指定
 - 6 第六十九条の二第一項の規定による介護支援専門員の登録
 - 7 第六十九条の六の規定による介護支援専門員の登録の消除
 - 8 第六十九条の七第一項の規定による介護支援専門員証の交付及び同条第五項の規定による介

- る指定介護療養型医療施設の指定の取消し又は指定の効力の停止
- 13 第十五条の七第一項の規定による指定介護予防サービス事業者に対する勧告、同条第二項の規定による公表及び同条第三項の規定による命令
- 14 第十五条の八第一項の規定による指定介護予防サービス事業者の指定の取消し又は指定の効力の停止
- 15 第十五条の二十九第四項の規定による命令、同条第六項の規定による指定若しくは許可の取消し又は指定若しくは許可の効力の停止及び同条第七項の規定による通知
- 16 第十五条の三十第一項の規定による指定調査機関の指定
- 17 第十五条の三十五（百十五條の三十六第三項において準用する場合を含む。）の規定による休止又は廃止の許可
- 18 第十五条の三十六第一項の規定による指定情報公表センターの指定
- 四 介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）に関する次のこと。
- 1 第三条第三項の規定による介護員養成研修事業者の指定の取消し
- 2 第三条の二第三項の規定による福祉用具専門相談員指定講習事業者の指定の取消し
- 3 第三十七条の二第一項の規定による報告に関する計画の策定
- 4 第三十七条の五第一項（第三十七條の十一において準用する
- 護支援専門員証の交付
- 9 第六十九条の八第一項の規定による介護支援専門員証の有効期間の更新に伴う介護支援専門員証の交付
- 10 第六十九条の三十九の規定による介護支援専門員の登録の消除
- 11 第七十条の二第一項（百十五條の十において準用する場合を含む。）の規定による指定居宅サービス事業者等の指定の更新
- 12 第七十五条の規定による変更の届出の受理
- 13 第七十六条第一項の規定による指定居宅サービス事業者等に対する報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示の命令、指定居宅サービス事業者等に対する出頭要求又は当該職員による質問若しくは指定居宅サービス事業者の事業所についての設備等の検査
- 14 第七十八条の規定による公示
- 15 第七十九条の二第一項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定の更新
- 16 第八十二条の規定による変更の届出の受理
- 17 第八十三条第一項の規定による指定居宅介護支援事業者等に対する報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示の命令、指定居宅介護支援事業者等に対する出頭要求又は当該職員による質問若しくは指定居宅介護支援事業者の事業所についての帳簿書類等の検査
- 18 第八十五条の規定による公示

-
-
-
- 5 第三十七条の六第一項（第三十七条の十一において準用する場合を含む。）の規定による調査事務等に関する計画の策定
 - 6 第三十七条の七第一項の規定による調査員養成研修を行う者の指定、同条第三項の規定による調査員名簿からの消除及び同条第五項の規定による調査員養成研修を行う者の指定の取消し
 - 7 第三十七条の八（第三十七条の十一において準用する場合を含む。）の規定による改善命令
 - 8 第三十七条の十第一項（第三十七条の十一において準用する場合を含む。）の規定による指定調査機関等の指定の取消し又は調査事務等の停止の命令
 - 19 第八十六条の二第一項の規定による指定介護老人福祉施設の指定の更新
 - 20 第八十九条の規定による変更の届出の受理
 - 21 第九十条第一項の規定による指定介護老人福祉施設の開設者等に対する報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示の命令、指定介護老人福祉施設の開設者等に対する出頭要求又は当該職員による質問若しくは指定介護老人福祉施設についての設備等の検査
 - 22 第九十三条の規定による公示
 - 23 第九十四条第一項の規定による介護老人保健施設の開設の許可及び同条第二項の規定による許可事項の変更の許可
 - 24 第九十四条の二第一項の規定による介護老人保健施設の許可の更新
 - 25 第九十五条第一項の規定による管理者の承認及び同条第二項の規定による医師以外の者を管理者とすることの承認
 - 26 第九十八条第一項第四号の規定による広告事項の許可
 - 27 第九十九条の規定による変更の届出の受理
 - 28 第百条第一項の規定による介護老人保健施設の開設者等に対する報告若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示の命令、介護老人保健施設の開設者等に対する出頭要求又は当該職員による質問若しくは介護老人保健施設についての設備等の検査
 - 29 第百五条において準用する医

-
-
-
- 療法第八条の二第二項、第九条及び第十五条第三項の規定による届出の受理
- 30 第七十七条の二第一項の規定による指定介護療養型医療施設の指定の更新
- 31 第八十八条の規定による入所定員の増加に対する承認
- 32 第一百一十一条の規定による変更の届出の受理
- 33 第十二条第一項の規定による指定介護療養型医療施設の開設者等に対する報告若しくは診療録等の提出若しくは提示の命令、指定介護療養型医療施設の開設者等に対する出頭要求又は当該職員による質問若しくは指定介護療養型医療施設についての設備若しくは診療録等の検査
- 34 第一百五十五条の規定による公示
- 35 第一百五十五条の五の規定による変更の届出の受理
- 36 第一百五十五条の六第一項の規定による指定介護予防サービス事業者等に対する報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示の命令、指定介護予防サービス事業者等に対する出頭要求又は当該職員による質問若しくは指定介護予防サービス事業者の事業所についての設備等の検査
- 37 第一百五十五条の九の規定による公示
- 38 第一百五十五条の三十四第一項（第一百五十五条の三十六第三項において準用する場合を含む。）の規定による指定調査機関等に対する報告の要求又は当該職員による質問若しくは指定調査機関等の事務所についての設備等の

		<p>八 検査 介護保険法施行令に関する次のこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 第二条第一項第二号の規定による介護員養成研修事業者の指定 2 第二条の二第一項第十号の規定による福祉用具専門相談員指定講習事業者の指定 3 第二十七条の七第一項の規定による調査員名簿への登録及び同条第二項の規定による調査員登録証明書の交付 九 介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）に関する次のこと。 <ol style="list-style-type: none"> 1 第一百十三条の二十三第一項の規定による介護支援専門員証の書換え交付 2 第一百十三条の二十五第一項の規定による介護支援専門員証の再交付
<p>国保長 寿医療 課</p>	<p>一 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）に関する次のこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 第十七条第一項の規定による組合の設立の認可 2 第二十四条の四（第八十六条）において準用する場合を含む。 3 第二十四条の五（第八十六条）において準用する場合を含む。 （）の規定による特別代理人の選任 4 第二十五条第一項（第八十六条）において準用する場合を含む。 （）の規定による理事に対する指揮 5 第三十二条の二第二項（第八 	<p>一 国民健康保険法に関する次のこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 第二十七条第二項（第八十六条）において準用する場合を含む。 （）の規定による組合等の議決に対する認可 2 第三十二条第二項（第八十六条）において準用する場合を含む。 （）の規定による組合等の解散の認可 3 第四十五条第三項の規定による保険医療機関等の診療報酬の額に係る別段の定めについての認可 4 第八十九条第一項の規定による審査委員会が保険医療機関等に対して報告を求めること等に

十六条において準用する場合を含む。）の規定による財産の処分

6 第四十一条第一項の規定による保険医療機関等の指導

7 第四十五条の二第一項の規定による保険医療機関等に対する療養の給付に関する報告若しくは診療録等の提出若しくは提示の命令、保険医療機関等の開設者等に対する出頭要求又は当該職員による質問若しくは保険医療機関等についての設備等の検査及び同条第五項の規定による厚生労働大臣への通知

8 第五十四条の二の二の規定による指定訪問看護事業者等の指導

9 第五十四条の二の三第一項の規定による指定訪問看護事業者等に対する訪問看護療養費の支給に関する報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示の命令、指定訪問看護事業者等に対する出頭要求又は当該職員による質問若しくは指定訪問看護事業者の事業所についての帳簿書類その他の物件の検査及び同条第三項の規定による厚生労働大臣への通知

10 第八十条第一項の規定による組合に対する滞納処分の認可

11 第八十四条第一項の規定による連合会の設立の認可

12 第八十八条第一項の規定による組合若しくは連合会又はその役員に対する事業若しくは財産の管理若しくは執行についての違反の是正又は改善のための必要な措置命令、同条第二項の規定

についての承認

5 第六十六条第一項の規定による保険者又は連合会の事業及び財産の状況に関する報告の徴収又は当該職員による実地の検査

6 第一百四十四条第一項の規定による医師等に対する報告若しくは診療録等の提示の命令又は当該職員による質問及び同条第二項の規定による被保険者又は被保険者であつた者に対する報告の命令又は当該職員による質問

二 国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）に関する次のこと。

1 第七条第一項（第二十六条において準用する場合を含む。）の規定による国民健康保険組合等の設立の認可についての告示及び第七条第二項（第二十六条において準用する場合を含む。）の規定による国民健康保険組合等の規約の変更の認可についての告示

2 第二十五条（第二十六条において準用する場合を含む。）の規定による国民健康保険組合等の解散についての告示

三 高齢者の医療の確保に関する法律第六十一条第一項の規定による医師等に対する診療、薬剤の支給又は手当に関する報告若しくは診療録等の提示の命令又は当該職員による質問及び同条第二項の規定による医療を受けた者に対する診療又は調剤の内容に関する報告の命令又は当該職員による質問

- による組合又は連合会に対する役員の一部又は全部の改任命令、同条第三項の規定による役員の変更及び同条第四項の規定による組合又は連合会の解散命令
- 13 第七十二条の二第一項の規定による都道府県調整交付金の交付
- 二 高齢者の医療の確保に関する法律に関する次のこと。
- 1 第四十四条第四項の規定による保険者の拠出金等の滞納処分
- 2 第六十六条第一項の規定による保険医療機関等及び保険医等の指導並びに同条第二項の規定による学識経験者の立会いの決定
- 3 第七十二条第一項の規定による保険医療機関等に対する報告若しくは診療録等の提出若しくは提示の命令、保険医療機関等の開設者等に対する出頭要求又は当該職員による質問若しくは保険医療機関等についての設備若しくは診療録等の物件の検査及び同条第三項の規定による厚生労働大臣への通知
- 4 第三百三十四条第一項の規定による市町村の事業及び財産の状況に関する報告の徴収又は当該職員による実地の検査
- 5 第五百五十二条第一項の規定による支払基金等の業務又は財産の状況に関する報告の徴収又は当該職員による実地の検査及び同条第三項の規定による処分を行う必要がある旨の通知

別表第四地域経済課の項部長の欄に次の二号を加える。

十四 電気事業法第六十二条第一項の規定による土地等への立入り等に係る損失補償の

裁定

十五 電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和四十五年法律第九十六号）に関する次のこと。

- 1 第十七条第二項の規定による電気工事の施工の差止めの命令
- 2 第二十八条第一項の規定による登録の取消し及び事業の全部又は一部の停止命令、同条第二項の規定による事業の全部又は一部の停止命令並びに同条第三項の規定による処分をした旨の通知

十六 計量法（平成四年法律第五十一号）に関する次のこと。

- 1 第三十五条（第二百一十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による解任命令
 - 2 第三十八条（第二百一十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による指定定期検査機関等の指定の取消し又は検査業務の停止命令
 - 3 第六十二条の規定による聴聞の実施
- 別表第四地域経済課の項課長の欄に次の六号を加える。

十 電気工事業に関する次のこと。

- 1 第四条第二項の規定による電気工事士免状の交付、同条第三項第二号及び第四項第三号の規定による電気工事士の資格の認定並びに同条第六項の規定による電気工事士免状の返納命令
- 2 第九条第一項の規定による電気工事の業務に関する報告の徴収

十一 電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）に関する次のこと。

- 1 第四十五条第一項の規定による販売事業者の業務に関する報告の徴収
- 2 第四十六条第一項の規定による当該職員による販売事業者の事務所等への立入検査又は質問

十二 電気工事業の業務の適正化に関する法律に関する次のこと。

- 1 第三条第一項の規定による電気工事業者の登録及び同条第三項の規定による更新の登録
- 2 第六条第一項の規定による登録の拒否及び同条第二項の規定による登録を拒否した旨の通知

た旨の通知

- 3 第七条第一項の規定による登録証の交付
- 4 第十条第二項の規定による登録証の訂正
- 5 第十二条の規定による登録証の再交付
- 6 第十四条の規定による登録の消除
- 7 第十六条の規定による登録電気工事業者登録簿の謄本の交付等
- 8 第二十七条第一項及び第二項の規定による危険等防止命令並びに同条第三項の規定による処分をした旨の通知

9 第二十九条第一項本文の規定による報告の要求及び立入検査等

10 第三十三条の規定による苦情の処理

十三 計量法に関する次のこと。

- 1 第十条第三項の規定による勧告に従わなかつた旨の公表
- 2 第十五条第二項の規定による勧告に従わなかつた旨の公表

3 第二十条第一項の規定による指定定期検査機関の指定

4 第二十一条第二項の規定による定期検査の実施の期日等の公示

5 第三十二条（第二百二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による指定定期検査機関等の検査業務の休廃止の届出の受理

6 第三十三条第一項（第二百二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による指定定期検査機関等の事業計画等の受理

7 第五十二条第三号の規定による勧告に従わなかつた旨の公表

8 第一百七十七条第一項の規定による指定計量証明検査機関の指定

9 第二百五十九条第二項の規定による公示

十四 徳島県商工労働関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第三十五号）別表第一備考第三号の規定による金額の決定

十五 計量教習所への教習生の派遣

別表第四産業振興課の項の項名を「産業立地課」に改め、同項部長の欄中第一号から第三号までを削り、第四号を第一号とし、第五号から第七号までを三号ずつ繰り上げ、同項課長の欄中第一号から第六号までを削り、第七号を第一号とし、第八号を第二号とし、同表労働雇用政策課の項を次のように改める。

労働雇用政策課	<p>一 労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定による公益事業の争議行為の公表</p> <p>二 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）に関する次のこと。</p> <p>1 第七条第一項の規定による職業能力開発計画の策定</p> <p>2 第七条第三項において準用する第六条の規定による職業訓練等の実施に関する勧告</p> <p>3 第三十五条第一項の規定による職業訓練法人の設立の認可及び同条第四項の規定による名称等の定め</p> <p>4 第三十七条の七（第九十条第一項において準用する場合を含む。）の規定による仮理事の選任</p> <p>5 第三十七条の八の規定による特別代理人の選任</p> <p>6 第三十九条第一項の規定による</p>	<p>一 労働関係調整法第九条の規定による争議行為の届出の受理</p> <p>二 雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第六十二条第一項第一号、第四号、第五号及び第七号の規定による事業主に対する必要な助成の実施</p> <p>三 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）に関する次のこと。</p> <p>1 第四条第三項（第五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による改善計画の認定等</p> <p>2 第五条第二項の規定による改善計画の取消し</p> <p>四 徳島県職場適応訓練委託規則に関する次のこと。</p> <p>1 第六条第三項の規定による職場適応訓練実施決定通知書の職場適応訓練生への送付</p>
---------	---	---

- る職業訓練法人の定款又は寄附行為の変更の認可
 - 7 第四十条第二項の規定による職業訓練法人の解散の認可
 - 8 第四十一条第二項及び第三項の規定による職業訓練法人の残余財産の帰属の認可
 - 9 第四十二条の規定による職業訓練法人の設立の認可の取消し
 - 10 第四十三条第二項の規定による裁判所に対する意見の陳述及び裁判所からの調査の受託並びに同条第三項の規定による裁判所に対する意見の陳述
 - 11 第九十条第一項において準用する第六十一条の規定による都道府県職業能力開発協会の設立の認可
 - 12 第九十条第一項において準用する第六十二条第二項の規定による定款の変更の認可
 - 13 第九十条第一項において準用する第六十四条第二項の規定による役員を選任の認可
 - 14 第九十条第一項において準用する第七十条第二項の規定による解散の認可
 - 15 第九十条第一項において準用する第七十一条の規定による清算人の選任
 - 16 第九十条第一項において準用する第七十五条の規定による都道府県職業能力開発協会に対する勧告、業務の停止命令又は設立の認可の取消し
 - 17 第九十条第四項の規定による裁判所に対する意見の陳述及び裁判所からの調査の受託並びに同条第五項の規定による裁判所に対する意見の陳述
- 2 第十五条の規定による状況報告の徴収又は調査
 - 五 職業能力開発促進法に関する次のこと。
 - 1 第十五条の二第一項第一号、第二号又は第四号の規定による援助
 - 2 第二十四条第一項本文の規定による職業訓練の認定及び同条第三項の規定による職業訓練の認定の取消し
 - 3 第二十八条第一項の規定による職業訓練指導員の免許
 - 4 第二十九条の規定による職業訓練指導員の免許の取消し
 - 5 第三十条第一項の規定による職業訓練指導員試験の施行及び同条第五項の規定による実技試験又は学科試験の全部又は一部の免除
 - 6 第四十六条第二項の規定による技能検定の実施
 - 7 第四十九条の規定による合格証書の交付
 - 8 第九十条において準用する第七十四条第一項の規定による報告の徴収又は立入検査
 - 9 第九十八条の規定による認定職業訓練に関する報告の徴収
 - 六 職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）に関する次のこと。
 - 1 第三十五条第一項の規定による事業主等による職業訓練施設の設置の承認
 - 2 第三十五条の三第二項の規定による技能照査合格証書に係る技能照査が的確に行われたことの証明
 - 七 徳島県職業能力開発校管理規則

別表第四農林水産政策課の項を次のように改める。

	<p>三 徳島県職場適応訓練委託規則（昭和三十八年徳島県規則第百号）第七条の規定による職場適応訓練の実施基準の決定</p>	<p>（昭和三十三年徳島県規則第三十四号）第十条の規定による入校願書の提出日時の決定</p> <p>八 職業訓練生の徳島県職業能力開発校等の管理下における災害認定</p> <p>九 技能検定及び技能競技大会の開催</p>
<p>農林水産政策課</p>	<p>一 農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第五条第一項の規定による基本方針の策定及び同条第四項の規定による基本方針の変更</p> <p>二 徳島県立農林水産総合技術支援センター管理規則（平成十七年徳島県規則第四十号）第七条第一号及び第二号の規定による定員の決定</p> <p>三 徳島県青年農業士及び徳島県指導農業士の認定</p>	<p>一 認定農業者等担い手育成対策の計画（変更計画を含む。）の認定及び推進団体の計画の承認（経営構造対策事業に係るものに限る。）</p> <p>二 農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）第五十五条の規定による基金協会等からの報告の徴収</p> <p>三 中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）第六十五条の規定による協会からの報告の徴収</p> <p>四 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法第七条第一項の規定による報告の徴収又は当該職員による立入検査</p> <p>五 漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和五十一年法律第四十三号）第四条第一項の規定による改善計画の認定</p> <p>六 山村振興法第十七条の規定による農林漁業の経営改善又は振興のための計画（漁業に係るものに限る。かつ、徳島県南部総合県民局の所管区域内におけるものを除く。）の認定</p> <p>七 過疎地域自立促進特別措置法第二十六条の規定による農林漁業の</p>

経営改善又は振興のための計画（漁業に係るものに限る、かつ、徳島県南部総合県民局の所管区域内におけるものを除く。）の認定
八 各種検査、調査、監督、監視、徴収、指導等を行うため法令の規定に基づき置かれる職に充てる職員（農林水産部に所属する職員に限る。）の指定（普及指導員、林業普及指導員及び水産業普及指導員に係るものを除く。）

別表第四農林水産政策課の項の次に次のように加える。

農地政策推進課		
	<p>一 農業振興地域の整備に関する法律に関する次のこと。</p> <p>1 第四条第五項（第五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による農林水産大臣との協議及び同条第七項（第五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による農業振興地域整備基本方針の公表</p> <p>2 第六条第五項（第七条第二項において準用する場合を含む。）の規定による農業振興地域の指定の公告</p> <p>3 第七条第一項の規定による農業振興地域の区域の変更</p> <p>4 第九条第一項の規定による農業振興地域整備計画の策定</p> <p>5 第十三条第一項の規定による農業振興地域整備計画の変更</p> <p>二 農業経営基盤強化促進法第二十七条の八第一項の規定による特定利用権の設定に関する裁定をした旨の公告</p> <p>三 農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）に関する次のこと。</p>	<p>一 農業振興地域の整備に関する法律に関する次のこと。</p> <p>1 第六条第四項（第七条第二項において準用する場合を含む。）の規定による関係市町村との協議及び同条第六項（第七条第二項において準用する場合を含む。）の規定による農林水産大臣への報告</p> <p>2 第九条第二項（第十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定による関係市町村の同意の取得</p> <p>3 第十二条（第十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定による農業振興地域整備計画の公告等</p> <p>4 第十五条の二第六項の規定による農業会議の意見の聴取</p> <p>二 農業経営基盤強化促進法に関する次のこと。</p> <p>1 第七条第一項の規定による農地保有合理化事業規程の承認及び同条第五項（第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告</p>

- 1 第五十二条の規定による農業会議の業務又は会計の状況の検査又は監督命令
 - 2 第五十四条の規定による法令等の違反に対する措置命令
 - 四 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）に関する次のこと。
 - 1 第三条第二項第五号の規定による農地及び採草放牧地の面積の決定及びその公示
 - 2 第四条第一項本文の規定による農林水産大臣が許可する農地の転用に関する意見の送付
 - 3 第五条第一項本文の規定による農林水産大臣が許可する農地又は採草放牧地の転用のための権利移動に関する意見の送付
 - 4 第六条第一項第二号の規定による小作地の面積の決定及びその公示
 - 5 第十一条第一項（第十四条第二項、第十五条第二項、第十五条第三項及び第十六条第二項）において準用する場合を含む。
 - 。 の規定による買取令書及びその謄本の交付並びに同条第二項（第十四条第二項、第十五条第二項、第十五条第三項及び第十六条第二項）において準用する場合を含む。
 - 6 第五十条第一項（第五十五条第四項、第五十六条第三項、第五十七条第三項、第五十八条第二項及び第五十九条第五項）において準用する場合を含む。
- 規定による買取令書及びこれらの謄本の交付並びに同条第三項（第五十五条第四項、第五十六条第三項、第五十七条第三項、
- 2 第八条第一項の規定による農地保有合理化事業規程の変更又は廃止の承認
 - 3 第九条の規定による農地保有合理化事業法人からの報告の徴収
 - 4 第十条第一項の規定による農地保有合理化法人に対する改善命令及び同条第二項の規定による同意市町村長からの意見の聴取
 - 5 第十一条第一項の規定による農地保有合理化事業規程の承認の取消し及び同条第二項の規定による公告
 - 6 第二十七条の六の規定による裁定の申請があつたときの公告
 - 7 第二十七条の七第四項の規定による農業会議の意見の聴取
- 三 農業委員会等に関する法律に関する次のこと。
- 1 第四十五条第二項の規定による農業会議の会則の変更の認可
 - 2 第五十二条の規定による農業会議の業務又は会計の状況に関する報告の徴収
- 四 農地法に関する次のこと。
- 1 第四条第三項（第五条第三項）において準用する場合を含む。
 - 。 の規定による農業会議の意見の聴取
 - 2 第七条第一項第三号、第四号及び第六号の規定による所有できる小作地の指定並びに同項第七号の規定による所有できる小作地の承認
 - 3 第二十条第三項の規定による農業会議の意見の聴取
 - 4 第三十九条第一項の規定による売渡通知書及びその謄本の交

第五十八条第二項、第五十九条第五項及び第七十二条第四項において準用する場合を含む。）の規定による買収令書の交付に代わる公示

7 第五十五条第二項（第七十二条第四項において準用する場合を含む。）の規定による収去令書の交付

8 第七十二条第二項の規定による買収令書の交付

9 第七十四条の二第三項の規定による譲与通知書の交付

五 農地法施行令（昭和二十七年政令第四百四十五号）第二条第三項の規定による農地の対価の算定方法の決定

付
5 第四十六条の規定による土地等の調査

6 第四十七条（第五十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定による農業会議の意見の聴取

7 第四十八条第一項（第五十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定による買収すべき土地等の公示及び農業委員会への通知、同条第五項本文（第五十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定による農業会議への通知及び農業会議の意見の聴取並びに同条第六項（第五十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公示の取消し又は変更

8 第五十条第二項前段（第五十条第四項、第五十六条第三項、第五十八条第二項、第五十九条第五項及び第七十二条第四項において準用する場合を含む。）の規定による先取特権等に対する対価の供託の要否を申し出るべき旨の通知

9 第五十六条第二項の規定による農業会議の意見の聴取る代地の買収の承認申請

10 第五十九条第四項の規定による土地配分計画の作成及び同条第三項の規定による土地配分計画の公示

11 第六十二条第二項の規定による土地配分計画の作成及び同条第三項の規定による土地配分計画の公示

12 第六十四条の規定による売渡予約書の交付
13 第六十七条第一項の規定による売渡通知書及びその謄本の交付

-
-
- 14 第六十八条第一項の規定による一時使用の承認
 - 15 第六十九条第一項（第七十条第二項において準用する場合を含む。）の規定による売渡通知書の交付
 - 16 第七十一条の規定による売渡後の検査
 - 17 第七十三条第一項の規定による売り渡された土地等の権利の設定等の許可
 - 18 第八十二条第一項の規定による職員による立入検査、測量又は障害となる竹木等の除去若しくは移転（第三条から第五条まで又は第二十条の規定による許可若しくは違反転用に係るものを除く。）及び同条第三項の規定による通知又はこれに代わる公示（第三条から第五条まで又は第二十条の規定による許可若しくは違反転用に係るものを除く。）
 - 19 第八十三条の規定による農業会議又は農業委員会からの報告の聴取（第三条から第五条まで又は第二十条の規定による許可若しくは違反転用に係るものを除く。）
 - 20 第八十五条第五項の規定による農業会議の意見の聴取
 - 21 第八十六条ただし書の規定による土地の面積の認定（草地利用権を設定する場合を除く。）
 - 22 第八十七条第一項の規定による換地予定地に相当する従前の土地の指定
- 五 農地法施行令に関する次のこと
- 1 第一条の二十四第二項又は第
-

十三条の二第二項において準用する第一条の二第四項の規定による農業委員会への通知

2 第十二条第二項の規定による貸付通知書の交付

3 第十五条第二項及び第三項の規定による報告書の送付

4 第十五条の二第二項の規定による貸付通知書の交付

別表第四検査金融課の項の項名を「検査指導課」に改め、同項部長の欄第四号中「(昭和三十六年法律第二百四号)」を削り、同欄第八号中「(昭和二十七年法律第三百四十六号)」及び「及び第三項」を削り、同項課長の欄中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号を第九号とし、第十一号から第十五号までを削り、同表とくしまブランド戦略課の食料安全推進室の項の項名を「安全安心農業推進室」に改め、同項部長の欄中第四号及び第五号を削り、第六号を第四号とし、第七号から第十号までを二号ずつ繰り上げ、同表畜産課の項部長の欄第八号を次のように改める。

八 薬事法に関する次のこと。

1 第三十六条の四第一項の規定による登録販売者試験の実施

2 第七十五条第一項の規定による許可の取消し又は業務の停止命令

別表第四畜産課の項課長の欄中第三十号を第三十二号とし、第二十五号から第二十九号までを二号ずつ繰り下げ、第二十四号の次に次の二号を加える。

二十五 動物用医薬品等取締規則(平成十六年農林水産省令第百七号)に関する次のこと。

1 第一百五十五条の五の規定による動物用医薬品登録販売者試験の期日及び場所並びに受験願書の提出期間の公示

2 第一百五十五条の七の規定による合格者の受験番号の公示

二十六 薬事法施行細則第十五条の規定による合格の決定の取消し又は受験の禁止の措置

別表第四畜産課の項の次に次のように加える。

水産課	<p>一 請負対象額が一件二億円以上の 工事の施行</p> <p>二 請負対象額が一件二億円以上の 工事の請負契約の締結</p> <p>三 漁業災害補償法施行令(昭和三十 九年政令第二百九十三号)第八 条第三項(第九条第九項及び第十 六条第三項において準用する場合 を含む。)(の規定による水域等の</p>	<p>一 請負対象額が一件二億円未満の 工事の施行</p> <p>二 請負対象額が一件二億円未満の 工事の請負契約の締結</p> <p>三 水産資源保護法に関する次のこ と。</p> <p>1 第十六条の規定による保護水 面の管理</p> <p>2 第十七条の規定による保護水</p>
-----	---	--

設定の公示及び通知

四 水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）に関する次のこと。

- 1 第十五条第一項の規定による保護水面の指定
- 2 第十五条の二の規定による指定した保護水面の区域の変更又は解除
- 3 第十八条第一項の規定による保護水面の区域内の工事の許可、同条第二項の規定による工事の変更又は原状回復の命令及び同条第六項の規定による工事等に関する勧告

四 第二十二條第二項の規定によるさく河魚類の通路の保護のための工作物の管理命令

五 持続的養殖生産確保法（平成十一年法律第五十一号）に関する次のこと。

- 1 第八条第一項の規定による特定疾病のまん延の防止のための命令及び同条第二項の規定による通報
- 2 第九条の規定による損失の補償

六 水産動植物の種苗生産及び配布計画の決定

七 水産種苗生産品の売払価格の決定

八 卸売市場法に関する次のこと。

- 1 第六条第一項の規定による卸売市場整備計画の決定及び同条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による農林水産大臣への提出等
- 2 第四十八条第一項の規定による報告等の徴収及び職員による立入検査

面の管理計画の策定

3 第三十条第一項の規定による報告の徴収

4 第三十二条の規定による水産資源の保護培養に関する協力の要求

四 持続的養殖生産確保法に関する次のこと（1から3まで及び7については、徳島県南部総合県民局の所管区域内におけるものを除く。）。

- 1 第四条第三項（第五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による漁場改善計画の認定及び第四条第四項（第五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による協議
- 2 第五条第一項の規定による変更の認定及び同条第二項の規定による認定の取消し

3 第七条第一項の規定による勧告及び同条第二項の規定による公表

4 第十条第一項の規定による立入検査等

5 第十一条の規定による報告の徴収

6 第十二条の規定による届出

7 第十五条の規定による指導及び助言

五 輸出水産業の振興に関する法律（昭和二十九年法律第百五十四号）に関する次のこと（徳島県南部総合県民局の所管区域内におけるものを除く。）。

- 1 第三条第一項の規定による事業場の登録
- 2 第四条第一項の規定による登録の取消し又は事業停止命令及び同条第二項の規定による登録

- 3 第五十五条の規定による地方卸売市場の開設の許可
- 4 第五十八条第一項の規定による卸売業務の許可
- 5 第六十条の規定による地方卸売市場の廃止の許可
- 6 第六十四条第一項の規定による業務規程の変更の承認
- 7 第六十五条の規定による許可の取消し等
- 8 第六十七条の規定による農林水産大臣への報告等
- 九 徳島県卸売市場条例に関する次のこと。
 - 1 第九条第一項の規定による営業の譲渡し及び譲受けの認可並びに同条第二項の規定による法人の合併の認可
 - 2 第十条第一項の規定による相続の認可
 - 3 第二十五条の規定による必要な改善措置を採るべき旨の勧告又は命令
 - 4 第三十七条の規定による整備強化の勧告
 - 十 漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百三十七号）に関する次のこと。
 - 1 第六条第二項の規定による漁港の指定及び同条第五項の規定による漁港の指定の変更又は指定の取消し
 - 2 第二十五条第一項第三号の規定による漁港管理者の指定及び同条第二項の規定による協議等
 - 3 第三十四条第二項の規定による漁港管理規程の届出の受理及び同条第三項の規定による漁港管理規程についての助言又は勧告
- をを受けた者に対する措置命令
- 3 第六条の規定による事業場の改善の勧告
- 4 第三十条第一項の規定による報告の徴収及び職員による立入検査
- 六 卸売市場法第六十六条第一項の規定による報告の徴収及び職員による立入検査
- 七 徳島県卸売市場条例に関する次のこと。
 - 1 第六条第一項の規定による許可証の交付
 - 2 第十九条の規定による受託契約約款の承認及びその変更の承認
 - 3 第三十六条の規定による地方卸売市場の開設を許可した旨等の告示
- 八 漁港漁場整備法に関する次のこと（2から5までについては、徳島県南部総合県民局の所管区域内におけるものを除く。）。
 - 1 第六条第七項の規定による農林水産大臣への認可の申請及び同条第十一項の規定による漁港の指定等の告示
 - 2 第二十四条第一項後段の規定による他人の土地等への立入りまたは一時使用の許可
 - 3 第三十九条第一項の規定による行為の許可及び同条第四項の規定による協議
 - 4 第三十九条の二第一項の規定による許可の取消し又は原状回復命令等及び同条第二項の規定による措置命令
 - 5 第四十一条第一項及び第二項の規定による報告若しくは資料の提出の要求、立入り、測量、

- 4 第三十七条第一項の規定による漁港施設の処分の許可（徳島県南部総合県民局の所管区域内におけるものにあつては、国との協議を要するものに限る。）及び同条第二項の規定による原状回復命令
 - 5 第三十八条の規定による漁港施設の利用等の認可
 - 十一 海岸法に関する次のこと。
 - 1 第五条第二項の規定による市町村長が管理する海岸保全区域の指定、同条第四項の規定による管理区域の決定並びに同条第八項の規定による指定等又は指定等の変更の公示及び報告
 - 2 第十六条第一項の規定による工事原因者に対する工事の施行命令（徳島県南部総合県民局の所管区域内におけるものを除く。）
 - 3 第十九条第四項の規定による収用委員会に対する土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条の規定による裁決の申請
 - 4 第二十七条第二項の規定による海岸保全施設の新設又は改良に関する工事の承認申請
 - 5 第三十一条第一項の規定による原因者負担金の決定
 - 6 第三十二条第三項の規定による附帯工事に要する費用を負担させることの決定
 - 十二 徳島県漁港管理条例（昭和四十三年徳島県条例第二十五号）に関する次のこと（徳島県南部総合県民局の所管区域内におけるものを除く。）。
 - 1 第二条第一項の規定による甲
- 検査又は質問
- 九 漁港漁場整備法施行令（昭和二十五年政令第二百三十九号）第二十八条第四項の規定による漁港管理者の指定等の報告
 - 十 海岸法に関する次のこと（漁港海岸区域に係るものに限る。）（1から8までについては、徳島県南部総合県民局の所管区域内におけるものを除く。）。
 - 1 第七条第一項の規定による海岸保全区域の占用の許可
 - 2 第八条第一項の規定による海岸保全区域内における行為の許可
 - 3 第十二条第一項及び第二項の規定による監督処分、同条第三項の規定による必要な措置の執行、同条第四項の規定による他の施設等の保管、同条第五項の規定による公示（海岸法施行令第三条の四第一項第一号に規定する掲示に係るものに限る。）（第十二条第六項の規定による他の施設等の売却及び売却代金の保管並びに同条第七項の規定による施設等の廃棄の決定
 - 4 第十三条第一項の規定による海岸管理者以外の者が施行する工事の設計等の承認
 - 5 第十七条第一項の規定による附帯工事の施行の決定
 - 6 第十八条第一項の規定による土地等への立入り又は土地の一時使用
 - 7 第二十条第一項の規定による職務の執行に關して必要な報告若しくは資料の提出の要求又は当該命じた者による立入検査
 - 8 第二十一条第一項及び第二項

種漁港施設の維持運営計画の策定

2 第七条第一項の規定による陸揚輸送及び出漁準備のための区域の指定

3 第十条第二項の規定による使用料等の減免又は分納及び同条第三項ただし書の規定による使用料等の還付

4 第十六条の規定による監督処分

5 第十七条第一項の規定による公益上の必要による許可の取消し等

十三 公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）に関する次のこと。

1 第二条第一項の規定による埋立ての免許

2 第六条第三項（第四十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による埋立てに伴う補償等の協議の調わないとき等の裁定

3 第十条（第四十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による水面の利用施設に対する補償又は代替施設の設置の命令

4 第十三条ノ二第一項（第四十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による埋立てに関する事項の変更及び期間の伸長の許可等

5 第十四条第一項（同条第四項（第四十二条第三項において準用する場合を含む。）及び第四十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による他人の土地に対する立入り又は一

の規定による海岸保全施設の改良等管理に必要な措置命令

9 第三十八条の規定による主務大臣に対する報告又は資料の提出

十一 徳島県漁港管理条例に関する次のこと（徳島県南部総合県民局の所管区域内におけるものを除く。）。

1 第二条第二項の規定による乙種漁港施設の維持運営に関する資料の提出の要求又は必要な事項の勧告

2 第四条第二項本文の規定による甲種漁港施設（基本施設を除く。）を滅失し、又は損傷した者に対する指示

3 第五条第一項の規定による危険物等を積載した船舶の停泊等の場所の指示及び同条第二項の規定による危険物等を荷役することの許可

4 第六条の規定による漂流物の除去命令

5 第七条第二項の規定による漁獲物等の陸揚げ又は船積みを行う者に対する必要な指示並びに同条第三項ただし書の規定による陸揚輸送及び出漁準備のための区域の利用の許可

6 第九条の規定による甲種漁港施設の占用等の許可

十二 公有水面埋立法に関する次のこと。

1 第三条第一項（第十三条ノ二第二項（第四十二条第三項において準用する場合を含む。）及び第四十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による書面等の縦覧及び意見の聴

時使用の許可等

- 6 第十六条第一項の規定による埋立権の譲渡の許可
- 7 第二十二条第一項の規定による竣功の認可
- 8 第二十五条の規定による埋立てによつて不用となつた国有地の下付
- 9 第二十七条第一項本文の規定による埋立地に関する権利の処分
の許可及び同条第三項の規定による主務大臣への協議
- 10 第二十九条第一項本文の規定による埋立地の用途変更の許可及び同条第三項の規定による主務大臣への協議
- 11 第三十一条（第四十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による工事施行区域内にある物件の除却命令
- 12 第三十二条第一項（第三十六条において準用する場合を含む。）の規定による竣功認可前の違法行為等に対するきよう正命令及び同条第二項の規定による主務大臣への報告の損害の補償命令
- 13 第三十三条第一項の規定による竣功認可後の違法行為に対するきよう正命令及び同条第二項の規定による主務大臣への報告
- 14 第三十四条第一項ただし書の規定による埋立免許の効力の復活及び同条第二項の規定による免許条件の変更
- 15 第三十五条第一項ただし書（第三十六条において準用する場合を含む。）の規定による原状回復義務の免除及び同条第二項（第三十六条において準用する

- 取並びに第三条第二項（第十三条ノ二第二項（第四十二条第三項において準用する場合を含む。）及び第四十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による関係都道府県知事に対する通知
- 2 第十一条（第十三条ノ二第二項（第四十二条第三項において準用する場合を含む。）及び第四十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による免許等の告示
 - 3 第十三条の規定による工事の着手及び竣功の時期の指定
 - 4 第二十二条第二項の規定による竣功認可を行った旨の告示
及び地元市町村長に対する関係書面の写し等の送付
 - 5 第二十三条第一項ただし書の規定による竣功認可前の埋立地の使用許可及び同条第二項の規定による主務大臣への報告
 - 6 第三十条の規定による埋立ての免許条件の範囲内における義務の命令
- 十三 公有水面埋立法施行令に関する次のこと。
- 1 第四条の規定による関係住民への周知
 - 2 第八条ただし書（第十四条において準用する場合を含む。）の規定による施設の設置の許可
 - 3 第十二条第一項本文の規定による意見書を差し出すべき旨の告知及び同項ただし書の規定による告示
 - 4 第十三条本文の規定による裁定書の謄本の交付及び同条ただし書の規定による告示

場合を含む。)の規定による土砂等を無償で国の所有に属させることの決定

16 第四十二条第一項の規定による国が埋立てをする場合の承認

17 第四十三条の規定による国が埋立てた土地を公共団体に帰属させることの決定

十四 公有水面埋立法施行令(大正十一年勅令第百九十四号)に関する次のこと。

1 第十六条第二項の規定による埋立地の価額の認定

2 第三十二条の規定による認許申請

十五 国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第三十一条の四第一項の規定による境界確定のための調査及び同条第二項の規定による境界の決定(徳島県南部総合県民局の所管区域以外の区域における漁港区域及び漁港海岸区域に係るものに限る。)

十六 電波法に関する次のこと。

1 第十五条の規定による再免許の申請

2 第十七条第一項の規定による通信の相手方、通信事項、無線設備の設置場所等の変更の許可又は無線設備の変更工事の許可の申請

3 第十九条の規定による周波数等の変更の申請

十七 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成八年法律第七十七号)に関する次のこと。

1 第四条第一項の規定による都道府県計画の決定並びに同条第七項及び第八項の規定による都道府県計画の変更

5 第十五条第二項の規定による申請の要領等を差し出すべき旨の告知並びに同条第四項の規定による期間の指定及び申請者に対する通知

6 第二十四条の規定による埋立てをする権利の譲渡の許可及び承継の届出の告示

十四 国有財産法に関する次のこと(徳島県南部総合県民局の所管区域以外の区域における漁港区域及び漁港海岸区域に係るものに限る。)

1 第八条第一項の規定による国有財産の引継ぎ

2 第三十一条の二第一項の規定による他人が占有する土地への立入り

3 第三十一条の三第一項の規定による境界決定のための協議

十五 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に関する次のこと。

1 第九条第二項の規定による市町村が行う工事の検査、報告の徴収又は指示

2 第十二条第二項の規定による剰余金の使用の決定

3 第十三条第一項の規定による市町村が行う災害復旧事業の事業費の負担金の額の算定、交付及び還付並びに成功認定に関する事務の処理

十六 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令に関する次のこと。

1 第五条の規定による災害状況の報告

2 第六条第一項の規定による事業費の決定申請並びに同条第二項の規定による設計単価及び歩

- 2 第十条第二項の規定による採捕に關し必要な命令
- 3 第十二条第二項の規定による船舶の停泊命令

- 掛りの決定
- 3 第七条第三項の規定による災害復旧事業の廃止の報告
- 4 第八条第二項の規定による市町村が行う災害復旧事業の施行に關する指示又は処分についての報告
- 5 第十二条第二項の規定による市町村工事に係る事務処理についての報告
- 十七 農林水産業施設災害復旧事業（水産関係施設に係るものに限る。）の補助金の交付に關する事務の処理（事業の採択及び増高補助率又は連年災害補助率の適用の決定を除く。）
- 十八 電波法に關する次のこと。
 - 1 第十六条第一項の規定による運用開始の届出及び同条第二項の規定による休止の届出
 - 2 第二十一条の規定による免許状の訂正のための提出
 - 3 第三十九条第四項（第五十一条において準用する場合を含む。）の規定による無線従事者の選解任の届出
 - 4 第八十条第一号の規定による遭難通信等の取扱いの報告
 - 5 第八十一条の規定による無線局に關する報告
- 十九 電波法施行規則第四十一条の規定による無線業務日誌抄録の提出
- 二十 海洋生物資源の保存及び管理に關する法律に關する次のこと。
 - 1 第九条第二項の規定による助言、指導又は勧告
 - 2 第十四条第一項の規定による協定の認定
 - 3 第十八条第一項の規定による

<p>報告の徴収及び職員による立入 検査</p> <p>二十一 徳島県水産業改良普及事業 実施要領（昭和三十五年徳島県訓 令第三百六十号）第二条第一項の 規定による水産業普及指導員の指 定</p> <p>二十二 離島漁業再生支援制度に係 る市町村離島漁業集落活動促進計 画の認定及び離島漁業再生に係る 事業の補助金又は交付金等の交付 に係る事務の処理（徳島県南部総 合県民局の所管区域内におけるも のを除く。）</p>	<p>報告の徴収及び職員による立入 検査</p> <p>二十一 徳島県水産業改良普及事業 実施要領（昭和三十五年徳島県訓 令第三百六十号）第二条第一項の 規定による水産業普及指導員の指 定</p> <p>二十二 離島漁業再生支援制度に係 る市町村離島漁業集落活動促進計 画の認定及び離島漁業再生に係る 事業の補助金又は交付金等の交付 に係る事務の処理（徳島県南部総 合県民局の所管区域内におけるも のを除く。）</p>
<p>団体 指導 室</p> <p>十八 水産業協同組合法に関する次 のこと。</p> <p>1 第六十四条（第八十六条第二 項及び第四項、第九十二条第四 項、第九十六条第四項並びに第 百条第四項において準用する場 合を含む。）の規定による組合 の設立の認可</p> <p>2 第六十六条の二（第八十六条 第四項、第九十二条第四項、第 九十六条第四項及び第百条第四 項において準用する場合を含む 。）の規定による組合の設立の 認可の取消し</p> <p>3 第二百二十三条の二第一項及び 第二項の規定による組合に対す る監督上の命令</p> <p>4 第二百二十四条第一項の規定に よる法令等の違反に対する措置 命令及び同条第二項の規定によ る組合の業務の停止又は役員 の改選命令</p> <p>5 第二百二十四条の二の規定によ る組合に対する解散命令</p> <p>十九 漁業災害補償法に関する次の</p>	<p>二十三 水産業協同組合法に関する 次のこと。</p> <p>1 第四十三条第一項（第八十六 条第二項、第九十二条第三項、 第九十六条第三項及び第百条第 三項において準用する場合を含 む。）の規定による組合の仮理 事の選任又は総会の招集</p> <p>2 第四十八条第二項（第八十六 条第二項、第九十二条第三項、 第九十六条第三項及び第百条第 三項において準用する場合を含 む。）の規定による組合の定款 変更の認可（徳島県南部総合県 民局の所管区域内を地区とする 組合に係るものを除く。）</p> <p>3 第五十四条の二第三項（第九 十二条第三項、第九十六条第三 項及び第百条第三項において準 用する場合を含む。）の規定に よる事業の譲渡又は譲受けの認 可</p> <p>4 第六十三条第二項（第八十六 条第四項、第九十二条第四項、 第九十六条第四項及び第百条第</p>

こと。

- 1 第七十二条の規定による組合等に対する必要措置命令
- 2 第七十三条の規定による組合に対する業務の執行方法の変更その他監督上必要な命令
- 3 第五十五条第一項第一号口、第二号口及び第三号口の規定による水域等の設定
- 4 第一百八条第二項及び第三項の規定による単位漁場区域の設定
- 5 第二百二十五条の四第一項第二号の規定による区域の設定

四項において準用する場合を含む。）の規定による組合の設立に関する報告の徴収

- 5 第六十八条第三項（第八十六条第五項及び第九十六条第五項において準用する場合を含む。）において準用する第六十四条第一号の規定による組合の解散の認可

- 6 第六十九条第三項（第八十六条第五項、第九十二条第五項、第九十六条第五項及び第百条第五項において準用する場合を含む。）において準用する第六十四条の規定による組合の合併の認可

- 7 第二百二十二条第一項及び第二項の規定による組合からの報告の徴収又は資料の提出命令

- 8 第二百二十五条第一項の規定による組合の決議又は選挙若しくは当選の取消し

- 9 第二百二十六条の規定による専用利用契約の取消し

二十四 漁業災害補償法に関する次のこと。

- 1 第六十八条本文の規定による組合等の業務又は財産の状況に関する報告の徴収

- 2 第二百五条の二第四項（第八十条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定による特定漁業者の同意に関する公示及び通知

二十五 漁業災害補償法施行規則（昭和三十九年農林省令第三十五号）第四十六条第三項（第四十八条の二において準用する場合を含む。）の規定による発起人に関する届出があつた旨の公示

漁業調整室	<p>二十 漁業法に関する次のこと。</p> <p>1 第八条第四項の規定による漁業権行使規則又は入漁権行使規則の認可</p> <p>2 第十条の規定による漁業権の免許</p> <p>3 第十四条第四項（同条第十項において準用する場合を含む。）の規定による特定区画漁業権又は共同漁業権の共有請求の認可</p> <p>4 第二十一条第二項の規定による漁業権の存続期間の短縮の決定</p> <p>5 第二十二条第一項の規定による漁業権の分割又は変更の免許</p> <p>6 第二十四条第二項の規定による抵当権設定の認可</p> <p>7 第二十六条第一項の規定による漁業権の移転の制限の認可</p> <p>8 第二十八条第二項の規定による適格性を有しない者が相続等により取得した漁業権の取消し</p> <p>9 第三十四条第四項（第三十六条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）の規定による免許された漁業権等に対する制限又は条件の付加の決定</p> <p>10 第三十六条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による休業中の漁業の許可</p> <p>11 第三十七条第一項（第三十六条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）の規定による休業による漁業権等の取消し</p> <p>12 第三十八条第一項（第三十六条第三項及び第四項において準</p>	<p>二十六 漁業法に関する次のこと。</p> <p>1 第五条第二項の規定による共同申請に係る代表者の指定</p> <p>2 第八条第四項の規定による漁業権行使規則又は入漁権行使規則の変更又は廃止の認可</p> <p>3 第四十一条第一項の規定による漁業権を取り消した旨の先取特権者及び抵当権者への通知</p> <p>4 第五十条第一項の規定による漁業権等の登録</p> <p>5 第六十七条第十項の規定による海区漁業調整委員会のした指示に従わない者に対する異議申立ての催告</p> <p>6 第六十七条第十二項の規定による海区漁業調整委員会の指示に従うべきことの命令</p> <p>7 第七十二条の規定による漁場又は漁具の標識の設置命令</p> <p>8 第二百二十二条の規定による他人の土地への立入り又は支障となる木竹の伐採若しくは障害物の除去の許可</p> <p>9 第二百二十四条第四項の規定による土地の形質の変更等の許可</p> <p>10 第二百二十九条第三項の規定による内水面遊漁規則の変更の認可及び同条第七項の規定による変更認可に係る公示</p> <p>11 第二百三十四条第一項の規定による報告の徴収又は当該職員による立入検査及び同条第二項の規定による当該職員による立入りの測量、検査又は障害物の移転若しくは除去</p> <p>二十七 漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第二十五条第一項（第二十六条において準用する</p>

用する場合を含む。)及び第三十八条第三項の規定による適格性の喪失等による漁業権等の取消し

13 第三十九条第十三項の規定による受益者負担の決定

14 第四十条(第三十六条第三項において準用する場合を含む。)

(の規定による錯誤によつてした免許又は許可の取消し

15 第六十六条第一項の規定による中型まき網漁業等の許可

16 第八十五条第二項ただし書(第三百二十二条において準用する

場合を含む。)の規定による海区漁業調整委員会又は内水面漁

場管理委員会の会長の選任

17 第二百十条の規定による土地の使用等の許可並びに許可をした旨の通知及び公告

18 第二百一十一条の規定による漁業者が他人の土地へ立ち入つて

19 第二百二十四条第一項の規定による土地等の使用権の設定に関する協議を求めるとの認可及び

同条第三項の規定による認可をした旨の通知

20 第二百二十八条第一項の規定による水産動植物の増殖命令

21 第二百二十九条第一項の規定による内水面遊漁規則の認可、同

条第六項の規定による内水面遊漁規則の変更命令及び同条第七

項の規定による認可に係る公示

二十一 持続的養殖生産確保法第七条第三項の規定による措置及び同

条第四項の規定による漁業権の制限又は条件の付加

二十二 徳島県漁業調整規則(昭和

場合を含む。)の規定による海区漁業調整委員会又は内水面漁場管理委員会の会長が事故等の場合の会議の招集

二十八 瀬戸内海漁業取締規則(昭和二十六年農林省令第六十二号)

二十九 徳島県漁業調整規則に関する次のこと。

二十九 徳島県漁業調整規則に関する次のこと。

1 第八条第二項(第二十一条第三項において準用する場合を含む。)

(の規定による許可等の申請期間の決定及び第八条第三項

(第二十一条第三項において準用する場合を含む。)

示

2 第八条第六項(第十六条第二項及び第二十一条第三項において準用する場合を含む。)

(の規定による書類の徴収

3 第十六条第一項の規定による漁業の許可の内容変更の許可

4 第四十五条第一項の規定による試験研究等のための水産動植物の採捕の許可及び同条第七項

の規定による許可事項の変更の許可

5 第四十七条第一項の規定による船長等の乗組み禁止命令

6 第五十三条第一項の規定による標識を設置すべき漁業の指定及び同条第二項の規定による指定をした旨の公示

三十 徳島県内水面漁業調整規則に関する次のこと。

三十 徳島県内水面漁業調整規則に関する次のこと。

1 第七条第二項(第十四条第二

項において準用する場合を含む。)

(の規定による報告の徴収

<p>四十年徳島県規則第五号) に関する次のこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 第七条の規定による漁業の許可 2 第九条第三項の規定による漁業の許可の有効期間を短縮することの決定 3 第二十一条第一項の規定による起業の認可 4 第二十二条第一項の規定による起業の認可に基づく漁業の許可 5 第二十五条第一項の規定による漁業の許可等の定数の決定又は変更及び同条第四項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による定数を決定し又は変更した旨の公示 6 第二十六条第一項及び第三項の規定による漁業の許可又は起業の認可の基準の決定 7 第三十条第一項及び第三十一条第一項の規定による漁業の許可又は起業の認可の取消し 8 第三十二条第一項及び第二項の規定による許可等の変更若しくは取消し又は操業の停止処分 9 第三十四条第四項の規定による有害物の除害設備の設置又は除害設備の変更の命令 10 第四十二条第一項の規定による岩礁破砕又は土砂若しくは岩石の採取の許可 11 第四十六条第一項及び第四十八条第一項の規定による船舶の停泊命令 12 第四十九条の規定による漁具、漁労装置等の陸揚げ命令又はこれらの設備の封印 <p>二十三 徳島県内水面漁業調整規則</p>	<ol style="list-style-type: none"> 2 第十四条第一項の規定による採捕の許可の内容変更の許可 3 第三十一条第一項の規定による試験研究等のための水産動物の採捕の許可及び同条第七項の規定による許可事項の変更の許可 三十一 遊漁船業の適正化に関する法律に関する次のこと(徳島県南部総合県民局の所管区域内におけるものを除く。) 1 第三条第一項の規定による登録及び同条第二項の規定による登録の更新 2 第十条の規定による登録の抹消 3 第二十四条第一項の規定による報告の徴収又は立入検査 三十二 漁船法に関する次のこと) <ol style="list-style-type: none"> 1 から7までにおいては、徳島県南部総合県民局の所管区域内におけるものを除く。) 1 第四条第一項、第二項及び第六項の規定による漁船の建造、改造又は転用の許可 2 第六条第二項の規定による漁船の建造、改造又は転用の許可の期間を延長することの決定 3 第八条の規定による漁船の建造又は改造の工事の認定 4 第十条第一項の規定による漁船の登録 5 第十二条第一項の規定による登録票の交付及び同条第三項の規定による登録票の再交付 6 第十三条の規定による漁船及び登録票の検認 7 第十七条第三項の規定による変更の登録及び登録票の書換交付
---	---

(昭和四十年徳島県規則第六号) に関する次のこと。

- 1 第六条の規定による水産動植物の採捕の許可
 - 2 第八条第二項の規定による採捕の許可の有効期間を短縮することの決定
 - 3 第二十条第一項及び第二十一条第一項の規定による採捕の許可の取消し
 - 4 第二十二条第一項の規定による許可の変更若しくは取消し又は採捕の停止命令
 - 5 第二十四条第二項の規定による有害物の除害設備の設置又は除害設備の変更の命令
 - 6 第三十条ただし書の規定による砂れきの採取の許可
- 二十四 遊漁船業の適正化に関する法律(昭和六十三年法律第九十九号)に関する次のこと(徳島県南部総合県民局の所管区域内におけるものを除く。)
- 1 第六条第一項の規定による遊漁船業者の登録の拒否
 - 2 第十八条の規定による遊漁船業者に対する業務改善命令
 - 3 第十九条第一項の規定による登録の取消し等
 - 4 第二十条の規定による遊漁船業団体の指定
 - 5 第二十二条の規定による遊漁船業団体に対する改善命令
 - 6 第二十三条の規定による遊漁船業団体の指定の取消し
- 二十五 漁船法(昭和二十五年法律第百七十八号)に関する次のこと。
- 1 第七条第一項の規定による漁船の建造、改造又は転用の許可

- 8 第二十三条の規定による漁船原簿の副本の提出及び登録に関する統計等の報告
- 9 第三十二条第一項(第四十七条において準用する場合を含む。)(の規定による指定の公示及び同条第三項(第四十七条において準用する場合を含む。)(の規定による変更の公示
- 10 第三十三条第一項(第四十七条において準用する場合を含む。)(の規定による指定の更新
- 11 第三十七条第一項(第四十七条において準用する場合を含む。)(の規定による業務規程の認可
- 12 第三十九条の規定による通知その他必要な措置
- 13 第四十条第二項(第四十七条において準用する場合を含む。)(の規定による業務の休廃止の公示
- 14 第四十四条第二項(第四十七条において準用する場合を含む。)(の規定による指定の取消し等の公示
- 15 第四十五条第二項(第四十七条において準用する場合を含む。)(の規定による認定の業務の実施の公示
- 16 第四十九条の規定による報告の徴収
- 17 第五十条第一項の規定による当該職員による立入検査(徳島県南部総合県民局の所管区域内におけるものを除く。)(並びに同条第二項及び第三項の規定による当該職員による立入検査
- 二十三 漁船法施行規則(昭和二十五年農林省令第九十五号)第十四

- の取消し（徳島県南部総合県民局の所管区域内におけるものを除く。）
- 2 第九条第一項の規定による指定認定機関の指定
- 3 第十四条第一項の規定による指定検認機関の指定
- 4 第十九条の規定による漁船の登録の取消し（徳島県南部総合県民局の所管区域内におけるものを除く。）
- 5 第三十七条第三項（第四十七条において準用する場合を含む）の規定による業務規程の変更の命令
- 6 第四十一条（第四十七条において準用する場合を含む。）の規定による解任命令
- 7 第四十三条（第四十七条において準用する場合を含む。）の規定による適合命令
- 8 第四十四条第一項（第四十七条において準用する場合を含む）の規定による指定の取消し又は業務の全部若しくは一部の停止命令
- 二十六 漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）に関する次のこと。
 - 1 第三十二条の六の規定による組合の仮理事の選任
 - 2 第八十五条第一項及び第二項の規定による組合の業務又は会計の状況の検査
 - 3 第八十六条第一項の規定による法令等の違反に対する措置命令
 - 4 第八十七条の規定による組合の議決、選挙又は当選の取消し
 - 5 第一百十二条第一項の規定によ

- 条第一項の規定による漁船原簿の副本等の提出及び同条第二項の規定による漁船の統計表の提出
- 三十四 小型漁船の総トン数の測度に関する政令（昭和二十八年政令第二百五十九号）第一条の規定による小型漁船の総トン数の測度（徳島県南部総合県民局の所管区域内におけるものを除く。）
- 三十五 船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第五条ノ二の規定による船舶国籍証書の検認申請
- 三十六 船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）に関する次のこと。
 - 1 第十五条第二項の規定による船舶検査の委嘱申請
 - 2 第三十一条の規定による船舶の検査申請
 - 3 第三十八条第二項の規定による船舶検査証書の書換え申請
 - 三十七 漁船の緊急入域の申請
 - 三十八 漁船損害等補償法に関する次のこと。
 - 1 第三十二条の二第三号の規定による監事の報告の受理
 - 2 第六十二条の規定による清算結了の届出の受理
 - 3 第八十四条の規定による組合の業務又は財産の状況に関する報告の徴収
 - 4 第一百十二条の二第三項の規定による付保義務の発生に関する公示及び通知
 - 5 第一百十三条の二第一項第三号の規定による義務加入区の公示、同条第二項の規定による普通損害保険に付すべき義務が消滅した旨の公示等及び同条第三項の規定による関係組合等への通

	<p>る加入区の指定並びに同条第三項及び第四項の規定による指定の変更</p> <p>二十七 電気通信事業法第四百十条 第一項の規定による公用水面の使用に係る届出の受理及び同条第一項の規定によるその届出に係る事項を変更すべき旨の通知</p>	<p>知</p> <p>三十九 漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）に関する次のこと。</p> <p>1 第五条第一項の規定による義務付保の同意に係る届出の受理及び同条第二項の規定によるその旨の公示等</p> <p>2 第七条第一項の規定による指定漁船調査の訂正命令</p> <p>3 第九条の二第一号の規定による加入区の指定を変更しないことについての農林水産大臣に対する承認の申請</p>
--	--	---

別表第四農山村整備課の項部長の欄中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第十二号までを一号ずつ繰り上げ、同表農山村整備課の農山村保全対策室の項部長の欄中第十三号を第十二号とし、第十四号から第十六号までを一号ずつ繰り上げ、同表水道課の項、道路保全課の項、道路建設課の項、河川課の項、流域整備企画課の項及び砂防防災課の項を削り、同表下水道環境課の項部長の欄第五号の3を削り、同項課長の欄第一号の5を削り、同欄第二号を次のように改める。

二 下水道法に関する次のこと。

- 1 第二十五条の六の規定による供用開始又は処理開始の通知
 - 2 第二十五条の七第一項の規定による使用制限
 - 3 第二十五条の八第一項の規定による原因調査の要請及び同条第二項の規定による必要な措置の要請
 - 4 第二十五条の十において準用する第十八条の規定による損傷負担金の決定
 - 5 第三十九条第一項の規定による公共下水道管理者等からの必要な報告の徴収
- 別表第四住宅課の項課長の欄中第十六号を第十七号とし、第十五号を第十六号とし、第十四号を第十五号とし、第十三号の次に次の一号を加える。
- 十四 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）に関する次のこと。
- 1 第六条第一項（第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による長期優良住宅建築等計画の認定及び同条第三項の規定による建築主事への通知
 - 2 第十条の規定による地位の承継の承認
 - 3 第十二条の規定による報告の徴収
 - 4 第十三条第一項及び第二項の規定による改善命令
 - 5 第十四条第一項の規定による長期優良住宅建築等計画の認定の取消し

別表第四営繕課の項の次に次のように加える。

道路整備課	<ul style="list-style-type: none"> 一 請負対象額が一件二億円以上の土木工事の施行 二 請負対象額が一件二億円以上の土木工事の請負契約の締結 三 再取得価額が二億円以上の先行取得した土地等及び損失補償に係る再取得 四 道路法に関する次のこと。 <ul style="list-style-type: none"> 1 第七条第四項の規定による二以上の県の区域にわたる道路の路線の認定の協議、同条第六項（第十三条第五項、第十六条第三項、第十九条第三項、第五十四条第三項及び第五十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による路線の認定の協議が成立しない場合の意見の提出及び同条第七項（第十条第三項において準用する場合を含む。）の規定による路線の認定 2 第十条第一項及び第二項の規定による路線の廃止又は変更 3 第十三条第四項の規定による国道の修繕又は災害復旧に関する工事の設計及び実施計画の協議 4 第十七条第二項の規定による管理の特例の協議 5 第十九条第一項の規定による境界地の道路の管理方法の協議並びに同条第二項（第五十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による管理方法の裁定及びその申請 6 第二十条第三項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による管理方法の裁定及びその申請 	<ul style="list-style-type: none"> 一 再取得価額が二億円未満の先行取得した土地等及び損失補償に係る再取得 二 道路法に関する次のこと。 <ul style="list-style-type: none"> 1 第九条（第十条第三項において準用する場合を含む。）の規定による路線名等の公示 2 第十一条第三項の規定による路線の指定、認定、変更又は廃止の通知 3 第十八条第一項の規定による道路の区域の決定又は変更の公示及び同条第二項の規定による道路の供用の開始又は廃止の公示 4 第十九条第五項の規定による管理方法の協議の内容の公示 5 第二十条第六項の規定による管理方法の協議の内容の公示 6 第二十八条第一項の規定による道路台帳の調製及び保管 7 第三十七条第三項（第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による道路の占用の禁止区域等の指定に係る公示 8 第四十四条第二項（第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による沿道区域等の公示 9 第四十四条の二第三項の規定による違法放置物件の保管の公示 10 第四十七条の二第一項の規定による車両の通行の許可、同条第二項後段の規定による他の道路管理者との協議及び同条第五項の規定による許可証の交付
-------	--	---

- 7 第二十一条の規定による他の工作物の管理者に対する道路に關する工事の施行命令又は道路の維持命令
 - 8 第二十三条第一項の規定による附帯工事の施行の決定
 - 9 第二十五条第六項の規定による工事予算等の変更の届出
 - 10 第二十六条第一項の規定による工事に係る検査及びその申請並びに同条第二項の規定による工事の方法の変更その他必要な措置命令
 - 11 第三十一条第一項の規定による道路と鉄道との交差の方式等の協議及び同条第二項の規定による同条第一項の協議が成立しないときの裁定の申請
 - 12 第四十七条の五第三項の規定による歩行安全改築を行うかどうかの判断及び工事計画書案の作成
 - 13 第四十七条の六第一項の規定による道路一体建物に関する協定の締結及び管理
 - 14 第四十七条の九第一項の規定による道路保全立体区域の指定
 - 15 第四十八条の二第一項及び第二項の規定による自動車専用道路の指定
 - 16 第四十八条の四第一項の規定による道路等と自動車専用道路との連結又は交差の協議又は許可
 - 17 第四十八条の七第一項から第三項までの規定による自転車専用道路等の指定及び同条第四項の規定による自転車専用道路等の指定の協議
 - 18 第五十四条第一項の規定による
- 11 第四十七条の三の規定による車両の通行に關する措置命令
 - 12 第四十七条の五第五項の規定による市町村への通知及び同条第六項の規定による公安委員会の意見聴取
 - 13 第四十七条の六第二項の規定による道路一体建物に關する協定の公示
 - 14 第四十七条の九第三項の規定による道路保全立体区域の公示
 - 15 第四十八条の二第四項の規定による自動車専用道路の公示
 - 16 第四十八条の七第五項の規定による自転車専用道路等の公示
 - 17 第四十八条の十八第三項の規定による利便施設協定の公示
 - 18 第六十七条の二第四項後段の規定による長時間放置された車両の保管の公示
 - 19 第九十五条の二第一項の規定による公安委員会の意見聴取（第四十七条の五の歩行安全改築及び第四十八条の二の自動車専用道路の指定に係るものに限る。）
 - 三 道路法施行令に關する次のこと。
 - 1 第一条の二第二項の規定による国土交通大臣に対する報告
 - 2 第六条第二項の規定による道路の区域の決定等の通知
 - 四 道路法施行規則（昭和二十七年建設省令第二十五号）第九条第二項の規定による国土交通大臣に対する報告
 - 五 車両制限令第十二条の規定による特殊な車両の認定
 - 六 道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第十四条の

- る境界地の道路の管理に関する費用の負担の協議
- 19 第五十五条第一項の規定による兼用工作物の費用の負担の協議
- 20 第五十八条第一項の規定による原因者負担金の決定
- 21 第五十九条第三項の規定による附帯工事に要する費用の負担命令
- 22 第六十条ただし書の規定による他の工作物の管理者の行う道路に関する工事に要する費用の負担命令
- 23 第七十条第四項の規定による収用委員会に対する土地収用法第九十四条の規定による裁決の申請
- 24 第七十一条第三項（第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による代執行の決定
- 25 第七十三条第一項の規定による負担金等の督促並びに同条第三項前段の規定による負担金等並びに手数料及び延滞金の強制徴収
- 26 第七十四条第一項の規定による路線の認定等の協議及び同条第二項の規定による国道の新設等の認可申請
- 27 第七十五条第一項（第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による法令違反等に関する監督処分
- 28 第七十六条の規定による道路整備計画等の報告
- 29 第七十七条の規定による道路に関する調査
- 30 第七十八条の規定による道路
- 二 第二号の規定による道路維持作業用自動車の指定申請
- 七 船舶運航事業者等の提出する定期報告書に関する省令（昭和二十六年運輸省令第五十四号）第三条（第四条において準用する場合を含む。）の規定による運航実績等の報告
- 八 道路運送法第九十一条本文の規定による国土交通大臣への意見の陳述
- 九 自動車道事業規則第三十八条第一項の規定による報告書の提出

の行政又は技術に関する必要な
勧告、助言又は援助

五 道路法施行令（昭和二十七年政
令第四百七十九号）に関する次
のこと。

1 第二十五条第二項の規定によ
る国道の新設又は改築に関する
工事の完了の認定申請

2 第三十条において準用する第
二十五条の規定による補助を受
ける工事又は調査の中間検査又
は完了の認定申請

六 交通安全施設等整備事業の推進
に関する法律（昭和四十一年法律
第四十五号）第四条第一項の規定
による特定交通安全施設等整備事
業の実施計画（変更に係るものを
含む。）の提出

七 道路整備特別措置法に関する次
のこと。

1 第八条第五項の規定による国
土交通大臣への届出

2 第八条の二第四項の規定によ
る国土交通大臣への届出

3 第十四条第二項の規定による
料金の額等の公示

4 第十六条第二項の規定による
道路の供用の開始

5 第十七条第一項の規定による
意見の聴取

八 道路整備特別措置法施行規則（
昭和三十一年建設省令第十八号）
第三条第二項の規定による検査の
申請

九 道路運送法（昭和二十六年法律
第百八十三号）に関する次のこと
。

1 第五十条第三項（第五十六条
第二項において準用する場合を
含む。）の規定による工事施行

<p>の認可申請期間の伸長</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 第五十四条第一項（第六十七条において準用する場合を含む。）の規定による工事方法の変更の認可 3 第六十九条第一項の規定による土地の立入り及び一時使用の許可並びに同条第五項の規定による立入り又は使用によつて生じた損失の補填についての協議に係る裁定 4 第七十条第一項の規定による事業の改善命令 5 第七十二条において準用する第三十条第四項の規定による公衆の利便を阻害する行為の停止又は変更の命令 十 道路運送法施行令（昭和二十六年政令第二百五十号）の規定に基づく事務の処理 十一 自動車道事業規則（昭和二十六年運輸・建設省令第二号）第三十七条第三項の規定による調査書等の送付 十二 企業合理化促進法（昭和二十七年法律第五号）第八条第二項の規定による道路工事の施行及び事業者に対する負担金の決定 	
---	--

別表第四高規格道路推進局の項の項名を「高規格道路課」に改め、同項の次に次のように加える。

<p>河川整備 備課</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 請負対象額が一件二億円以上の土木工事の施行 二 請負対象額が一件二億円以上の土木工事の請負契約の締結 三 再取得価額が二億円以上の先行取得した土地等及び損失補償に係る再取得 <p>四 河川法に関する次のこと。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 一 再取得価額が二億円未満の先行取得した土地等及び損失補償に係る再取得 二 河川法第十一条第二項の規定による協議内容の公示 三 河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）に関する次のこと。 <ol style="list-style-type: none"> 1 第十六条の二第一項の規定に
---	---

- 1 第六条第一項第三号及び第四項の規定による堤外の土地の区域についての河川区域の指定、変更又は廃止、同条第二項及び第四項の規定による高規格堤防特別区域の指定、変更又は廃止並びに同条第三項及び第四項の規定による樹林帯区域の指定、変更又は廃止
 - 2 第十七条第一項の規定による兼用工作物の工事等の協議（一級河川における特に重要な河川管理施設に係るものに限る。）
 - 3 第十七条第二項の規定による河川管理施設の管理の公示
 - 4 第二十一条第四項の規定による収用委員会に対する土地収用法第九十四条の規定による裁決の申請
 - 5 第五十四条第一項及び第四項の規定による河川保全区域の指定、変更又は廃止
 - 6 第五十六条第一項及び第三項の規定による河川予定地の指定、変更又は廃止
 - 7 第五十八条の二の規定による河川立体区域の指定、変更又は廃止
 - 8 第五十八条の三第一項及び第四項の規定による河川保全立体区域の指定、変更又は廃止
 - 9 第五十八条の五第一項及び第三項の規定による河川予定立体区域の指定、変更又は廃止
 - 10 第六十三条第三項の規定による河川の管理に要する費用の負担の決定
 - 11 第六十五条の二第二項の規定による負担すべき費用を他県に負担させることの決定
- 1 による水門の指定及び通航する舟又はいかだの長さ等の指定並びに同条第三項の規定による舟又はいかだの通航を制限する水域等の指定及び舟又はいかだの通航の方法の指定
 - 2 第十六条の三第一項ただし書の規定による水域の指定及び流送の方法の指定
 - 3 第十六条の四第一項第三号の規定による河川区域内の区域及び自動車等の指定
 - 4 第十六条の五第一項の規定による汚水の排出量の指定
 - 5 第三十四条第一項の規定による距離の指定及び同項第五号の規定による行為の指定
 - 6 第三十五条の二第一項第五号の規定による行為の指定
 - 7 第四十九条の規定による廃川敷地等の公示
- 四 河川法施行条例に関する次のこと。
- 1 第二条第一項の規定による舟又はいかだの通航を制限する水域の指定及び舟又はいかだの通航の方法の指定
 - 2 第三条第一項ただし書の規定による指定
 - 五 海岸法に関する次のこと。
 - 1 第二条第二項の規定による地方公共団体が所有する公共の用に供されている海岸の土地の指定及び公共海岸と一体として管理する必要がある低潮線までの水面の指定
 - 2 第二十二条第一項の規定による漁業権の取消し等の申請
 - 3 第二十七条第二項の規定による海岸保全施設の新設又は改良

12 第六十八条第二項の規定による附帯工事に要する費用の負担の決定

13 第七十五条第五項の規定による工作物を保管した旨の公示

14 第七十六条第三項の規定による補償金額の負担の決定

15 第七十九条第一項の規定による国土交通大臣に対する認可申請

16 第九十三条第一項の規定による二級河川に係る廃川敷地等の譲与申請（十平方メートルを超えるものに限る。）

五 海岸法に関する次のこと。

1 第二条の三第六項の規定による海岸保全基本計画の提出

2 第三条第一項及び第二項の規定による海岸保全区域の指定又は廃止（他部との調整を要するものを除く。）

3 第八条の二第一項の規定による海岸保全区域内の区域の指定及び同項第三号の規定による物件の指定

4 第十二条第五項の規定による公示（海岸法施行令第三条の四第一項第一号に規定する掲示に係るものを除く。）

5 第十九条第四項の規定による収用委員会に対する土地収用法第九十四条の規定による裁決の申請

六 水防法（昭和二十四年法律第九十三号）に関する次のこと。

1 第四条の規定による水防管理団体の指定

2 第七条第一項の規定による水防計画の策定及び同条第三項の規定による国土交通大臣等への

に関する工事の承認申請

4 第三十二条第三項の規定による附帯工事の費用の負担の決定

5 第三十二条第一項の規定による受益者負担金の決定

6 第三十七条の六第一項の規定による一般公共海岸区域内の区域の指定及び同項第三号の規定によるその他の物件の指定

7 第三十八条の規定による主務大臣に対する報告又は資料の提出

六 水防法に関する次のこと。

1 第九条の規定による水防上必要な措置

2 第十二条第一項の規定による通報水位の決定及び同条第二項の規定による警戒水位の決定

3 第十三条第二項の規定による特別警戒水位の決定

4 第十六条第四項の規定による河川等の指定の公示

5 第十八条の規定による優先通行の標識の制定

6 第三十二条第二項の規定による指定管理団体からの水防計画の協議

7 第四十七条第一項の規定による水防に関する必要な報告の提出及び同条第二項の規定による水防に関する必要な報告の徴収

8 第四十九条第一項の規定による水防計画の作成に必要な資料の提出命令又は必要な土地への立入り

七 公有水面埋立法に関する次のこと。

1 第三条第一項（第十三条ノ二第二項（第四十二条第三項において準用する場合を含む。）及

報告

- 3 第十一条第一項の規定による河川の指定
- 4 第十三条第二項の規定による河川の指定
- 5 第十四条第一項の規定による浸水想定区域の指定
- 6 第十六条第一項の規定による河川等の指定
- 7 第四十条の規定による水防協力団体に対する情報の提供等
- 8 第四十二条第三項の規定による市町村の費用の負担に関するあつせん
- 9 第四十八条の規定による水防に関する必要な勧告又は助言
- 七 公有水面埋立法に関する次のこと。
 - 1 第二条第一項の規定による埋立ての免許
 - 2 第六条第三項（第四十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による埋立てに伴う補償等の協議の調わなとき等の裁定
 - 3 第十条（第四十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による水面の利用施設に対する補償又は代替施設の設置の命令
 - 4 第十三条ノ二第一項（第四十条第三項において準用する場合を含む。）の規定による埋立てに関する事項の変更及び期間の伸長の許可等
 - 5 第十四条第一項（同条第四項（第四十二条第三項において準用する場合を含む。）及び第四十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定による他

- び第四十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による書面等の縦覧及び意見の聴取並びに第三条第二項（第十三条ノ二第二項（第四十二条第三項において準用する場合を含む。）及び第四十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による関係都道府県知事に対する通知
- 2 第十一条（第十三条ノ二第二項（第四十二条第三項において準用する場合を含む。）及び第四十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による告示
 - 3 第十三条の規定による工事の着手及び竣功の時期の指定
 - 4 第二十二条第二項の規定による竣功認可を行った旨の告示及び地元市町村長に対する関係書面の写し等の送付
 - 5 第二十三条第一項ただし書の規定による竣功認可前の埋立地の使用許可及び同条第二項の規定による国土交通大臣への報告
 - 6 第三十条の規定による埋立ての免許条件の範囲内における義務の命令
 - 八 公有水面埋立法施行令に関する次のこと。
 - 1 第四条の規定による関係住民への周知
 - 2 第八条ただし書（第十四条において準用する場合を含む。）の規定による施設の設置の許可
 - 3 第十二条第一項本文の規定による意見書を差し出すべき旨の告知及び同項ただし書の規定に

- 人の土地に対する立入り又は一時使用の許可等
- 6 第十六条第一項の規定による埋立権の譲渡の許可
- 7 第二十二條第一項の規定による竣功の認可
- 8 第二十五條の規定による埋立てによつて不用となつた国有地の下付
- 9 第二十七條第一項本文の規定による埋立地に関する権利の処分_の許可及び同条第三項の規定による国土交通大臣への協議
- 10 第二十九條第一項本文の規定による埋立地の用途変更の許可及び同条第三項の規定による国土交通大臣への協議
- 11 第三十一條(第四十二條第三項において準用する場合を含む)の規定による工事施行区域内にある物件の除却命令
- 12 第三十二條第一項(第三十六條において準用する場合を含む)の規定による竣功認可前の違法行為等に対するきよう正命令及び第三十二條第二項の規定による損害の補償命令
- 13 第三十三條第一項の規定による竣功認可後の違法行為に対するきよう正命令及び同条第二項の規定による国土交通大臣への報告
- 14 第三十四條第一項ただし書の規定による埋立免許の効力の復活及び同条第二項の規定による免許条件の変更
- 15 第三十五條第一項ただし書(第三十六條において準用する場合を含む。)の規定による原状回復義務の免除及び第三十五條よる告示
- 4 第十三條本文の規定による裁定書の謄本の交付及び同条ただし書の規定による告示
- 5 第十五條第二項の規定による申請の要領等を差し出すべき旨の告知並びに同条第四項の規定による期間の指定及び申請者に対する通知
- 6 第二十四條の規定による埋立てをする権利の譲渡の許可及び承継の届出の告示
- 九 砂利採取法に関する次のこと。
 - 1 第二条の規定による砂利採取業者の登録
 - 2 第五条第二項の規定による砂利採取業者の登録の通知
 - 3 第十三條の規定による砂利採取業者の登録の消除
 - 4 第三十四條第二項及び第三項の規定による当該職員による立入検査等
 - 5 第三十六條第二項の規定による河川管理者への通報
 - 十 砂利採取業者の登録等に関する規則(昭和四十三年通商産業省令第八十号)に関する次のこと。
 - 1 第十一条の規定による合格証の交付
 - 2 第十三條の規定による認定証の交付
 - 十一 採石法に関する次のこと。
 - 1 第三十二條の規定による採石業者の登録
 - 2 第三十二條の十一の規定による登録の消除
 - 3 第四十二條第一項の規定による報告の徴収及び立入検査
 - 十二 採石法施行規則(昭和二十六年通商産業省令第六号)に関する

- 第二項（第三十六条において準用する場合を含む。）の規定による土砂等を無償で国の所有に属させることの決定
- 16 第四十二条第一項の規定による国が埋立てをする場合の承認
- 17 第四十三条の規定による国が埋立てた土地を公共団体に帰属させることの決定
- 八 公有水面埋立法施行令に関する次のこと。
- 1 第十六条第二項の規定による埋立地の価額の認定
- 2 第三十二条の規定による認可申請
- 九 砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）に関する次のこと。
- 1 第六条第一項第五号ロの規定による砂利採取業務主任者試験に合格した者と同等以上の知識及び技能を有することの認定
- 2 第十二条第一項の規定による砂利採取業者の登録の取消し又は事業の全部若しくは一部の停止命令及び同条第二項の規定によるこれらの処分をした旨の通知
- 3 第十五条第一項の規定による業務主任者試験の実施
- 十 採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）に関する次のこと。
- 1 第三十二条の四第一項第五号ロの規定による採石業務管理者試験に合格した者と同等以上の知識及び技能を有することの認定
- 2 第三十二条の十第一項の規定による採石業者の登録の取消し又は事業の全部若しくは一部の停止命令
- 次のこと。
- 1 第八条の十の規定による合格証の交付
- 2 第八条の十二の規定による認定証の交付
- 十三 電波法に関する次のこと。
- 1 第七条第六項の規定による資料の提出
- 2 第十条の規定による工事の落成の届出
- 3 第十六条第一項の規定による無線局の運用開始の期日の届出及び同条第二項の規定による無線局の休止期間等の届出
- 4 第二十一条の規定による免許状の訂正申請
- 5 第二十四条の規定による免許状の返納
- 6 第五十一条の規定による無線従事者の選任等の届出
- 7 第八十条の規定による非常通信を行つたとき等の報告
- 十四 電波法施行規則に関する次のこと。
- 1 第三十九条第四項の規定による検査結果についての措置内容の報告
- 2 第四十一条の規定による抄録の提出
- 3 第四十三条第三項の規定による無線設備の常置場所の変更の届出
- 十五 無線局免許手続規則に関する次のこと。
- 1 第十六条第一項の規定による再免許の申請
- 2 第二十三条第一項の規定による免許状の再交付申請

	<p>3 第三十二条の十三第一項の規定による業務管理者試験の実施</p> <p>十一 電波法に関する次のこと。</p> <p>1 第六条第一項の規定による無線局の免許申請</p> <p>2 第九条第一項の規定による工事設計の変更の許可申請及び同条第二項（第十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定による工事設計の変更の届出</p> <p>3 第十七条第一項の規定による通信の相手方の変更等の許可申請</p>	
<p>流域振興課</p>	<p>一 請負対象額が一件二億円以上の土木工事の施行</p> <p>二 請負対象額が一件二億円以上の土木工事の請負契約の締結</p> <p>三 再取得価額が二億円以上の先行取得した土地等及び損失補償に係る再取得</p> <p>四 河川法に関する次のこと。</p> <p>1 第二十三条の規定による河川の流水の占有の許可（期間更新の許可を除く。）</p> <p>2 第二十四条の規定による土地の占有の許可（第二十三条の規定による流水の占有の許可に関連する許可（期間更新の許可を除く。）に限る。）</p> <p>3 第二十六条第一項の規定による工作物の新築等の許可（第二十三条の規定による流水の占有の許可に関連するもの、第三十条第一項の規定による完成検査を受けなければならない工作物に係るもの又は河口付近の海面において河川の流水を貯留し、若しくは停滞させるための工作</p>	<p>一 河川法に関する次のこと。</p> <p>1 第三十八条の規定による水利使用の申請者の氏名等の通知</p> <p>2 第四十四条第一項の規定による河川の従前の機能を維持するために必要な施設の設置又はこれに代わる措置についての指示</p> <p>3 第四十九条の規定による洪水時におけるダムの操作に関する記録の提出の要求</p> <p>4 第五十二条の規定による洪水調節のための必要な措置を採るべきことの指示</p>

物に係るものに限る。)並びに第二十六条第四項及び第五項の規定による特定樹林帯区域の指定、変更又は廃止

4 第二十七条第一項の規定による土地の掘削等の許可(第二十三条の規定による流水の占有の許可に関連するものに限る。)

及び第二十七条第四項の規定による土地の掘削等の許可又は協議を行わない河川区域の決定

5 第四十二条第二項の規定による損失補償についての裁定

6 第四十三条第一項ただし書の規定による関係河川使用者の受ける損失の程度を事前に確定することができない旨の決定又は損失防止施設の設置が事後でよい旨の決定

7 第四十七条第一項の規定によるダムの操作規程の制定又は変更の承認及び同条第四項の規定によるダムの操作規程の変更命令

8 第五十三条第三項の規定による渇水時における水利使用の調整についての必要なあつせん又は調停

9 第五十三条の二第一項の規定による水利使用の承認及び同条第三項の規定による水利使用の承認の取消し

五 宮川内ダム操作規則(昭和四十五年徳島県規則第七十三号)第十
六条ただし書の規定による洪水調節に係る特例の承認

六 正木ダム操作規則(昭和五十三年徳島県規則第三十六号)第十八条ただし書の規定による洪水調節に係る特例の承認

	<p>七 河川法施行条例に関する次のこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 第七条の規定による流水占用料等の徴収（流水占用料に係るものに限る。） 2 第十条の規定による流水占用料等の減免（河川法第二十三条の規定による流水の占用の許可に係るもの及び当該許可に関連する同法第二十四条の規定による土地の占用の許可に係るものに限る。）
	<ol style="list-style-type: none"> 一 再取得価額が二億円未満の先行取得した土地等及び損失補償に係る再取得 二 地すべり等防止法に関する次のこと。 <ol style="list-style-type: none"> 1 第十六条第一項の規定による土地の立入り 2 第二十二条第一項の規定による当該職員による立入検査 3 第三十一条の規定による市町村分担金の決定 4 第三十四条第一項の規定による原因者負担金の決定 5 第三十五条第三項の規定による附帯工事費負担金の決定 6 第三十六条第一項の規定による受益者負担金の決定 7 第四十九条の規定による主務大臣に対する報告又は資料の提出 三 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に関する次のこと。 <ol style="list-style-type: none"> 1 第三条第三項の規定による急傾斜地崩壊危険区域の指定又は廃止の公示及び通知 2 第五条第一項の規定による土
<p>砂防防災課</p>	<ol style="list-style-type: none"> 一 請負対象額が一件二億円以上の土木工事の施行 二 請負対象額が一件二億円以上の土木工事の請負契約の締結 三 再取得価額が二億円以上の先行取得した土地等及び損失補償に係る再取得 四 砂防法（明治三十年法律第二十九号）に関する次のこと。 <ol style="list-style-type: none"> 1 第二十二条の規定による土石等及び運搬具の供給命令又は供給の決定 2 第二十三条の規定による砂防指定地又はその隣接地への立入り 3 第二十八条の規定による公用廃止後の砂防設備の下付の決定 五 砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第二条の規定による砂防指定地以外の地における施設物の告示 六 地すべり等防止法第十七条第一項後段の規定による地すべり防止工事の施行の要求及び同条第四項の規定による収用委員会に対する土地収用法第九十四条の規定による裁決の申請
	<ol style="list-style-type: none"> 一 再取得価額が二億円未満の先行取得した土地等及び損失補償に係る再取得 二 地すべり等防止法に関する次のこと。 <ol style="list-style-type: none"> 1 第十六条第一項の規定による土地の立入り 2 第二十二条第一項の規定による当該職員による立入検査 3 第三十一条の規定による市町村分担金の決定 4 第三十四条第一項の規定による原因者負担金の決定 5 第三十五条第三項の規定による附帯工事費負担金の決定 6 第三十六条第一項の規定による受益者負担金の決定 7 第四十九条の規定による主務大臣に対する報告又は資料の提出 三 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に関する次のこと。 <ol style="list-style-type: none"> 1 第三条第三項の規定による急傾斜地崩壊危険区域の指定又は廃止の公示及び通知 2 第五条第一項の規定による土

七 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に関する次のこと。

- 1 第三条第一項の規定による関係市町村長の意見の聴取
- 2 第八条第二項後段（第十条第四項において準用する場合を含む。）の規定による措置を採るべき旨又は措置を代行する旨の公告
- 3 第十八条第四項の規定による収用委員会に対する土地収用法第九十四条の規定による裁決の申請
- 八 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に関する次のこと。
 - 1 第六条第三項及び第八条第三項の規定による関係市町村長の意見の聴取
 - 2 第二十条第二項の規定による措置を行うべき旨又は措置を代行する旨の公告

地の立入り

四 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に関する次のこと。

- 1 第六条第四項の規定による土砂災害警戒区域の指定の公示
- 2 第八条第四項の規定による土砂災害特別警戒区域の指定の公示
- 3 第十七条第三項の規定による工事完了の旨の公告
- 五 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に関する次のこと。
 - 1 第十二条第二項の規定による剰余金の使用の決定（市町村が行う災害復旧事業に係るものを除く。）
 - 2 第十三条第一項の規定による市町村が行う災害復旧事業の事業費の負担金の額の算定及び還付に関する事務の処理
- 六 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令に関する次のこと。
 - 1 第五条の規定による災害の状況報告
 - 2 第六条第一項の規定による事業費の決定申請並びに同条第二項の規定による設計単価及び歩掛りの協議
 - 3 第七条第二項の規定による設計変更の協議の申出及び同条第三項の規定による災害復旧事業の廃止の報告
 - 4 第八条第二項の規定による市町村が行う災害復旧事業の施行に関する指示又は処分についての報告
 - 5 第十二条第二項の規定による市町村が行う災害復旧工事に関

別表第四港湾空港課の項の項名を「港湾空港企画課」に改める。

別表第四の二中「局長の共通専決事項」を「局長等の共通専決事項」に改め、同表第二号中「（局長の職の職員に係るものを除く。）」を削る。

別表第四の三中「局長の」を「局長等の」に改め、同表危機管理局長の項を削り、同表地域振興局長の項の項名を「地域振興総局長」に改め、同表環境局長の項の項名を「環境総局長」に改め、同項中「環境首都課の自然共生室」を「自然環境課」に、「環境管理課の項部長の欄及び環境管理課の生活環境保全室」を「及び環境管理課」に改め、同表医療健康政策局長の項の項名を「医療健康政策総局長」に改め、同項中「、医療政策課の国保医療室の項部長の欄」を削り、同項の次に次のように加える。

<p>長寿保険政策 局長</p>	<p>一 別表第四長寿社会課の項部長の欄、長寿社会課の介護保険指導室の項部長の欄及び国保長寿医療課の項部長の欄に掲げる事項</p>
<p>労働雇用政策 局長</p>	<p>一 別表第四労働雇用政策課の項部長の欄に掲げる事項</p>

別表第四の三観光戦略局長の項の次に次のように加える。

<p>ブランド戦略 総局長</p>	<p>一 別表第四とくしまブランド戦略課の項部長の欄、とくしまブランド戦略課の安全安心農業推進室の項部長の欄、畜産課の項部長の欄、水産課の項部長の欄（第一号及び第二号を除く。）、水産課の団体指導室の項部長の欄及び水産課の漁業調整室の項部長の欄に掲げる事項</p>
<p>農山村政策局 長</p>	<p>一 別表第四農山村整備課の項部長の欄（第一号から第四号までを除く。）、農山村整備課の農山村保全対策室の項部長の欄及び農地整備課の項部長の欄（第一号から第四号までを除く。）に掲げる事項</p>
<p>林業飛躍局長</p>	<p>一 別表第四林業振興課の項部長の欄、林業振興課の林業飛躍プロジェクト推進室の項部長の欄及び森林整備課の項部長の欄（第一号から第三号までを除く。）に掲げる事項</p>
<p>道路総局長</p>	<p>一 別表第四道路整備課の項部長の欄（第一号から第二号までを除く。）に掲げる事項</p>
<p>河川局長</p>	<p>一 別表第四河川整備課の項部長の欄（第一号から第二号までを除く。）、流域振興課の項部長の欄（第一号から第二号までを除く</p>

。及び砂防防災課の項部長の欄（第一号から第二号までを除く）に掲げる事項

別表第四の三港湾空港整備局長の項の項名を「運輸政策総局長」に改め、同項第一号中「港湾空港課」を「港湾空港企画課」に改め、同項第二号及び第三号を削る。

別表第五知事の権限に属する事項の表会計課の項会計管理者の欄第四号を次のように改める。

四 別表第一各部の共通事項の項第二十六号の1から7までに掲げる事項（会計管理者の職の職員に係るものに限る。）

別表第五知事の権限に属する事項の表会計課の公共入札室の項出納局長の欄第六号中「土木工事、宅地造成工事、住宅工事及び営繕工事」を「建設工事」に改め、同欄に次の一号を加える。

七 建設工事に係る委託業務（部長又は局長等の専決に係るものに限る。）の入札の執行

別表第五知事の権限に属する事項の表会計課の公共入札室の項課長の欄第七号中「宅地造成工事、住宅工事及び営繕工事」を「建設工事（課長の専決に係るものに限る。）」に改め、同号の次に次の一号を加える。

八 建設工事に係る委託業務（課長の専決に係るものに限る。）の入札の執行

別表第五の四第四十五号の2中「第三号、」及び「、第七号、第十四号及び第十七号」を削り、同号の4中「徳島県中央児童相談所長」を「徳島県こども女性相談センター所長」に改め、同号を同表第四十八号とし、同表中第四十四号を第四十七号とし、第三十六号から第四十三号までを三号ずつ繰り下げ、同表第三十五号中「（徳島県南部総合県民局長に限る。）」を削り、同号を同表第二十九号とし、同表第二十六号中「（徳島県南部総合県民局長に限る。）」を削り、同号を同表第二十八号とし、同表第二十四号中「（徳島県南部総合県民局長に限る。）」を削り、同号を同表第二十七号とし、同表中第二十三号を第二十六号とし、第八号から第二十二号までを三号ずつ繰り下げ、第七号を第十号とし、同号の前に次の一号を加える。

九 海岸法に関する次のこと（漁港海岸又は農地海岸に係るものに限る。）。

1 第七条第一項の規定による海岸保全区域の占用の許可

2 第八条第一項の規定による海岸保全区域内における行為の許可

3 第十二条第一項及び第二項の規定による監督処分、同条第三項の規定による必要な措置の執行、同条第四項の規定による他の施設等の保管、同条第五項の規定による公示（海岸法施行令第三条の四第一項第一号に規定する掲示に係るものに限る。）

（第十二条第六項の規定による他の施設等の売却及び売却代金の保管並びに同条第七項の規定による施設等の廃棄の決定

4 第十三条第一項の規定による海岸管理者以外の者が施行する工事の設計等の承認

5 第十六条第一項の規定による工事原因者に対する工事の施行命令

6 第十七条第一項の規定による附帯工事の施行の決定

- 7 第十八条第一項の規定による土地等への立入り又は土地の一時使用
- 8 第二十条第一項の規定による職務の執行に關して必要な報告若しくは資料の提出の要求又は当該命じた者による立入検査

置命令

別表第五の四中第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、同表第四号中10を11とし、同号の9の次に次のように加える。

- 10 第二十一条の規定による登録謄本の交付

別表第五の四中第四号を第六号とし、同表第三号中「(徳島県南部総合県民局長に限る。)」を削り、同号を同表第五号とし、同表中第二号を第四号とし、同号の前に次の一号を加える。

- 三 国有財産法に關する次のこと(漁港区域及び漁港海岸区域に係るものに限る。)
 - 1 第八条第一項の規定による国有財産の引継ぎ
 - 2 第三十一条の二第一項の規定による他人が占有する土地への立入り
 - 3 第三十一条の三第一項の規定による境界決定のための協議
 - 4 第三十一条の四第一項の規定による境界確定のための調査及び同条第二項の規定による境界の決定

別表第五の四中第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

- 一 地方自治法第二百五十二条の十七の二第二項(同法第二百九十一条の二第三項において準用する場合を含む。)の規定による市町村の長との協議

別表第五の六徳島県東部農林水産局の項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号及び第四号を削り、同項第五号中「監督」の下に「(水産関係公共土木施設に係るものを除く。)」を加え、同号を同項第二号とし、同項第六号を第三号とし、第七号を削り、同項第八号中「こと」の下に「(農地海岸に係るものに限る。)」を加え、同号を同項第四号とし、同項第九号を第五号とし、第十号を第六号とし、第十一号を第七号とし、同項第十二号中「農林水産部林業振興課林業飛躍プロジェクト推進室長」を「農林水産部林業飛躍局林業振興課林業飛躍プロジェクト推進室長」に改め、同号を同項第八号とし、同項第十三号中「農林水産部林業振興課林業飛躍プロジェクト推進室長」を「農林水産部林業飛躍局林業振興課林業飛躍プロジェクト推進室長」に改め、同号を同項第九号とし、同項第十四号を削り、同項第十五号中「県民環境部環境局環境首都課自然共生室長」を「県民環境部環境総局自然環境課長」に改め、同号を同項第十号とし、同項第十六号中「県民環境部環境総局環境首都課自然共生室長」を「県民環境部環境総局自然環境課長」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第十七号を削り、同項第十八号中「県民環境部環境局環境首都課自然共生室長」を「県民環境部環境総局自然環境課長」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十九号を第十三号とし、第二十号から第二十三号までを六号ずつ繰り上げ、同表徳島県東部県土整備局長の項第十八号中「こと」の下に「(漁港海岸又は農地海岸に係るものを除く。)」を加え、同項中第三十七号を第三十八号とし、同項第三十六号中「県土整備部河川課長、港湾空港整備局港湾空港課長及び港湾空港整備局港湾振興管理課長」を「県土整備部河川局河川整備課長、運輸政策総局港湾空港企画課長及び運輸政策総局港湾振興管理課長」に改め、同号を同項第三十七号とし、同項中第三十五号を第三十

六号とし、第三十号から第三十四号までを一号ずつ繰り下げ、第二十九号の次に次の一号を加える。

三十 徳島県地球温暖化対策推進条例第三十二条第一項の規定による建築物地球温暖化対策計画書の受理、同条第二項の規定による変更に係る建築物地球温暖化対策計画書の受理及び同条第三項の規定による工事が完了した旨の届出の受理（徳島市の区域内におけるものを除く。）

別表第七徳島県中央児童相談所長の項の項名を「徳島県こども女性相談センター所長」に改める。

別表第十中「教育委員会事務局の課長」を「教育委員会事務局の課長等」に改め、同表教育委員会事務局の各課の項の項名を「教育委員会事務局の各課（総局及び室を含む。）」に改め、同表教育総務課の項の項名を「施設整備課」に改め、同表教職員課の項教育委員会事務局の課長の欄に次の一号を加える。

二 県立学校職員及び県費負担教職員のうち児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第十七条第一項の表の第二号の上欄に掲げる者の児童手当に関する事務の処理（計算及び支払に係るものを除く。）

別表第十学校政策課の項教育委員会の教育長の欄中第四号を第五号とし、第二号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 徳島県奨学金貸与条例施行規則（平成十四年徳島県規則第二十六号）第三条の第二三項の規定による徳島県奨学生採用候補者の決定

別表第十学校政策課の項教育委員会事務局の課長の欄第二号中「（平成十四年徳島県規則第二十六号）」を削り、同表生涯学習政策課の項を削り、同表に次のように加える。

<p>文化の森振興総局</p>	<p>一 徳島県文化の森総合公園 文化施設条例（平成二年徳島県条例第十一号）別表第一の規定による企画展の観覧料の額の決定</p>	
-----------------	--	--

別表第十二警務部警務課の項を削り、同表警務部会計課の項警察本部長の欄第一号中「第五号まで、第七号から」を削り、同項の次に次のように加える。

<p>警務部 警務課</p>		<p>一 道路運送車両法に関する次のこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 第七条第一項の規定による自動車の新規登録の申請 2 第十二条第一項の規定による自動車の変更登録の申請 3 第十三条第一項の規定による自動車の移転登録の申請 4 第十五条第一項の規定による
--------------------	--	--

- 自動車の抹消登録の申請
- 5 第五十九条第一項の規定による自動車の新規検査の申請
- 6 第六十二条第一項の規定による自動車の継続検査の申請
- 7 第六十七条第一項の規定による自動車検査証の記入申請
- 8 第七十条の規定による自動車検査証等の再交付申請
- 二 道路運送車両法施行規則に関する次のこと。
 - 1 第六十二条の二第一項の規定による軽自動車使用の届出
 - 2 第六十二条の四第一項の規定による軽自動車届出済証の記載事項の変更申請
 - 3 第六十二条の六の規定による軽自動車届出済証の返納
 - 4 第六十二条の七の規定による軽自動車届出済証の再交付申請
- 三 自動車事故報告規則に関する次のこと。
 - 1 第三条第一項の規定による自動車事故報告書の提出
 - 2 第四条第一項の規定による自動車事故の速報
- 四 自動車損害賠償保障法の規定に基づく自動車損害賠償責任保険及び自動車損害賠償責任共済に関する事務の処理
- 五 原動機付自転車標識免税の申請（新規、再下付及び廃車に係るものに限る。）

別表第十二交通部運転免許課の項課長等の欄第一号の1中「五十五の項」の下に「から五十九の三の項までの事務、五十九の五の項」を加える。

附則

- 1 この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 一 別表第三一般的事項の表部長の欄第二十五号の改正規定、同表課長の欄第二十九号

の改正規定及び別表第四統計調査課の項の改正規定（同項部長の欄第二号に係る部分に限る。） 平成二十一年五月一日

二 別表第十二交通運輸免許課の項課長等の欄第一号の1の改正規定 平成二十一年六月一日

三 別表第四住宅課の項の改正規定 平成二十一年六月四日

2 この訓令の施行の日（以下「施行日」という。）前に徳島県事務委任規則の一部を改正する規則（平成二十一年徳島県規則第三十二号）による改正前の徳島県事務委任規則（昭和四十二年徳島県規則第十六号）第六条、第十条、第十三条、第十五条の二から第十五条の四まで、第十五条の五、第十五条の六又は第十八条の二から第十八条の五までの規定により委任を受けた者がした処分その他の行為又はこの訓令の施行の際現に当該事務に係る法令等の規定により当該委任を受けた者に対してされている届出その他の行為で、施行日以降においては改正後の第七条又は第十四条第一項の規定により総務事務管理課長又は教育委員会事務局の教職員課長がそれぞれ専決することとなる事務に係るものは、施行日以降における当該事務に係る法令等の適用については、知事とした処分その他の行為又は知事に対してされた届出その他の行為とみなす。

公 告

徳島県環境影響評価条例（平成十二年徳島県条例第二十六号）第六十五条の規定に基づき、徳島空港周辺整備事業に係る事後調査の結果に係る報告書（以下「法対象事業事後調査報告書」という。）を作成したので、同条例第六十七条第一項の規定により次のとおり公告し、法対象事業事後調査報告書を縦覧に供します。

平成二十一年六月二十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 法対象事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

1 名 称 徳島県

2 代 表 者 の 氏 名 徳島県知事 飯泉 嘉門

3 主たる事務所の所在地 徳島市万代町一丁目一番地

二 法対象事業者の名称、種類及び規模

1 名称 徳島空港周辺整備事業

2 種類 公有水面の埋立て

3 規模 約六五ヘクタール

三 法対象事業の実施区域

板野郡松茂町地先公有水面

四 法対象事業事後調査報告書の縦覧の場所、期間及び時間

1 縦覧の場所

国土交通省四国地方整備局小松島港湾・空港整備事務所

国土交通省四国地方整備局小松島港湾・空港整備事務所徳島飛行場出張所

徳島県県土整備部運輸政策総局港湾空港企画課空港地域整備室

徳島県東部県土整備局鳴門庁舎

徳島市市民環境部環境保全課

鳴門市市民環境部環境局環境政策課

松茂町企画財政課

北島町生活産業課

徳島県立図書館

松茂町立図書館

徳島県月見が丘海浜公園ビジターセンター

2 縦覧の期間

平成二十一年六月二十四日から同年七月二十三日まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。ただし、徳島県立図書館、松茂町立図書館及び

月見が丘海浜公園ビジターセンターにあつては、休館日を除く。）

3 縦覧の時間

午前八時三十分から午後五時まで。ただし、徳島県立図書館、松茂町立図書館及び

月見が丘海浜公園ビジターセンターにあつては、開館時間中。

五 意見の提出

法対象事業事後調査報告書について環境の保全の見地からの意見を有する方は、意見を書面（以下「意見書」という。）により提出することができます。

六 意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項

1 提出期限

平成二十一年八月六日まで

2 提出先

徳島市万代町一丁目一番地（郵便番号七七〇 八五七）

徳島県県土整備部運輸政策総局港湾空港企画課空港地域整備室

鳴門市撫養町立岩字七枚一二八番地（郵便番号七七二 〇〇一七）

徳島県東部県土整備局鳴門庁舎

なお、縦覧期間中は各縦覧場所に備付けの意見箱に入れることも可能です。

3 意見書の提出に必要な事項

意見書には、各縦覧場所に備付けの所定の用紙又は随意の様式を使用し、次に掲げる事項を記載してください。

- (一) 意見書を提出しようとする方の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (二) 意見書の提出の対象である法対象事業事後調査報告書の名称
- (三) 法対象事業事後調査報告書についての環境の保全の見地からの意見（日本語により、意見の理由を含めて記載してください。）